資料５

球磨村地域防災計画

~~（案）~~

備考：青字は本年度の追加・修正事項

令和８年度

沿革　平成１５年４月１日改正
平成１７年４月１日改正
平成１８年４月１日改正
平成２０年４月１日改正
平成２１年４月１日改正
平成２２年４月１日改正
平成２３年４月１日改正
平成２４年４月１日改正
平成２５年４月１日改正
平成２６年４月１日改正
平成２７年４月１日改正
平成２８年４月１日改正
平成２９年６月７日改正
平成３０年６月６日改正
令和元年６月５日改正
令和２年６月３日改正
令和３年６月２日改定
令和４年６月２日改定
令和５年６月７日改定
令和６年６月４日改定
令和７年６月３日改定
令和８年６月２日改定

目　　次

第１章　計画の前提等

第１節　計画の前提　２
第２節　防災に対する基本的考え方　２
第３節　令和２年７月豪雨災害対応にかかる検証報告　５
第４節　球磨村の特性　７
第５節　災害に関する協定　１２

第２章　災害予防計画

第１節　水害・土砂災害予防計画　１８
第２節　建築物等災害予防計画　２１
第３節　火災予防計画　２２

第４節　文化財災害予防計画　２４
第５節　災害危険地域指定及び監視計画　２５
第６節　地域防災力強化計画　２５
第７節　自主防災組織等育成計画　２７
第８節　防災知識普及計画　３１
第９節　防災訓練計画　３７
第１０節　避難所等整備及び避難に関する措置計画　３９
第１１節　避難行動要支援者等支援計画　４３
第１２節　タイムライン防災計画　４６

第３章　災害対策計画

第１節　災害対策本部　５０
第２節　各警戒レベルに基づく、役場及び村民の行動基準　５１
第３節　業務継続性の確保　５２
第４節　気象警報等伝達計画　５２
第５節　通信設備利用計画　５７
第６節　情報収集及び被害報告取扱計画　５７
第７節　広報計画　５９
第８節　避難収容対策計画　５９
第９節　水防計画　６５
第１０節　消防計画　６５
第１１節　自衛隊災害派遣要請計画　６９
第１２節　災害救助法の適応計画　７０
第１３節　救出計画　７１
第１４節　行方不明者等捜索及び遺体収容埋葬計画　７２
第１５節　医療保健計画　７３
第１６節　保健衛生計画　７４
第１７節　感染症対策計画　７５
第１８節　食料調達計画　７５
第１９節　給水計画　７５

第２０節　生活必需品供給計画　７６
第２１節　住宅応急対策計画　７７
第２２節　交通規制計画　７７
第２３節　輸送計画　７８
第２４節　廃棄物処理計画　７８
第２５節　文教対策計画　７９
第２６節　障害物除去計画　８０
第２７節　農林水産応急対策計画　８１
第２８節　電力施設応急対策計画　８１

第４章　災害復旧計画

第１節　公共土木施設災害復旧計画　８３
第２節　農林水産災害復旧計画　８４
第３節　公立学校復旧計画　８５
第４節　災害公営住宅計画　８５
第５節　災害ボランティア計画　８６
第６節　被災建築物応急危険度判定に係る実施本部業務マニュアル　８７
第７節　被災宅地の危険度判定　９１

地震時の心得　９２

別紙
災害対応の原則等　別紙第１　９４
自主防災計画書の一例　別紙第２　９５
災害対策本部の編制及び主要な任務　別紙第３　別示
関係機関による災害対応の一例　別紙第４　１００
各警戒レベルに基づく、役場及び村民の行動等　別紙第５　１０１
令和７年度災害調査行政区担当表　別紙第６　１０３
住民避難に係る行動基準及び避難所の運用等について　別紙第７　１０４
指定緊急避難場所要員の編成等　別紙第８　１０５

第　１　章

総　　則

第１章　計画の前提等

第１節　計画の前提

１　この計画は、球磨村防災会議が作成する「球磨村地域防災計画」として本村における各種災害の防災上必要となる災害予防、災害対策及び災害復旧に係る諸施策について定めるものとする。

２　この計画は、各種災害に関して、防災関係機関相互の密接な連絡調整を図るうえで基本的な大綱を示すもので、その実施細則については、さらに関係機関において別途マニュアル等を作成するものとする。

３　この計画は、災害対策基本法（昭和３６年法第２２３号）第４０条に基づき、防災に関し、各防災関係機関を通じて必要な体制を確立するとともに、防災行政を総合的かつ、計画的に推進し、村民の生命、身体及び財産を災害から保護するための、根拠として取り扱うものとする。

４　計画作成にあたっては、防災に対する基本的な考え方、令和２年７月豪雨災害対応に係る検証報告書、球磨村の特性等について、計画に反映させるものとする。

５　本計画は、上位計画である「球磨村国土強靭化計画」に基づき作成している。

本計画は、「計画本文」及び別冊「球磨村災害時業務継続計画」、「受援マニュアル」「消防計画」、「球磨村避難行動要支援者支援計画」、「球磨村災害廃棄物処理計画」により構成されている。

第２節　　防災に対する基本的な考え方

１　自らの身の安全は自ら守る

村民は、平時において「自らの身の安全は自ら守る」という防災の基本に基づき、自助・共助による防災体制を構築するとともに、自主防災組織の充実による地域の活性化を図り、隣保協同の精神と連帯感を醸成する。

また、本村は、災害の危険が高まった場合において、防災情報の提供、早めの避難情報等の発令、避難所の開設・運営等により、災害対応に万全を期すとともに、災害発生

時は、あらゆる関係機関と密接に連携する等、迅速な災害復旧対応を実施する。

２　災害対応の原則等

災害対応の原則等　別紙第１

３　防災に関する村民主体の取り組み強化

⑴　全　般

中央防災会議が内閣府に報告した平成 30 年７月豪雨を踏まえた水害･土砂災害からの避難のあり方について（報告）（３０．１２．２６）を踏まえ、これまで役場が主導的に防災対策を強化するという方向性を根本的に見直し、村民が「自らの命は自ら守る」意識を持って、村民自らの判断で避難行動をとり、役場は、それを全力で支援するという村民主体の取り組み強化により防災意識の高い球磨村を構築する。

⑵　村民が留意すべき事項

ア　防災対応は警報の発表（夜間発表の可能性含む）からおよそ２時間以内が原則である。一例として、避難の実施、避難の際の携行品の用意、避難場所の確認、避難の手段・方法の確認、不在家族との連携、近所への声かけ等を開始する。

イ　役場が一人ひとりの状況に応じた避難情報を提供する事は不可能である。

災害の脅威が間近に迫っているとき、役場が一人ひとりを助けに行くことは出来ない。

ウ　役場は万能ではない。村民の命を役場に委ねてはならない。

エ　避難するかしないか最後は村民の判断である。自らの命は自ら守るしかない。

オ　今逃げなければ自分や大事な人の命が失われるという意識を忘れてはならない。

カ　自然災害は決して他人事ではない。

気象現象は今後更に激甚化し、いつ、どこで災害が発生しても不思議はない。

キ　災害に関心をもってもらいたい。

避難の呼びかけ、一人では避難が難しい方への援助等、住民相互に助け合う気概が重要である。

４　住民の適切な避難行動の促進に向けた対応の方向性

⑴　全　般

中央防災会議が内閣府に報告した令和 ３ 年７月からの一連の豪雨災害を踏まえた

避難のあり方について（報告）（４．２．４）を踏まえ、激甚化・頻発化する災害の中で、一人ひとりの状況に即した避難情報の発令は困難であり、避難の最終判断は個人に委ねられることから、村民は「自らの命は自ら守る」意識を持ち、主体的に避難行動をとる必要がある。

このような村民主体の防災対策への転換は、一朝一夕に成し得るものではなく、災害文化を醸成する機運を高めていくために、粘り強く持続的に防災に関する教育と啓発活動を続けていくことが重要である。

⑵　住民の適切な避難行動の促進に向けた対応の方向性

ア　地域の防災活動の中心となるリーダーの育成

平時から自主防災組織等の地域の防災リーダーが中心となって、地域住民等と連携して避難計画の策定や避難訓練の実施等の防災に関する取り組みを推進するとで、住民の防災意識を向上させることが重要である。

このため、熊本県地域防災リーダー養成講座「火の国ぼうさい塾」の受講等を通じた積極的な防災士資格の取得を奨励する。

イ　参加型・体験型の実践的な防災活動の展開

地域毎に異なる災害特性を最も理解しているのは住民そのものである。

過去の災害経験を踏まえ、村民の積極的・自発的な防災活動を通じて、村民主体の防災対策への転換を図ることが重要である。

ウ　地域と学校が連携した防災教育の実施

防災教育は学校教育の場だけで行うのではなく、地域と学校が連携して行うことにより、子供達が単なる知識の教育に留まらず、地域住民とのコミュニケーションを通じた心を通わす機会を得ることで、主体的に避難行動を取れる態度や周囲の人を助ける心を育むよう創意する必要がある。

防災教育に、地域防災力の中核を担う消防団員等が積極的に携わっていくことは、消防団活動に対する理解、ひいては将来の地域防災力の担い手育成にも有効である。

エ　地区防災計画の作成推進を通じた地域防災力の向上

村民が地区防災計画を作成することで、意義・必要性を理解し、計画的・段階的な防災活動に資するため、地区防災計画の作成を奨励する。

また、球磨村自主防災活動支援事業実施要項（平成３１年３月制定）に基づき、地区から提出された地区防災計画及び日頃の防災活動等を審査し、自主防災組織として認定するとともに、地区防災計画は、球磨村地域防災計画の別添として定

めるものとする。

オ　防災デジタルに関する技術を駆使した避難行動を促す取組みの推進

住民一人ひとりの避難行動を促すためには、迫りくる災害の臨場感を、住民に効果的なタイミングで強く伝えることが重要である。

このため、熊本地方気象台等、関係機関との連携を緊密にし、村民に対して「今、何が起きているのか」について、防災デジタル技術を駆使しつつ、適時・適切に伝達することは住民の避難行動を促進するため極めて重要である。

第３節　令和２年７月豪雨災害対応にかかる検証報告

１　全　般

球磨村役場は、防災基盤を充実させるとともに大災害に対して村民の生命を守るため、令和２年７月豪雨災害にかかる検証結果を球磨村地域防災計画に随時反映させる。

なお、令和２年７月豪雨災害対応にかかる主な検証結果は以下のとおりであり、細部は、「令和２年７月豪雨災害対応にかかる検証報告」を参照されたい。

２　主な検証結果

⑴ 避難の呼びかけ、住民への情報共有

個別受信機及び屋外スピーカーが使用不能になったことを受けて、防災行政無線のデジタル化及び停電後７２時間使用可能となる機能を付加すること等について検証した。

⑵ 災害対策本部の運営

道路の寸断、断水及び通信機能の喪失により、当初、球磨村役場が孤立したことを受けて、中・長期的に防災拠点を整備するとともに、情報通信回線の強化等について検証した。

⑶ 職員参集、人員配置

道路網の寸断により職員が球磨村役場に参集できなかったことを受けて、職員の経験値に基づき、状況に応じた参集体制を構築すること等について検証した。

⑷ 救助活動、安否確認

道路の寸断により集落が孤立したことで、救助活動が難航したことを受けて、道路網、避難施設、倉庫及び通信インフラ等の整備について検証した。

⑸ 医療救護活動

受援体制が不十分であったことを受けて、受援を含めた医療活動マニュアルの作成等について検証した。

⑹ 応急給水、ライフラインの復旧

地区営水道の復旧に遅れが生じたことを受けて、運営補助の継続、施設管理や財政運営への指導助言等について検証した。

⑺ 物資の手配、配布

避難所における支援物資の保管・管理に苦慮したことを受けて、物資情報を積極的に発信するとともに、定期的に在庫管理を実施する等、システム化について検証した。

⑻ 避難所の運営

福祉、医療及び各種支援団体との調整等、幅広い分野への対応が必要となったことを受けて、保健師等の専門職員の巡回・常駐等を含み、情報共有について検証した。

⑼ 避難所における環境設定・感染症対策

感染予防が専門でない職員による対応となり苦慮したことを受けて、感染症対策マニュアルの整備等について検証した。

⑽ 避難行動要支援者の避難支援・福祉避難所

福祉避難所の開設・運営等について理解不足が生じたことを受けて、福祉避難所の開設及び運営方法等のマニュアル化について検証した。

⑾ 災害廃棄物の処理

計画していた仮置き場が使用不能になったことを受けて、災害廃棄物処理計画の見直しについて検証した。

⑿ 災害ボランティアの受入れ

災害対策本部と社会福祉協議会との情報共有及びニーズ把握に苦慮したことを受けて、災害対策本部と社会福祉協議会との連携体制の再構築（連携会議）について検証した。

⒀ 保健衛生対策

医療従事者の訪問事業で対応にバラツキが生じたことを受けて、情報収集要領についてルール作り（フォーマットの整備）について検証した。

⒁ 学校教育の再開

被災した児童及び保護者への情報発信に苦慮したことを受けて、情報発信のためのネットワーク体制の構築について検証した。

⒂ 住家被害認定調査及び罹災証明書の交付

判定が困難なケースについて事前学習や情報共有に苦慮したことを受けて、職員向けの事前研修等について検証した。

(16) 応急仮設住宅の建設

意識調査の基礎となる被災者台帳を平時から準備するとともに、関係機関との認識統一について検証した。

(17) 公費解体の実施

職員の業務の引継ぎを確実にするため、業務記録の確実な引継ぎ及び事務処理のためのマニュアル作成について検証した。

(18) 職員の健康管理・ケア

災害対応を優先せざるを得ない状況であったため、職員の健康管理が不十分となったことを受けて、状況により、外部から健康管理を担う機関の方々を招聘し、半強制的に健康管理を実施することを検証した。

第４節　球磨村の特性

１　地勢と人口

本村は、熊本県の南部に位置し、東は人吉市及び山江村、西は葦北郡芦北町、南は水俣市及び鹿児島県伊佐市、北は八代市坂本町に接し、東西 13km、南北 25km、総面積 207.58ｋ㎡であり、その 88%を森林が占め、村全体が山岳地帯となっている。

村の中央には、日本三大急流の一つの「球磨川」が東西に流れ、川を挟んで南に国見山（969m）、北に白岩山（1,002m）など 700m以上の山々がそびえ、これらの山岳を縫って大小無数の川が球磨川に注いでいる。

本村の主要道路は、球磨川沿いを併走する幹線道路である国道 219 号があり、国道に接続する球磨川の支流が形成した険しい谷間を通る狭隘な県・村管理の道路がある。

なお、村役場から人吉インターチェンジ（約 14km）、芦北インターチェンジ（約 19km）に加え、令和元年７月に開通した人吉スマートインターチェンジ（約 15km）が開通したことで、観光・防災面で利便性が向上している。

２　自然環境

⑴ 気温

熊本県は内陸盆地的な地形のため寒暖の差が大きく、夏は蒸し暑く、冬は冷え込みが厳しい気候である。球磨地方は、人吉盆地を中心とした内陸的な気候と山地型の気候となっており気象庁人吉地点の 2017 年の観測データでは、本村でも、平均気温が 15.6℃と過ごしやすいものの、冬場の日最低気温が氷点下、夏場は日最高気温が 36℃を超えるなど、災害時は冷暖房等の対策が必要である。

⑵ 降水量

球磨地方は九州山地の西側にあたり、降水量は比較的多く、本村の年間平均降水量は 2,300 ㎜を超える.

最近では、全国的にゲリラ豪雨や線状降水帯による豪雨が増加しており、全国どこで発生してもおかしくない状況である。また、ゲリラ豪雨等は予測が難しく、正確かつ迅速な判断及び避難情報の早期の伝達が特に重要となる。

令和２年７月豪雨災害において、球磨村のアメダス一勝地観測所では４７６ミリ／２４時間を記録するとともに、記録的短時間大雨情報が３回発表された。

大雨特別警報は、７月４日４時５０分に発表され同日１１時５０分に解除された。

３　本村における災害特性

（１）風水害の特性

ア　過去の主な被害状況

時　期	要　因	被害状況	備　考
1965（昭和 40）年 ７月３日	集中豪雨	床下浸水 69 世帯 床上浸水 166 世帯	災害救助法適用
1971（昭和 46）年 ７月 18 日～19 日	集中豪雨	床下浸水 39 世帯 床上浸水４世帯	
1971（昭和 46）年 ８月５日	集中豪雨	床下浸水 64 世帯 床上浸水 123 世帯	災害救助法適用
1972（昭和 47）年 ６月 12 日	集中豪雨	床下浸水 47 世帯 床上浸水３世帯	

1972（昭和 47）年 7 月 5 日～6 日	集中豪雨	床下浸水 51 世帯 床上浸水 97 世帯	災害救助法適用
1979（昭和 54）年 7 月 16 日	集中豪雨	床下浸水 78 世帯 床上浸水 30 世帯	
1982（昭和 57）年 7 月 24 日～25 日	集中豪雨	床下浸水 44 世帯 床上浸水 214 世帯	災害救助法適用
1993（平成 5）年 8 月 1 日	集中豪雨	床下浸水 48 世帯 床上浸水 68 世帯	
1995（平成 7）年 7 月 3 日～4 日	集中豪雨	床下浸水 43 世帯 床上浸水 53 世帯	
1996（平成 8）年 7 月 3 日	集中豪雨	床下浸水 45 世帯 床上浸水 14 世帯	
2004（平成 16）年 8 月 29 日～30 日	台風	床下浸水 22 世帯 床上浸水 6 世帯	
2005（平成 17）年 9 月 6 日	台風	床下浸水 28 世帯 床上浸水 25 世帯	
2006（平成 18）年 7 月 22 日～23 日	集中豪雨	床下浸水 34 世帯 床上浸水 31 世帯	
2008（平成 20）年 6 月 21 日～22 日	集中豪雨	床下浸水 21 世帯 床上浸水 10 世帯	
2012（平成 24）年 7 月 12 日	集中豪雨	床下浸水 21 世帯 床上浸水 3 世帯	
2020（令和２）年 7月4日	令和２年７月 豪雨	死者２５名 その他の被害は検証報告を参照されたい。	災害救助法適用

イ　土砂災害警戒区域

本村では、土砂災害防止法に基づき平成 19 年 2 月から土砂災害警戒区域の指定が順次進められている。

急傾斜地の崩壊が 184 箇所（特別警戒区域 178 箇所）、土石流が 102 箇所（特

別警戒区域 87 箇所）の計 286 箇所（特別警戒区域 265 箇所）が指定されている。また、山地災害が発生する危険性の高い「山地災害危険地区」も多く存在しており、土砂災害が発生する恐れのある箇所が多く存在している。

ウ　浸水危険地域

球磨川流域は梅雨前線及び台風による大雨が降りやすい九州中央部の多雨地域に位置しており、球磨川の中流部に位置する本村では、度重なる水害に見舞われており、国の直轄河川として護岸改修工事等が逐次施工されているが、洪水時には、住家の浸水や、道路が冠水して集落の孤立も発生している。

過去に浸水被害を受けた地域はもとより、低地、河川の合流点、河川の蛇行地域等は、潜在的な浸水危険地域である。

⑵　地震災害の特性

球磨村に影響を及ぼす断層帯は、布田川・日奈久断層帯、出水断層帯、人吉盆地南縁断層帯がある。

このうち、布田川・日奈久断層帯を震源とした地震が発生した場合、球磨村全土で震度５強の揺れとなり、出水断層帯を震源とした地震が発生した場合、球磨村全土で震度４の揺れが予想される。

また、人吉盆地南縁断層を震源とした地震が発生した場合、球磨村は人吉に近く、南側に大きな揺れが発生し、震度は５から６弱になるものと予想される。

資料　球磨村に影響を及ぼす断層

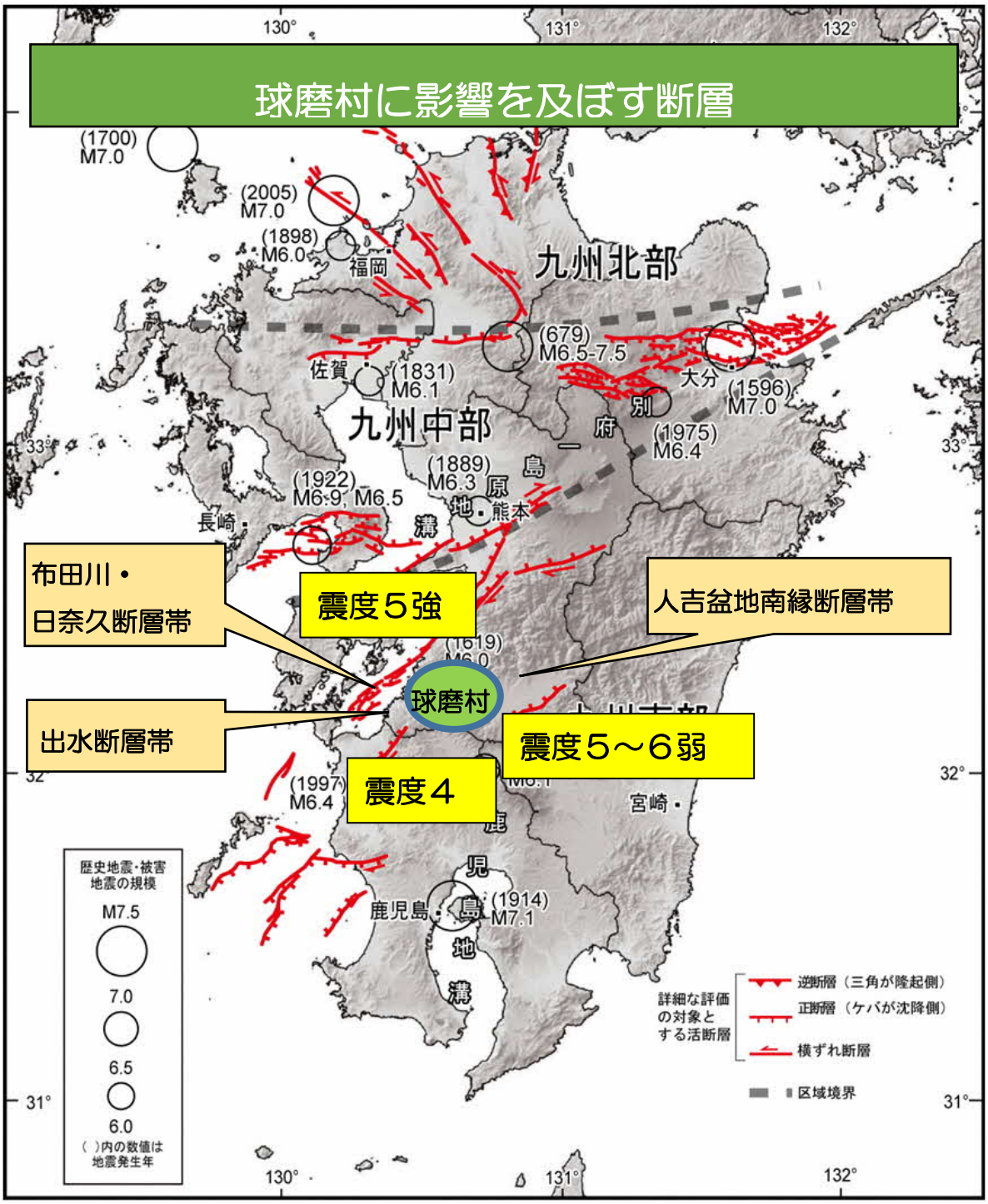

４　令和７年度に球磨村で発令した避難指示等

（1）　令和７年度に球磨村で発令した避難指示等は１回（令和４年度は５回）であった。

（2）　避難勧告等及び警報の種類等は以下のとおりである。

番号	時　　期	避難指示等	警報の種類等
1	8/10 日(木) 23:00- 8/11 日(金) 12:00	第３レベル 高齢者等避難	大雨・洪水注意報

（3）　分　析

ア　令和７年、球磨村では大雨警報の発表がなかった。

イ　令和７年、球磨村では高齢者等避難を１回発令した。

８月１０日（木）、熊本県に線状降水帯の半日前予測が発表された。

球磨地方は、２４時間雨量最大２００ミリ、１時間雨量最大４０ミリの予想であり、早期注意報は「中」であった。

１０日（木）夜のはじめ頃、北部九州の線状降水帯が予想以上の速さで南下を開始した。

線状降水帯は「鹿児島県まで南下する可能性がある」との情報を受け、球磨村役場は、急遽２３：００に高齢者等避難を発令した。

線状降水帯は、１０日（木）の夜遅くには熊本県玉名市及び長洲町付近まで南下し、１１日（金）明け方には八代市付近まで南下した。

線状降水帯が、ほとんど球磨地方にかからなかったことから、警報クラスの雨には至らず被害はなかった。

この間、防災無線放送及び消防団による避難の呼びかけにより、最大３世帯７名が避難した。

ウ　九州北部の梅雨入りは６月４日頃であり、梅雨明けは７月１９日であった。

また、梅雨期の雨量は過去の平均梅雨期の雨量の６８％であった。

エ　令和８年３月１５日（日）２３：１０に球磨村で震度３の地震を観測した。

第５節　災害に関する協定

１　大災害に見舞われた場合、球磨村独自の対応には限界があり、近隣市町村及び関係機関との協定に基づく、迅速な災害対応が必要となる。

球磨村は、係る観点から近隣市町村及び関係機関との災害に関する協定を、計画的・段階的に整備する。

２　災害に関する協定

令和６年５月末現在、災害に関する協定は以下のとおりである。

災害に関する協定書一覧

件　　名	調　　印　　者	調　印　日
熊本県市町村災害時相互応援に関する協定	甲：幸山政史熊本市長 乙：熊本県町村会長	平成１５年 ７月２３日 令和３年５月 25 日一部改正
災害時における廃棄物の収集運搬の支援に関する協定書に関する実施細目	甲：球磨村長 乙：県産業廃棄物協会長	平成２３年 ７月１日
九州・山口９県災害時応援協定	各県知事	平成２３年 １０月３１日
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	甲：球磨村長 乙：球磨村福祉協議会 会長職務代理者	平成２４年 ５月８日
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定の一部改正	同上	令和３年 ５月１０日
災害発生時における物資等の緊急輸送に係る協定書	甲：球磨村長 乙：熊本県トラック協会 会長	平成２６年 ２月２７日
災害に係る情報発信等に関する協定	甲：球磨村長 乙：ヤフー株式会社代表取締役	平成２９年 ９月１１日
災害発生時における球磨村と球磨村関係郵便局の協力に関する協定	甲：球磨村長 乙：一勝地郵便局長	平成３０年 １月２２日
災害により損壊した建築物等の解体撤去の支援に関する協定書	甲：熊本県 乙：熊本県解体工事協会	平成３０年 ２月６日
災害時の動物救護活動に関する協定書	甲：熊本県 乙：熊本県獣医師会	平成３０年 ２月６日

災害時における廃棄物の収集運搬の支援に関する協定書に関する実施細目	甲：球磨村長 乙：県清掃事業協議会長	平成３０年 ４月２０日
災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬等の支援に関する協定書に関する実施細目	甲：球磨村長 乙：県環境事業団体連合会長	平成３０年 ５月９日
大規模災害等発生時の防疫活動に関する協定の締結について	甲：蒲島郁夫知事 乙：熊本県ペストコントロール協会長	平成３０年 ２月１５日
球磨村見守り活動及び災害時応急生活物資供給等の協力に関する協定	甲：球磨村長 乙：生活協同組合くまもと代表理事理事長	平成３０年 ５月２８日
災害時における特設公衆電話の設置・利用に関する協定	甲：球磨村長 乙：西日本電信電話株式会社熊本支店長	平成３０年 ６月５日
防災無線装置等に関する協定書	甲：球磨村長 乙：人吉下球磨消防組合管理者	令和２年 ７月１日
指定緊急避難場所の指定に係る球磨村と神瀬保育園との協定書	甲：球磨村長 乙：神瀬保育園理事長	令和２年 １０月２９日 令和３年４月 １日一部改正

恋人の聖地ネットワーク災害時相互応援協定	市町村長共助会員 岐阜県：山県市長 静岡県：御殿場市長 大阪府：貝塚市長 大阪府：泉佐野市長 大阪府：泉南市長 兵庫県：朝来市長 岡山県：新見市長 広島県：尾道市長 高知県：室戸市長 高知県：黒潮町長 佐賀県：基山町長 熊本県：球磨村長	令和３年 ２月２２日
災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	甲：球磨村長 乙：株式会社ゼンリン九州 第二エリアグループ長	令和３年 ５月２１日
災害時における応急対策業務に関する協定書	甲：球磨村長 乙：有限会社相良建設 昭和建設株式会社 有限会社和田商会 松舟建設株式会社 光進建設株式会社 人吉支店 双栄建設株式会社 株式会社田代産業開発	令和３年 ５月２８日
発災時における一時的避難所施設としての使用に関する応援協定書	甲：球磨村長 乙：社会福祉法人智雲山福 祉会こがね保育園理事長	令和３年 ７月２７日

指定緊急避難場所の指定に係る球磨村と神瀬保育園との協定書	甲：球磨村長 乙：神瀬保育園理事長	令和３年 ４月１日
指定緊急避難場所の指定に係る球磨村と神瀬保育園との協定解除合意書	甲：球磨村長 乙：神瀬保育園理事長	令和４年 ３月３１日
指定避難所の指定に係る球磨村と神照寺との協定書	甲：球磨村長 乙：宗教法人神照寺住職	令和４年 ４月１日
災害復旧に関する覚書	甲：球磨村長 乙：九州電力送配電株式会社　人吉配電事業所長	令和５年 ３月１４日
陸上自衛隊西部方面隊と九州地区町村会との相互協力に関する協定	甲：西部方面総監 乙：九州地区町村会長	令和５年 ７月２４日
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	甲：球磨村長 乙：社会福祉法人慈愛園理事長	令和６年 ６月１７日
指定避難所の指定に係る球磨村と特別養護老人ホーム千寿園との協定書	甲：球磨村長 乙：社会福祉法人慈愛会特別養護老人ホーム理事長	令和６年 １１月６日
災害復旧に関する覚書の再締結	甲：球磨村長 乙：九州電力送配電株式会社　人吉配電事業所長	令和７年 ４月１１日
災害時における物資供給に関する協定	甲：球磨村長 乙：株式会社ナフコ代表取締役	令和７年 １１月１７日
指定避難所の指定に係る球磨村と神照寺との協定書の変更に伴う覚書	甲：球磨村長 乙：宗教法人神照寺住職	令和８年 ４月１日

第　２　章

災害予防計画

第２章　災 害 予 防 計 画

第１節　水害・土砂災害予防計画

１　治山対策

（1）　山地災害の原因と対策

熊本県の林野面積は４６万ｈａで県総面積７４万ｈａの約６３％を占め、そのうち本村の林野面積は１８，２６５ｈａ、村総面積の８８％を占めている。

森林があることにより豊富で良質な水源を涵養するとともに、多様な生物が生育する自然環境の形成、種の資源の供給、また保健休養の場になるなど、多大な恩恵を与えている。

一方で、森林内の急斜面で脆弱な地質の箇所に大量の降雨が集中すれば、地表の土砂流出や崩壊、地すべりなどの山地災害が発生し、人命財産に被害を与える危険性も有している。

熊本県は、火山地帯、破砕帯、断層など複雑な地質構造を有しており、梅雨・台風などにより集中豪雨が発生しやすく、その中にあって、本村も山地災害発生の危険性が極めて高い地域である。また、集落の上部などで山地災害が発生する危険性の高い「山地災害危険地区」が、多く存在しており、これらの地区の保安林指定を重点的に進め、森林が有している土砂崩壊・土砂流出の防止機能を最大限に発揮させるために、保安林整備事業や治山事業による保安林機能強化及び維持回復を進めていく必要がある。

本村は、林野総面積のうち６１％が人工林であるが、植林されてない森林も見受けられることから荒廃地化が懸念される。森林のもつ公益的機能を十分に活用するためには積極的な森林整備の推進が必要であり、その為にも植林等の整備を推進し、荒廃地化を防止するとともに、崩壊等の災害防止を図る必要がある。

（2）　保安林整備対策

山地における森林の存在は、それによって形成された落葉、落枝、林地土壌の作用が山地に降った雨を地中により多く浸透させ、降雨直後の地表流下量を減少させることにより河川流量の急激な増加を抑える機能があり、また林木の根系の物理的作用によって表土の流失又は崩壊の発生を防止する等、洪水調整機能、渇水緩和機能および浸食防止機能等に優れた効果をもっている。

しかし、これらの森林が無秩序な伐採、開発や災害によって破壊された場合、また地味劣悪のため粗悪な林相を呈している場合には、放置すれば前記の諸保安機能が低下し又は喪失して荒廃をまねくおそれがある。これらに対して、質的向上を図るため治山施設を整備しながら改植、補植及び下刈り等を実施して、健全な保安林を育成することにより、森林の土砂の流出及び崩壊防止等の維持増進を図ることとしている。

本村は、保安林指定面積４，８５８ｈａで施業要件の指定等国・県の施策とも相まって森林の水源涵養機能と土砂流出防止機能の維持増進を図り災害の未然防止を期するものとする。

（3）　荒廃地復旧対策

過去の集中豪雨等により荒廃した森林を放置すれば、さらに崩壊や土石流の発生を招く危険性がある。そこで、集落や公共施設等の保全対象に影響を及ぼすおそれが高い箇所から、治山施設（谷止工、流路工、山腹工等）を設置するとともに、植

栽や緑化により早期に森林に復旧し、森林の有する多面的機能を発揮させていく。

２　土砂災害対策

（1）　土石流対策

熊本県は、県土の約８割が山地や丘陵地となっており、また破砕帯層など脆弱な地質が広く分布していることから、豪雨の際には、土砂や流木が一時に土石流となって下流に流送され、人命や人家、耕地、鉄道その他公共施設等に甚大な被害を及ぼすおそれがある。土石流の発生の危険性があり人家に被害を及ぼすおそれのある土石流危険渓流の数は、県全体で3,920渓流となっている。

平成24年７月12日の熊本広域大水害では、土砂災害等により、23名の死者を出す甚大な被害となった。

県においては、土石流危険渓流等に対して、砂防法に基づき渓流の流出土砂量、災害の状況、流域の地質状況及び経済効果等を検討して、1,873箇所、11,976haを砂防指定地に指定して（平成２８年１２月３１日現在）おり、土石流対策の施設整備を推進するとともに、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号、以下「土砂災害防止法」という。）」に基づき、土砂災害警戒区域等の指定を推進し、警戒避難体制の整備の支援及び危険区域への新規住宅等の立地抑制を図る。

また、土砂災害警戒区域の指定に至らない土石流危険渓流についても災害対策基本法に基づき、地域防災計画に土石流危険渓流における土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は特別警報、警報の発表及び伝達、避難、救助に関する事項について定めるものとする。

加えて、土砂災害から住民の生命、財産を守るためには、「災害から守る」「災害から逃げる」という二つの取り組みが必要であり、緊急度に応じたハード対策（施設整備）、土砂災害の発生のおそれがある箇所におけるソフト対策（警戒避難等）両面からの総合的な土砂災害対策に取り組むものとする。

（2）　急傾斜地崩壊（がけ崩れ）防止対策

最近における災害の中で、集中豪雨による急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）が全国各地で多発し、公共建物、病院、人家密集地等に重大な被害を及ぼしている。

県では、平成11年から12年にかけて実施した急傾斜地崩壊危険箇所点検調査により、がけ高５m以上、がけの角度30°以上の急傾斜地崩壊危険箇所は、9,463箇所となっている。

急傾斜地崩壊危険箇所等に対して、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき急傾斜地崩壊危険区域に指定し（平成23年3月末現在961箇所指定）、区域内における行為の制限、防災措置の勧告を行うとともに、緊急を要する箇所より順次崩壊防止工事を実施している。

また、急傾斜地崩壊危険箇所については「土砂災害防止法」に基づき、土砂災害警戒区域等の指定を推進し、警戒避難体制の整備の支援及び危険区域への新規住宅等の立地抑制を図る。

なお、「土砂災害防止法」に基づく土砂災害警戒区域の指定があったときは、防災会議は、地域防災計画において当該警戒区域ごとに土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとし、円滑な警戒避難を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

さらに、まだ土砂災害警戒区域の指定に至らない急傾斜地崩壊危険箇所について

も災害対策基本法に基づき、地域防災計画に急傾斜地崩壊危険箇所における土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は特別警報、警報の発表及び伝達、避難、救助に関する事項について定めるものとしている。

（3）　住民の早期避難対策（自主避難の推進）

平成24年７月に発生した熊本広域大水害では、未明からの記録的豪雨により、県内各所で河川の氾濫や土砂災害が発生し、甚大な被害が発生した。とりわけ、「これまでに経験のないような大雨」を記録した阿蘇地域では、深夜に住民が避難行動をとることは現実的に困難であり、仮に避難を行ったとしても、かえって被災が懸念される状況であったことが、その後の検証結果から明らかになった。

また、平成25年には伊豆大島（東京都大島町）で、台風第26号における記録的な集中豪雨により、三原山噴火で斜面に堆積した火山灰などの表層部が一気に崩れ落ち、甚大な人的被害がもたらされたが、伊豆大島の災害における火山灰層崩落の構造は、阿蘇地域の土石流災害と同様のメカニズムであると専門家から指摘されている。これらの災害を通して得られた教訓は、「空振り」を恐れず、危険が切迫する前に、早期に住民を避難させることが被害の未然防止に極めて有効であるという「予防的避難」の考えである。

住民の「いのち」を最優先するという考えのもと、大雨等が予想される際の「予防的避難」に取り組む村への支援等を通じて「自主避難」の取組みを広め、災害から住民を守るとともに、住民の防災意識の高揚に努めていくものとする。

（4）　土砂災害に対する村民の心構え

令和２年度末現在、球磨村における土砂災害警戒区域は、２８６箇所である。

土砂災害特別警戒区域は「建物が破壊され、住民に大きな被害が生じるおそれがある区域」であり、土砂災害警戒区域は「土砂災害のおそれがある区域」であり、同じ行政班内でも、特別警戒区域から、より、離れた方が安全である。

令和３年３月末現在、球磨村で土砂災害警戒区域内に居住している世帯は６９６世帯であり、全体の約４８％にあたる。

そのうち、集落の全世帯が土砂災害警戒区域内という集落は１３集落であり、全世帯が土砂災害警戒区域外という集落は１０集落である。

球磨村７８集落のうち、６８集落は、集落内に土砂災害警戒区域内居住世帯を抱えている。

村民は自分が住んでいる地区の特性を把握し、特に、土砂災害警戒区域内に居住している住民は、自分が危険な区域に居住していることを常に念頭において生活しなければならない。

３　治水対策

（1）　概　要

国及び県は水防法（昭和 24 年法律第 193 号）に基づき、洪水により住民の生活上重大又は相当な損害を生じるおそれがある河川を洪水予報河川又は水位周知河川に指定し、水位情報を一般に周知するとともに、洪水浸水想定区域（想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域）の指定を推進し、水害による被害の軽減の支援を行っている

本村の中央を東西に流れる球磨川は、令和２年７月豪雨において甚大な被害を受け現在も護岸工事及び掘削作業等を実施中であり、災害に対して微弱な状態にある。

このため各支流の準用河川とともに砂防工事とも関連して国・県へ被災箇所の早

急な復旧を要望することにより災害の未然防止に努めるものとする。

河川整備については優先度の高いものから社会資本整備重点計画に沿って重点的に改修事業実施している。

（2） 事業の内容

本村は、地域的特異性から台風や豪雨に見舞われることが多く、近年は、局地的集中豪雨による災害も甚大であり、令和２年７月豪雨では２５名の尊い命を喪った。これらの災害から生命財産を守るため河川の規模、危険度に応じて、社会資本総合整備計画等に沿って、治水事業として広域河川改修事業（9河川）総合流域防災事業（７河川）、情報基盤整備事業等を実施していく。

⑶ 洪水災害に対する村民の心構え

平成２９年３月に国土交通省九州地方整備局は、浸水想定区域図（想定最大規模）を通知した。

昭和３２年７月の諫早豪雨（1 日で 1109 ミリの雨、1000 年に１回の雨）規模の雨が降った場合、球磨村では、どの位まで浸水するのかを想定したものあり、渡地区は、渡保育園付近まで球磨川の水が増水し、一勝地地区は、野々原集落付近まで球磨川の水が増水する想定である。

また、神瀬地区は、松野集落付近まで球磨川の水が増水する想定である。

球磨川流域に居住する住民は、特に、上流域の雨の降り方に留意し、水位観測所の氾濫危険水位越え情報に基づき、速やかに避難できるよう、あらかじめ、避難経路、避難場所、避難の手段等を明らかにしておく必要がある。

なお、令和３年３月末に、防災マップを想定最大規模等について改定し全世帯に配布を完了するとともに、本村のホームページ上にWeb版を掲載した。

４ 道路橋梁対策

（1） 道路対策

本村の道路延長は２９５．２５km（国・県道を含む）であるが、そのうち主要幹線はみな河川に沿って山腹、傾斜地を走り、豪雨時における崩土、路肩決壊等の災害は予断を許さないものがある。

今後災害発生のおそれのある箇所を十分調査し防災施設の整備を図るものとする。

（2） 橋梁対策

本村内に架設されている橋梁は、１６１橋（国・県道を含む）である。

村道及び国県道についても全て永久橋に替えられているものの、洪水時に冠水する橋も存在し、道路対策と関連して逐次改修に努めるものとする。

５ 内水氾濫対策

近年の気候変動による集中豪雨の多発や雨水流出量の増大により、内水氾濫の被害リスクがあることから、排水装置を設置する等、浸水被害軽減に向けて必要な対策を講ずるものとする。

第２節 建築物等災害予防計画

１ 防災対策の推進

建築物の新築及び増築等に際しては、建築確認申請を通じて、建築基準法や消防法に基づき、必要な防災対策を講じる。

また、低層の木造老朽建築物が密集し、大規模な火災発生のおそれがある地区に対し、住宅地区改良法等を活用した建築物の不燃化や耐震化等に向けた啓発を行う。
この際、住宅用火災警報器設置義務化に向けた啓発等、住宅防火対策の推進に努める。

２　既存建築物等の防災対策

（1）耐震改修促進計画及び同実施計画に基づき耐震診断・改修の促進を図る。

（2）身近な木造住宅の耐震化に向け、村民への住宅耐震化促進に係る啓発を強化する。

（3）既存の特殊建築物等については、定期報告制度や防災査察等によって建築物の防災維持に努める。

（4）建築物の外壁や広告板等の落下による人的被害を未然に防止するため、落下物対策を推進する。

⑸ 危険なブロック塀等の倒壊による人的被害の防止及び避難経路の確保を目的として、ブロック塀等の安全確保に関する事業（住宅・建築物安全ストック形式事業）を実施する。本事業における避難路は、住宅や事業所等から避難所等に至る私道を除く経路とする。

第３節　火災予防計画

１　火災予防思想の普及徹底

（1）　火災予防運動

火災は生活水準の向上に伴い年々増加し多様化傾向にあり、未然に防止し被害の拡大を防止するためには、日頃から予防消防に徹し、また防火対策を強化に推進することが必要である。

本村においては人吉下球磨消防組合消防本部との連携を保持し、防火についての知識の普及、小学校、保育園等の避難誘導訓練等を実施するとともに、全国一斉に行われる春秋 2 回の火災予防運動に併せ、防災行政無線放送による広報、模擬火災の訓練等を行い、火災予防思想の普及徹底に努める。

また、広報活動及び関係機関との連携強化等を通じて住民一人ひとりの防火意識の高揚及び住宅用防災機器等の普及を図る。

（2）　予防査察

必要により、火災予防運動期間を活用し、各分団員は各家庭を巡回する等により防火診断を行い、予防消防の確立に万全の態勢を整える。

（3）　危険物火災予防

危険物貯蔵所等においては、消火設備機械器具等を常時完備しておくとともに、火災危険物の排除に努めるよう指導する。

２　消防力の充実強化

（1）　本村の地形及び現状に鑑み、消防団の編制見直し、消防施設の整備及び人的消防力である消防団員の教養訓練の徹底により消防力の充実、強化を図るものとする。

（2）　消防団の編成見直し

球磨村の人口増減、消防団の活動実績等を踏まえ、必要により編制定数の見直しを実施する。

（3）　消防施設の整備

ア　小型動力ポンプ付積載車の整備

消防庁及び県消防保安課等と緊密な連携により、補助金・助成金・交付金等の有効活用するとともに、積載車の耐用年数等を考慮しつつ、必要な整備を行う。

各分団は、小型動力ポンプ付積載車の管理責任を有していることを念頭において、使用前・後の点検等を確実に実施する等、積載車を常に良好な状態に維持するとともに、車検整備等について、防災係と連携するものとする。

なお、令和２年７月豪雨のため、小型動力ポンプは３台が被災した。

イ　防火水槽及び消火栓の整備

消防庁及び県消防保安課等と緊密な連携により、補助金・助成金・交付金等を有効に活用するとともに、防火水槽及び消火栓の耐用年数等を考慮しつつ、必要な整備を行う。

各分団は、防火水槽及び消火栓の点検・整備を確実に実施し、稼働率の維持に努めるとともに、施設の更新等について、防災・交通係と連携するものとする。

なお、令和２年７月豪雨のため、貯水槽５槽、消火栓２３器が被災した。

（4）　消防団員の教養訓練の徹底

新入団員、幹部及び機関担当員講習の実施、人吉下球磨消防組合さらには熊本県消防学校での研修等により団員の資質向上を図る。

（5）　消防力の現況は次の次表のとおりである。

団員数等		ポンプ現有数		防火水利		
分団数	団員数	小型動力ポンプ付積載車	小型動力ポンプ	貯水槽	河川	消火栓
６	１５７	１６	９	９０		１１５

３　林野火災予防

（1）　火災予防

火災の原因は、落雷、噴火、摩擦熱等の天災は例外として、その殆どがタバコ、焚き火の不始末等、人為的なミスから生起している。

このため、広報活動等を通じて、適時・適切に注意喚起が重要である。

（2）　予防措置の一例

ア　広報誌及び防災無線放送による啓発教育

イ　危険地域、主要入山口に標板、制札、ポスターの掲示

ウ　森林所有者等による消防組織の確立

エ　たき火、喫煙の制限、立入り許可の厳正なる実施および監督

オ　森林保全巡視の実施

カ　林野火災望楼の設置及び付属品の整備

※一例：警報旗、望遠鏡、警鐘又はサイレン、湿度計、風速計、防火用器具、地図、電話又は無線通信設備、自動音声、警報機、防火ポスト、立看板、標識板等

キ　火災危険地区森林に、延焼防止のための防火施設を整備する。

⑶　林野火災に伴う空中消火

例年３月から５月は林野火災が発生しやすい時季である。

林野火災の発生に際しては、延焼拡大の推移を見通し、消防防災ヘリコプターの応援要請を求めるとともに、自衛隊ヘリコプターの応援要請についても時機を逸することなく要請を行う等、被害の拡大防止体制を確立する。

この際、人吉下球磨消防組合本部及び陸自西部方面航空隊本部の担当者と役場防

災部局の担当者との間に連絡体制を構築するとともに、情報交換と迅速な派遣要請に留意する。

第４節　文化財災害予防計画

１　文化財の災害予防対策

全国的に文化財の災害で最も多いのは、火災によるものである。

特に、有形文化財にあっては、木質、紙質、布質等が多いので、火災により被害を受けることが多い。

このことは、明治30年文化財の指定制度が確立されてから今日までに、火災によって焼失した指定建築物が230余棟にも達していることでも明らかである。

その他、風水害や地震による被害も多く、令和２年７月豪雨では８件の神社仏閣等が被災した。

（１）講習会の開催等

住民に対して、文化財における防災意識の醸成を図ることが重要である。

なお、防災施設については補助制度の対象としている。

ア　文化財講習会を開催し、関係者の文化財保護に対する認識を高める。

イ　教育委員会と地元警察、消防機関および所有者との連絡を密にし、防災について指導する。

ウ　所有者に対し、保存の方法について指導する。

（２）防火対策

文化庁文化財保護部で発行した「文化財防火、防犯の手引き」に基づき、防火に関し、次のとおり措置するよう指導する。

ア　防火管理の体制を確立する。

防火計画を策定するとともに、防火訓練、防火講習会または研究会等を積極的に実施し、防火体制を確立する。

イ　環境の整理等

防火体制と保護活用の両面から防火を主体とした文化財の整理整頓を実施する。

ウ　火気の使用を制限する。

火気の使用は、火災予防条例により規制する。

エ　火災危険の早期発見と改善等を図る。

火災の発生するおそれのある箇所を調査し、防火診断を受け、これに基づき改善する。なお、建造物の防火施設としては、次の設備を整備するよう指導する。

(ア)　消火設備

- 消火器および簡易消火用具
- 屋内消火栓設備
- 屋外消火栓設備
- 放水銃
- スプリンクラー設備
- ドレンチャー設備
- 動力消防ポンプ設備警報設備
- 自動火災報知設備
- 漏電火災警報器

・ 消防機関へ通報する火災報知設備
・ 非常警報器具または非常警報設備

（イ） その他の設備

・ 避雷装置
・ 消防用水
・ 消防進入道路
・ 防火塀、防火帯
・ 防火壁、防火扉

２ 出土品・記録類の保管のあり方

教育委員会は、貴重な出土品・記録類が火災や盗難により消失する事故を防ぐために、所管の出土品・記録類について、火災・災害等に備え、その種類または内容によって、保管・整理の方法を工夫し適切に実施する。

第５節 災害危険地域指定及び監視計画

１ 災害危険箇所等の把握

（1） 近年の急激な土地利用形態の変化に伴い、以前から人の居住しなかった地域が住宅地になる等により危険箇所となっていることもあり、もれのないように、常に現状把握を行うものとする。

⑵ 防災関係施設(堤防、樋門等)の整備により危険箇所の指定から外されている場合においても異常な自然現象や当該施設が破損すれば、甚大な被害が発生するおそれのある箇所について、状況を把握しておくものとする。

２ 災害危険地域の指定

本村は、以下を基準として、当該箇所を災害危険地域に指定する。

（1） 河川で危険と思われる箇所
⑵ 土石流、急傾斜地（がけ崩れ）の発生により危険と思われる土砂災害危険箇所
（3） 山腹の崩壊等により危険と思われる地域

第６節 地域防災力強化計画

１ 概 要

本村は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に基づき、平常時より災害に対する備えを心がけ、地域の防災活動に積極的に参加するなど、積極的に地域コミュニティづくりを進め、地域一体となった防災・減災体制を構築するものとする。

２ 自 助

村民は「自らの身の安全は自ら守る」、「自分達で出来ることは自分達で行う」が自助の基本であることを自覚し、平時に防災知識の習得に努め、災害に備えるものとする。

また、災害時には、早めに避難処置をとる等、自らの命を守る行動をとるとともに、近隣住民相互に協力し、防災活動に努めるものとする。

（1） 平 時

ア 知識等の取得

（ア） 過去の災害の発生状況

（イ） 天気予報及び警報等の種別と対策

（ウ） 防災教育・防災訓練等への参加

イ 事前の確認

（ア） 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路、避難方法、災害危険箇所

（イ） 家族等との安全確認

（ウ） 就寝場所の安全確認

（エ） 災害情報の入手方法

（オ） 防災行政無線個別受信機の使用法

ウ 事前の備え

（ア） 住宅の耐震化、家具の固定、ブロック塀の補強

（イ） 防災メールサービスへの登録

（ウ） 最低３日分（推奨１週間分）の水・食料等生活必需品の備蓄（日常備蓄※含む）※日常備蓄：日頃利用している食料品や生活必需品を少し多めに購入しておく備蓄方法で無駄にならない。

（エ） 非常持ち出し品（非常食品、健康保険証、お薬手帳、着替え、懐中電灯、ラジオ等）の準備　　※非常準備持ち出し品として準備しておく物は、薬の服用の有無など家族の情況によって異なる。

⑵ 災害時の行動

ア 早めの避難（予防的避難含む）等命を守る行動

イ 近所の避難行動要配慮者等に対する避難支援

ウ 避難所運営等への協力

３ 共 助

村民は、平時より地域活動を通じて、地域の防災活動に参加する等積極的なコミュニティづくりを進め「自分たちの地域は自分たちで守る」という隣保協同の精神と連帯感により行う防災活動「共助」による地域における防災体制の構築に努める。

災害時には、地域住民が一致団結して「地域で出来ることは地域で行う」を目標に地域での予防・安全対策に努めるものとする。

⑴ 平時の活動

ア 防災に関する知識の普及

イ 地域一体となった防災訓練の参加（村と連携した訓練等）

（ア） 避難指示等の地域への情報伝達訓練

（イ） 被害情報（安否確認含む）の把握、村への情報伝達訓練

（ウ） 避難行動要支援者等に対する避難支援訓練

（エ） 避難所の運営訓練

（オ） 消火訓練　等

ウ 情報の収集伝達体制の整備

エ 火気使用設備器具等の点検

オ 防災用資基材等の備蓄及び管理

カ 危険箇所の点検・情報共有

（ア） 地域の見回り

（イ） 地域防災ハザードマップの作成

（ウ） 避難行動要支援者の把握
（エ） 地域内にある他組織と連携促進

⑵ 災害時の行動

ア 地域内の被害情報等の情報収集・村への伝達
イ 出火防止・初期消火の実施
ウ 地域内における避難勧告・指示等の情報伝達
エ 地域住民に対する安否確認及び避難誘導
オ 避難行動要配慮者等に対する避難支援
カ 救出・救護活動への協力
キ 避難所の運営
ク 見回り等による避難所以外の避難者の情報の把握
ケ 避難所における給食・給水及び物資配分等の協力

４ 公 助

地区の世帯数・人口及び平均年齢等を考慮し、平時において役場職員の巡回・声かけにより実情を把握するとともに、災害発生等非常時における当該地区への職員派遣、自衛隊、警察、消防、DMAT等、関係機関の派遣、緊急車両派遣のための道路開放及び住民の航空機避難等について、事前に関係機関と調整し、不測事態対応に万全を期する。

５ 事業所による防災力の向上

事業所は、地域の防災訓練等へ積極的に参加する等、平時から地域の住民とコミュニケーションを図り、特に要支援者利用施設においては、災害に備えて避難方法の検討や訓練を行うものとする。

また、災害発生時に速やかに避難行動をとり、避難後の避難所運営の手助けを行う等、自助・共助に基づく自発的な地区内の防災活動を行うよう努める。

第７節 自主防災組織等育成計画

１ 概 要

災害からの被害の軽減や安心・安全を確保するためには、行政による公助はもとより、村民一人ひとりの自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティー等による共助による役割は大きい。

特に、地域住民による自主的な初期防災活動は被害の拡大防止のため、極めて重要である。

住民の隣保協同の精神と連帯感に基づく防災組織の充実強化を図り、防災意識を高揚させるとともに人命の安全確保に資することを第一義として、自主防災組織の結成・活動を促進することで、大規模な災害・事故等に備えることが重要である。

２ 自主防災組織育成の考え方

⑴ 本村は、自らが被害の防止・軽減を図り、「自分たちの地域は自分たちで守る」、「地域で出来ることは地域で行う」を第一義とし、地域住民により積極的に自主防災組織づくりを進めるとともに、平時から自主防災組織の活動に積極的に参加をする。

また、女性の参画等、多様な世代が参加できるよう留意する。

⑵ 本村は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成・活動の活性化を図り、消防団や

事業者、団体等との連携を通じて地域が一致団結し、災害時には、村と自主防災組織が連携を密に行い、自主防災組織による安否確認や避難支援、避難所で自ら活動する等、自主防災体制の整備に努めるものとする。

３　地域住民等の自主防災組織

⑴　組織の育成及び活動促進

本村は、県や消防などの関係機関と連携しながら、自主防災組織の結成を促すとともに、育成・強化に関して必要な支援、助言及び指導等を行うものとする。

また、災害時に自主防災組織と連携して災害対応を行えるよう、日頃から組織の活動状況を把握し、連絡網を構築するとともに、訓練等を通じて連携体制を確保しておくことが重要である。

⑵　主な活動内容

ア　平常時の活動

（ア）　防災に関する知識の普及
（イ）　地域が一体となった防災訓練の参加（各関係団体等と連携した訓練等）
（ウ）　情報の収集伝達体制の整備
（エ）　火気使用設備器具等の点検
（オ）　防災用資機材等の備蓄及び管理
（カ）　危険箇所の点検・情報共有
（キ）　避難行動要支援者の把握
（ケ）　地域内にある他組織との連携促進

イ　災害時の活動

（ア）　地域内の被害状況等の情報収集・村民への伝達
（イ）　出火防止、初期消火の実施
（ウ）　地域内における避難勧告・指示等の情報伝達
（エ）　地域住民に対する安否確認及び避難誘導
（オ）　避難行動要支援者への避難支援
（カ）　救出・救援活動の協力
（キ）　避難行動における避難場所、避難所の運営協力等
（ク）　見回り等による避難場所以外の避難者情報の把握
（ケ）　避難所における給食・給水及び物資配布等の協力

⑶　自主防災組織と消防団との連携等

本村は、自主防災組織と消防団との連携等を通じて防災体制の充実を図るとともに、女性の参画等、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、防災活動の充実を図るものとする。

本村は、自主防災組織の訓練実施に際して、消防団が指導的役割を担うための措置を講ずるよう努める。

４　事業所の自衛消防組織等

大規模災害発生時には、多数の者が利用・従事し、又は危険物を製造・貯蔵する施設・事業所等では、火災の発生、危険物類の流出、爆発等により大規模な被害の発生が予想されることから、これらの被害の未然防止・軽減を図るため、施設等の代表者や責任者は、自衛消防組織等を結成し、あらかじめ消防・防災計画を定め、訓練を積み重ねておくものとする。

また、災害時に事業者の果たすべき役割（従業員・来客者等の安全確保、二次災害の防止、地域貢献等）を十分に認識し、事業所は、大規模災害時に被害を最小限に食い止め、重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定し、ＢＣＰの継続的な運用・見直しを行う事業継続マネジメント（ＢＣＭ）を構築するよう努めるものとする。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る事業継続計画の作成を促す。

事業所は、協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

⑴　事業所に対する指導

事業所の自衛消防組織等の設置について、法令に基づき指導する責任を有する関係機関は、所管事業所の指導を徹底するものとする。

また、村・消防機関及び関係機関は、法令により自衛消防組織等の設置が義務付けられていない事業所に対しても、自主的な防災組織の必要性を説き、代表者や責任者の理解・協力を得て、防災組織の育成・強化を図るものとする。

なお、本村は、事業所に対して地域コミュニティの一員として、地域の防災訓練等に積極的に参加するよう呼びかけるものとする。

⑵　対象施設

対象施設としては、多数の従業員がいる事業所等で自衛消防組織等を設置し、災害防止にあたることが効果的であると思われる施設とする。

⑶　組織づくり及び活動計画の策定

組織の効率的な活動を推進するため、それぞれの施設において適切な規約等を作成し、事業所の規模、形態により実態に応じた組織づくり及び具体的な活動計画の策定を行うものとする。

⑷ 主な活動内容

ア　平時の活動

（ア）　防災訓練の実施

（イ）　施設及び設備等の点検整備

（ウ）　従業員等の防災に関する教育の実施

イ　災害時の活動

（ア）　従業員等の安否確認

（イ）　情報の収集伝達

（ウ）　出火防止、初期消火の実施

（エ）　避難誘導

（オ）　救出・救護の実施及び協力

（カ）　避難所の運営協力

５　自主防災組織の充実と地区の活性化

災害が起きた後に自主防災組織が迅速・確実に機能するためには、日頃の備えが極めて重要である。

このため、自主防災活動は自治会活動の延長と捉え、「自分達の地区は自分達で守る」という観点から、地区の集まりにおいて、住民主導により個人の準備、避難路及び避難施設の整備等について話し合い、地区の意見を取り纏め、地区の意見として役場に上申する等、これらの活動を通じて、地区の活性化を図ることが重要である。

この際、役場は地区を人的・物的に支援する。

加えて、自主防災組織の簡略化、軽易な計画書の作成と提出、避難訓練等の実施、自主防災活動への子供の参画等により、自主防災活動の継続性に留意する。

６　地区防災計画の一例　　別紙第２

７　自主防災活動の支援

球磨村は、球磨村自主防災活動支援事業実施要項（平成３１年２月）に基づき、球磨村において自主防災活動を支援するにあたり、地域防災力の向上を図ることを目的として、資機材等の基盤整備を支援する。

８　自主防災組織

令和８年５月末現在、球磨村自主防災活動支援事業実施要項に基づき、提出された地区防災計画及び日頃の防災活動等を審査し、球磨村長が自主防災組織として認可した組織は、以下のとおりである。

球磨村自主防災活動支援事業実施要項に基づく、球磨村の自主防災組織

番号	認　定　日	組　織　名	会　長　名
1	平成３１年　３月　１日	松谷自主防災組織	山本　貴二　氏　※
2	平成３１年　３月１５日	吐合・中屋自主防災組織	森　敬太郎　氏
3	平成３１年　３月２５日	那良自主防災組織	金栗　宏也　氏
4	平成３１年　４月１８日	伊高瀬自主防災組織	伊高　勝　氏
5	令和　元年　７月　１日	小川自主防災組織	小川　豊明　氏
6	令和　元年　７月　４日	中園自主防災組織	永椎　三郎　氏　※
7	令和　元年１０月１１日	田代自主防災組織	田代　一郎　氏　※
8	令和　２年　３月３０日	峯自主防災組織	地下　孝次郎　氏
9	令和　２年　４月　７日	島田自主防災組織	古川　敏男　氏　※
10	令和　３年　７月１４日	大瀬自主防災組織	大瀬　常喜　氏　※
11	令和　３年１１月２４日	大無田自主防災組織	田中　正俊　氏　※
12	令和　３年１１月２４日	上蔀自主防災組織	上蔀　繁樹　氏　※
13	令和　３年１１月２４日	楮木自主防災組織	犬童　大輔　氏　※
14	令和　４年　９月１２日	渡西自主防災組織	浦野　八百喜　氏※
15	令和　４年　９月２７日	横井自主防災組織	横井　英幸　氏　※
16	令和　５年　１月１８日	松舟自主防災組織	松舟　弘之　氏　※
17	令和　５年　５月１８日	境目自主防災組織	境目　伸二　氏　※
18	令和　５年　６月２６日	川島自主防災組織	川島　照男　氏　※
19	令和　５年１０月１６日	友尻自主防災組織	板崎　壽一　氏　※
20	令和　５年１０月１６日	立野自主防災組織	立野　満義　氏　※
21	令和　５年１１月２０日	山口自主防災組織	澤見　佑介　氏　※
22	令和　６年　２月２６日	中津自主防災組織	吐合　美智郎　氏
23	令和　６年　６月２６日	柳詰自主防災組織	柳詰　正治　氏　※
24	令和　６年　８月　２日	宮園自主防災組織	清藤　健王　氏
25	令和　７年　２月２５日	毎床自主防災組織	槻木　啓介　氏
２６	令和　７年　６月１２日	蔀・和田自主防災組織	蓑田　道明　氏　※
２７	令和　８年　１月　６日	塚の丸自主防災組織	尾崎　徹雄　氏　※

２８	令和　８年　４月２４日	神瀬たかおと自主防災組織	松野　三千夫　氏※
２９	令和　８年　４月２４日	16区・17区合同自主防災組織	松野　三千夫　氏※
３０	令和　８年　４月２４日	四蔵・永椎自主防災組織	永椎　俊実　氏　※
３１	令和　８年　４月２４日	日当・大岩自主防災組織	横井　浩二　氏　※

※１　認定日順に記載
※２　地区防災計画は、球磨村地域防災計画の別添として定める。
※３　※印：自主防災組織会長と区長・班長を兼務している方

９　自主防災組織・防災士連絡会議
（1）　目　的
令和８年度の主要な防災ソフト施策について周知する。
（2）　時期及び場所
ア　時期：令和８年４月１日（水）１９時～２１時
イ　場所：石の交流館「やまなみ」
（3）　協議会の概要
ア　自主防災組織・防災士名簿
イ　令和７年度の気象特性
ウ　過去９年のデータから、避難情報の発令と避難の実情について振り返る。
エ　令和８年度の主要な防災ソフト施策等
オ　避難所整備
カ　令和８年度自主防災組織・防災士の活動予定
（4）　令和８年度自主防災組織・防災士の活動予定
ア　合同避難訓練
イ　防災勉強会
ウ　集落の防災マップ作製
エ　竹灯籠をたてて犠牲者を慰霊
オ　組織図の見直し
カ　土のうの事前準備
キ　電話連絡網の作成
ク　備蓄品の整備・点検
ケ　救急法訓練
コ　AED、トランシーバー、アマチュア無線の取り扱い操作訓練

第８節　防災知識普及計画

１　計画の方針
台風、大雨等による災害を最小限に食い止めるためには、村及び防災関係機関による災害対策の推進はもとより、住民一人ひとりが日頃から災害についての認識を深め、自らを守るとともにお互いに助け合うという意識と行動が必要である。
このため村及び防災関係機関は、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」を踏まえ、自らの職員及び住民に対し、災害に関する正しい知識や災害予防・災害応急措置等の防災知識の普及徹底を図り、防災意識の高揚を図るものとする。
なお、防災知識の普及は、災害予防・災害応急措置の実施の任にある各機関が、それぞれ普及を要する事項について、単独または共同して行うとともに、避難行動要支援者

への対応や男女共同参画など多様な視点に配慮するものとする。
　また、学校教育はもとより様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や現場の実務者等の参画の下で開発する等、災害と防災に関する住民の理解向上に努めるものとする。
　さらに、県、本村、教育委員会、民間団体等の密接な連携の下、防災管理官の派遣、マニュアルの配布、研修や講演会の開催等により防災知識を普及するものとする。

２　村職員に対する防災教育
　台風、大雨、などの災害発生時に地域防災計画の実行上の主体となる村職員には、災害に関する豊富な知識が必要とされるほか、これらの知識に基づく適切な判断力が求められる。
　このため、本村は、防災業務に従事する職員に対して次の防災教育を実施し、職員の災害に関する知識の習得及び判断力の養成を図り、防災体制の確立等防災活動の円滑な推進を図るものとする。
　また、平成２９年度熊本県総合防災訓練参加に伴い、各課が独自に整備した「災害対策本部活動マニュアル」に基づき、何時・誰が災害対策本部に勤務しても整斉の任務を遂行できるよう日頃から準備に万全を期すことが重要である。
　なお、本村は被災地への職員派遣を積極的に行い、被災対応で得られたノウハウや経験を職員全体で共有できるように努める。
⑴ 教育の内容
ア　地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担
イ　非常参集の方法
ウ　各種災害の原因、対策等の科学的、専門的知識
エ　過去の主な被害事例
オ　防災関係法令の運用
カ　発令判断システム（仮称）の操作方法等
キ　令和２年７月豪雨災害対応にかかる検証報告
ク　その他必要な事項
⑵ 教育の方法
ア　講演会、研修会等の実施
イ　防災活動の手引き等印刷物の配布
ウ　見学、現地調査等の実施

３　住民に対する防災知識の普及の方法
　本村は、「自らの身の安全は自ら守る」という防災の基本について、住民一人ひとりが自覚を持ち、防災意識の高揚が図れるよう、風水害や火災等一般災害に関する防災知識の普及・徹底を図るものとする。
　この際、防災管理官が地域に出向いて防災教育を実施するとともに、村民ブロック会議を有効活用し、会議結果をブロック長等により村全体への普及・徹底する等、これら活動を通じて、村民相互のコミュニティ深化を図り、もって安心・安全な村づくりを推進する。
　普及にあたっては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等、要支援者への対応や男女共同参画等、多様な視点にも十分配慮するものとする。

４　住民に対する防災知識の普及の内容

(1)　地域防災計画の概要
(2)　火災予防の心得
(3)　気象予警報等の種別と対策
(4)　台風襲来時の家屋の応急対応
(5)　３日分(推奨１週間)の食料(食物アレルギー対応食品等含む)、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄
(6)　非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、健康保険証・おくすり手帳（コピー可）等）の準備
(7)　夕方明るいうちからの自主避難
(8)　寝所位置等の確認（斜面崩壊対策等）
(9)　防災行政無線戸別受信機等のスイッチ立ち上げ
(10)　防災サイレン吹鳴の意義
(11)　避難先及び避難方法
(12)　避難が困難な場合の対応（深夜の豪雨など）
(13)　防疫の心得及び消毒方法等の要領
(14)　災害時の心得
(15)　自動車運転者のとるべき措置、避難先および避難方法
(16)　被災者の生活再建等の支援
(17)　令和２年７月豪雨災害対応にかかる検証報告

５　防災教育等

（1）　防災管理官による防災教育

老人会、区長会、安全教室、学校、ボランティアア団体等の会合等、あらゆる場面等に防災管理官を派遣し、防災意識の高揚を図る。

この際、対象団体の特性に応じた普及教育に留意する。

（2）　防災管理官による災害教訓の伝承

令和２年７月豪雨の教訓等、村民及び希望する自治体等に対して、令和２年７月豪雨災害対応にかかる検証報告書に基づき、災害教訓を伝承する。

令和７年度に防災管理官が実施した防災教育（災害教訓伝承含む）実施成果

番号	時 期	場 所	研修会等	備 考
1	7.4.3-4	球磨村	熊本県新規採用職員研修支援	語り部
2	7.4.7	球磨村	球磨清流学園職員	
3	7.4.16	球磨村	毎床	
4	7.5.9	山形県山形市	山形県市町村職員防災基本研修	
5	7.5.14	富山県富山市	富山県市町村防災担当幹部職員研修	
6	7.5.20	球磨村	姶良市民生児童委員協議会	
7	7.5.20	球磨村	熊本市西区役所職員	
8	7.6.11	熊本市南区	富合校区防災研修会	
9	7.6.26	球磨村	関西大学非常勤講師饗庭（あいば）氏	
１０	7.7.14	球磨村	関西大学北陽高校	オンライン
１１	7.7.15	球磨村	球磨清流学園８年生	

１２	7.7.30	球磨村	高知県副町村会長会	
１３	7.8.1	球磨村	京都大学山敷教授	
１４	7.8.5	和歌山市	和歌山県防災担当幹部職員研修	
１５	7.8.31	あさぎり町	あさぎり町防災フェスタ	
１６	7.9.30	球磨村	球磨清流学園５年生	
１７	7.10.6	球磨村	長崎県諫早市自治会連会中央支部	
１８	7.10.29	球磨村	福岡県防災士ネットワーク	
１９	7.11.25	球磨村	神瀬地区	
２０	7.11.27	東京都小平市	令和７年度水害対応タイムライン	
２１	7.12.1	球磨村	京都立命館大学大学院生３名	
２２	7.12.12	球磨村	広島県庄原市東城町	
２３	7.12.17	球磨村	大規模災害対策研究機構支援(CDR)	
２４	8.1.30	東京都新宿区	図上訓練指導員意見交換会	
２５	8.2.17	球磨村	鹿児島県曽市財部消防団	
２６	8.3.23	球磨村	神瀬地区	
２７	8.3.25	東京都千代田区	タイムラインシンポジウム	

６　災害遺構

本村は、過去に起こった大災害の教訓や石碑・モニュメント等の災害遺構を整備し、それらの意義を後世に伝えていくよう努めるものとする。

また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うとともに、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により住民による災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。

令和２年７月豪雨に係る「洪水標識」による伝承実績設置

番号	設置時期	設置場所	備　考
1	令和６年３月２６日（火）及び令和６年３月２８日（木）	小川渡小交差点	
2		山口（ローソン前）	
3		神瀬堤岩戸（熊野座神社入り口）	
4		友尻（駅とガードの中間付近）	
5		中園（国道交差点）	
6	令和７年３月３１日（火）	那良口（県道３２５号沿い）	

７　村民ブロック会議

本村を５ブロックに区分し、それぞれの会議を通じて、「自分達の命は自分達で守る」の考えに基づき、村民自ら考え実践する気概を醸成する。

令和8度は4月１４日（火）に実施し１５２が参加した。

代表自主防災組織による活動事例紹介を実施するとともに、梅雨期までに、何を・どの様に準備すべきか、地区毎の災害特性に基づき、真剣な議論を実施するとともに、情報交換を実施した。

８　学校教育における防災知識の普及

（1）児童生徒等に対する防災知識の普及

学校における防災知識の普及は、安全教育の一環として児童生徒等及び教職員の生命、

身体の安全を守るため行うものである。

防災知識の普及は、各教科、特別活動における指導も含め、学校教育活動全体を通して行うものであり、その内容や指導の方法については、次の内容を中心に、児童生徒等の発達段階に応じて工夫を行い、実態に即した防災知識の普及を行うものとする。この際、防災管理官の積極的な活用に留意する。

ア 災害時の身体の安全確保の方法

イ 災害時の自助、共助、公助の考え方とそれぞれの役割

ウ 風水害等災害発生のしくみ

エ 防災対策の現状

なお、風水害等の災害が発生した場合において、自らの命を守るため主体的な行動がとれるよう、住んでいる地域の特徴や過去の災害の教訓等について防災教育の中に取り入れるとともに、災害を想定した避難訓練等を実施するものとする。

また、学校側は災害時の保護者への児童の引き渡し方法について、あらかじめ検討し、周知するものとする。

⑵ 指導者に対する防災知識の普及

研修会等を通じて、指導者の資質向上を図るものとする。

⑶ 防災学習

球磨村は、平成３１年に内閣府が示した「避難勧告ガイドライン」に基づき、３／四期のうち１日を「防災学習の日」と定め、児童・生徒に対する防災教育を通じて球磨村の災害リスク等を学習させる。

この際、児童・生徒と地域住民が一体となり、自助・共助について学習できる如く、教育内容を配慮する。

防災学習の実績

年　度	想定	概　　要
２０１８ 平成３０年度	地震	○中学生による避難所運営及び避難者支援訓練 ○学校栄養職員と陸自隊員による共同炊き出し訓練 ○柳詰集落の住民による避難訓練 ○陸自ヘリによるホイスト訓練展示 ○陸自装備品の展示・説明 ○消防装備品の展示・説明 ○消防第４分団装備品の展示・説明 ○体験喫食
２０１９ 令和元年度	地震	○防災ヘリによる患者搬送～トリアージ訓練展示 ○防災ヘリ展示・説明 ○自衛隊の装備品展示 ○小学生の梯子車体験、煙体験 ○田代及び黄檗集落の住民による自衛隊車両を使用した避難訓練 ○消防第４分団の展示
２０２０ 令和２年度	○感染症対策のため自粛	

２０２１ 令和３年度	地震 ＆ 長雨	○高沢集落住民による自衛隊ヘリを使用した避難訓練 ○浦野及び板崎集落の住民による自衛隊車両を使用した避難訓練 ○防災ヘリによる患者搬送～トリアージ訓練展示 ○陸自装備品の展示・説明 ○消防装備品の展示・説明 ○市房ダムの説明 ○消防第３分団装備品の展示・説明
２０２２ 令和４年度	地震	○大無田、毎床、那良及び那良口集落の住民による陸自車両を使用した避難訓練 ○中学生による避難所設営及び避難者支援訓練 ○DMAT 隊員による応急救護 ○給電車両による電源確保 ○防災無線個別受信機の取り扱い操作 ○消防装備品の展示・説明 ○消防第５分団装備品の展示・説明 ○陸自装備品の展示・説明及びパネル展示 ○学校栄養職員と陸自隊員による共同炊き出し訓練 ○熊本県警察音楽隊による慰問演奏 ○体験喫食
２０２３ 令和５年度	山 林 火災	○陸自車両を使用した住民避難訓練（水篠・糸原・立野落） ○消防団による遠距離放水訓練 ○ＤＭＡＴによる展示・説明 ○放水体験 ○ＥＶバスの教育 ○球磨村アマチュア無線クラブによる展示・説明
２０２４ 令和６年度	地震	○柳詰集落の住民及び清流学園９年生が参加したバケツリレーによる消火訓練 ○関係機関による倒壊家屋からの人命救助訓練 ○陸自による展示・説明 ○サーチドッグ人吉による展示・説明 ○消防署による展示・説明 ○消防第６分団による土嚢作成の展示・説明 ○ＤＭＡＴによる展示・説明 ○清流学園６年生による学習発表
２０２５ 令和７年度	豪雨	○陸自ヘリ（ＵＨ６０ＪＡ）を使用した避難訓練 ○陸自ヘリ（ＵＨ６０ＪＡ）を使用した負傷者搬送訓練 ○関係機関による展示・説明 ・陸上自衛隊西部法眼方面特科連隊 ・陸上自衛隊第８飛行隊 ・人吉下球磨消防組合中央消防署西分署 ・災害医療チーム（ＤＭＡＴ） ・清流学園児童・生徒

９　防災上重要な施設の管理者等の指導(関係機関)

本村及び防災関係機関は、防災上重要な施設の管理者に対し、次の内容を中心に防災対策研修等を実施し、その資質の向上を図るものとし、特に出火防止、初期消火、避難誘導等発災時に対処しうる体制の整備を推進するものとする。

(1) 避難誘導等防災体制の整備
(2) 風水害等災害の特性及び過去の主な被害事例
(3) 危険物施設等の位置、構造及び設備の保安管理
(4) 出火防止、初期消火等の任務役割
(5) 防災業務従事者の安全確保

10 防災士資格取得の奨励等

(1)　防災士資格取得の奨励

防災に関する実践的な知識と技術を有し、地域における防災活動等の中心的役割を担う地域防災リーダー等、地域の防災力を高めるため、防災士資格の取得を奨励する。

令和４年３月末現在、日本防災士機構に登録されている球磨村在住の防災士資格保有者は、11名である。

(2)　防災士資格取得のための助成等

防災士資格取得のための助成等は、「球磨村防災士資格取得費助成事業に係る要綱」（Ｈ３０．８．１）　による。

(3)　防災士による地域防災力の向上

防災士は、平時においては地域防災リーダーとして地域防災力を高める活動を行うとともに、災害時においては、第３章第２節第４項に基づき、防災協力隊の活動を支援することができる。

第９節　　防災訓練計画

１　概　要

本村が実施する防災訓練は、県をはじめ、可能な限り他の防災関係機関や自主防災組織、地域住民等の協力を得て、県が実施する総合防災訓練に準じて計画的に実施するものとする。また、村単独で実施が困難な場合は近隣市町村と合同での訓練実施を図る。

２　広域防災訓練

本村は、相互応援協定に基づき、広域的な応援が迅速かつ的確に実行できるようにするため、相互応援に関する広域防災訓練の実施に努めるものとする。

３　複合災害想定訓練

本村は、防災関係機関は、様々な複合災害を想定した図上訓練を行い、その結果を踏まえ災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。

さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努めるものとする。

４　課目別の防災訓練

災害発生時の活動の要となる防災関係機関については、その処理すべき事務又は業務内容が異な、課目別の訓練を実施する必要がある。

初動時の対処訓練や孤立地域対応訓練など具体的な事案を想定するとともに、実働訓練と図上訓練を組み合わせるなど効果的な訓練となるよう工夫を行うものとする。

課目別訓練項目は以下のとおり。

(1) 緊急参集訓練
(2) 災害対策本部等設置訓練
(3) 情報収集伝達(通信)訓練
(4) 土嚢積み訓練
(5) 消火訓練
(6) 避難(誘導)訓練
(7) 救出・救護訓練
(8) 輸送訓練
(9) その他必要な訓練

5　住民等の訓練

災害発生直後においては、地域住民の自主防災組織や事業所の自衛消防組織等による救出・救護初期消火、避難誘導等の活動に期待することが大きく、これらの防災組織が災害発生時に適切な活動が行えるようにするためには日頃からの訓練の積み重ねが必要である。

このため、球磨村及び消防機関及び関係機関は、これらの防災組織の訓練について必要な助言及び指導を行うものとする。

なお、住民等が行う訓練については、自主防災組織のリーダーや地区ごとのリーダーの参加を求め、効率的、実践的な訓練実施に努める。

6　学校教育等での訓練

小・中学校、保育園及び福祉施設等において、防災教育を積極的に推進するとともに、災害を想定した避難訓練等を実施するものとする。

なお、訓練に当たっては、防災関係機関や家族、自主防災組織、地域住民等の参加が可能となるよう工夫に努める。

7　訓練の時期・場所等

(1) 訓練の時期

梅雨期、村役員の異動、農閑期及び学校教育との連携等を考慮し、努めて住民が多く参加できる時期を模索する。

(2) 訓練の場所

訓練の内容・規模により、最も訓練効果をあげ得る場所を選んで実施するものとする。たとえば、洪水の危険がある地域、火災危険地域または土砂災害警戒区域指定地区等それぞれの活動が強く要請される場所等を選定するものとする。

(3) 訓練の実施・指導等

本村は、防災訓練を、昼間・夜間等様々な条件に配慮し、地域、職場、学校等においてきめ細かく定期的に行うよう努め、住民の災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

(4) 訓練の工夫

防災訓練の実施に当たっては、ハザードマップを活用するなどして、災害発生時の対応行動の習熟を図るよう努めることとする。

⑸ 訓練実施における災害時要援護者等への配慮

防災訓練を実施する際は、高齢者、障害者、外国人、乳幼児等災害時要援護者に十分配慮するとともに、男女双方の視点にも配慮するよう努めるものとする。

⑹ 訓練の検証

防災訓練の実施後は、訓練結果の事後評価を通して課題を明らかにし、その改善を行うとともに、次回以降の訓練に反映させるように努めるものとする。

８　全村民が避難について考える日

球磨村は、各集落及び家庭の実情に併せた避難行動を取る事で、自分の命は自分で守ることの意義を考えて頂くことを目的として、梅雨入り前に「全村民が避難について考える日」を設定する。

令和８年度は5月１０日（日）に実施し、役場が活動報告受け等による把握しているだけでも、約５７０名の住民が、地区の災害特性に基づき、実働による対応を実施した。

また、役場は災害対策本部立ち上げるとともに、避難者の避難状況等を県の防災情報共有システムを利用して報告訓練を実施した。

第１０節　避難所等整備及び避難に関する措置計画

１　指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の整備及び選定

（１）　指定緊急避難場所及び指定避難所等の整備

ア　全　般

本村は、学校、公民館、福祉施設等の公共的施設等を対象に、地域の人口、避難路、災害に対する安全性等に配慮し、指定緊急避難場所及び指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、球磨村防災マップ等を通じて、住民への周知徹底を図るものとする。

イ　指定緊急避難場所等の指定

指定緊急避難場所は、災害の危険から命を守るために緊急的に避難する場所であり、さくらドーム及び同周辺施設、球磨清流学園、田舎の体験交流館「さんがうら」、コミュニティセンター「たかさわ」、福祉センター「せせらぎ」、コミュニティセンター「こうのせ」を指定するとともに、高齢者・障害者・妊産婦・乳幼児・病者等、一般的な避難では生活に支障を来たす人たちのために、福祉避難所として、福祉センター「せせらぎ」２Ｆ個室を指定している。

指定避難所は、災害の危険に伴い避難してきた人々が一定期間滞在する場所であり、峯公民館、渡保育園及び小川公民館等、１８箇所を指定している。

ウ　指定緊急避難場所等整備上の考慮事項

（ア）　ハザードマップ上、安全な地域が限定される球磨村にとって、指定緊急避難場所も同様に何らかの災害リスクを負っていることを、住民に対して、防災マップ等で周知する。

（イ）　学校施設は、教育活動の場であるとともに、地域コミュニティの要の施設でもある。有事に円滑な避難に繋げるため日頃から地域住民との連携について留意する必要がある。

（２）　指定緊急避難場所の環境整備等

指定緊急避難場所の環境整備は、村が優先的に整備する。

指定緊急避難場所は、案内標識、誘導標識及び海抜標識等を設置し、平素から防

災訓練等を実施することなどにより、住民に周知を図り、速やかな避難ができる体制を整備しておくものとする。

（3）　指定避難所等の環境整備等

ア　指定避難所等の環境整備

指定避難所の環境整備は、自主防災組織の計画により整備することを基本とし、村は、自主防災組織が実施する環境整備を支援する。

指定避難所は、避難所を円滑に運営するための備品（非常用電源、防災行政無線、衛星携帯電話等）を設置・整備に努めるとともに、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。

また、できるだけ指定避難所の近傍で備蓄施設を確保し、食料、水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。

イ　指定避難所等の整備実績

活動の中核となる集落の公民館等を整備するため、国が実施する地域防災緊急整備事業交付金、県が実施する防災減災交付金、コミュニティ助成事業等を活用し、発電機、情報収集器材、ハザードマップ等の整備、避難所等の整備、水防訓練、備蓄物資の整備を実施している。

令和７年度の整備実績は、19,835,170 円である。

なお、住民の自主・積極的な防災活動を促すため、希望調査を実施し、必要数を必要とする公民館に配布している。

（4）　避難所運営マニュアルを活用した避難所運営

本村は、災害時に設置される避難所について、プライバシー確保、男女共同参画の視点に配慮した避難所運営、感染症予防・まん延防止及び食中毒発生予防等に対応するため、避難所運営マニュアル（平成２９年８月・熊本県健康福祉政策課作成）に基づき、避難所を運営する。

（5）避難所におけるボランティア等の受入れ

本村は、避難所でのボランティア等の活用が十分に図られるよう、平時から、避難所におけるボランティア等の受入方法や役割（業務）を明確にしておくものとする。

（6）消防施設等整備上の考慮事項

防災上の要となる施設（消防施設、警察、消防団詰所、貯水槽、消火栓等）は、土砂災害区域及び最大想定浸水区域外に整備するとともに、その危険性の排除に努めるものとする。

２　避難情報の発令判断基準の整理

（1）　避難情報の発令

本村は、災害のため危険な状態にある住民に対して、高齢者等避難及び避難指示（以下「避難指示等」という）を気象庁、国土交通省八代河川国道事務所事務所及び関係機関等と協議しつつ、適切なタイミングで対象地域に発令する。

（2）　避難指示等の発令に伴う考慮事項

ア　発令は、避難のための準備や移動に要する時間を考慮して発令する。

早期に住民を避難させることが、被害の未然防止に極めて有効であるため、極力、深夜に大雨等が予想される場合、前日の明るいうちから高齢者等避難を発令する。

避難指示等は、災害が発生している、もしくは発生する恐れが極めて高い場合に発令する。

なお、避難指示等が発令された際、既に周囲で洪水等や土砂災害が発生している

等、指定緊急避難場所等への立ち退き避難はかえって命の危険を及ぼしかねないと、自ら判断した場合には、近隣の安全な建物等への避難や屋内安全確保をとるなど、あらかじめその状況に応じた伝達を講じておくものとする。

イ　夜間・早朝であっても躊躇することなく避難指示等を発令する。

この際、避難指示等の時期を失せぬよう防災関係機関等と連携を取りながら監視体制を強化し、災害発生の兆候等の発見に努めるものとする。

３　避難誘導の事前措置

（1）　指定緊急避難場所等の周知徹底

ア　本村は、大規模災害発生時に的確な避難行動ができるように、平時から次の事項について住民に対する周知徹底に努めるものとする。

（ア）指定緊急避難場所、指定避難所の名称及び場所

（イ）指定緊急避難場所、指定避難所への経路

（ウ）高齢者等避難の指示の伝達方法

（エ）避難後の心構え

イ　人吉警察署渡駐在所及び一勝地駐在所は、球磨村役場と連携しつつ、平素の活動を通じて地域住民に災害発生時の指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路及び避難時の留意事項等について周知徹底を図るものとする。

その際、各種警報等が発令された場合を想定し、常に最も安全かつ効果的に誘導できる避難経路等の確認に努めるものとする。

（2）　広域避難及び被災者の運送

本村は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定締結など、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

⑶　児童生徒等の対策

本村は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促すものとする。

また、村は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における保育所等の施設と市町村間、施設相互間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

⑷ 避難路の整備及び選定

ア　避難路の整備計画

本村は、指定緊急避難場所等に通じ、避難者の迅速かつ安全な避難行動を確保するために必要な構造を有する道路などの整備及び案内標識、誘導標識等の整備に努めるものとする。

イ　災害発生時に安全な避難路の選定

本村は、指定緊急避難場所の指定に併せて、状況等に応じてあらかじめ避難路を選定、整備するものとする。

また、避難者の迅速かつ安全な避難行動がとれるよう案内標識、誘導標識等も併せて整備するものとする。

４　帰宅困難者対策

本村は、公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な者（帰宅

困難者）が発生するおそれがあることから、必要に応じて、滞在場所の確保や水、トイレの提供などの帰宅困難者対策を行う。

（1）　住民への啓発

本村は、住民に対して、「災害発生時にはむやみに行動を開始しない」という基本原則の周知徹底を図るとともに、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅路の確認等について、必要な啓発を図るものとする。

（2）　事業所等への啓発

本村は、事業所等に対して、一斉帰宅による混乱発生を防止するため、発災後、従業員や顧客等を一定期間滞在させることの重要性や、そのための食料・水・毛布等の備蓄の推進等について、必要な啓発を図るとともに、「事業所等における帰宅困難者対策ガイドライン」の作成を促すものとする。また、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導体制の整備を促すものとする。

（3）　避難所等の提供

帰宅困難者対応のため、調整により、指定緊急避難場所を提供する。

（4）　情報提供体制の整備

本村は、公共交通機関の運行状況や道路の復旧情報など帰宅するために必要な情報を、インターネット、避難施設等における張り紙や、報道機関による広報など、多様な手段により、迅速に提供できる体制を整備するものとする。

（5）　安否確認の支援

本村は、災害時の家族・親戚等の安否確認のためのシステム（災害伝言ダイヤル（１７１）や災害用伝言板サービス等）の効果的な活用が図られるよう普及・啓発を図るものとする。

５　要配慮者利用施設における避難確保対策

（1）　概　要

水防法第１５条３、１・５項及び６項の規定により、避難確保計画の作成と訓練の実施が義務付けられている。

（2）　球磨村における浸水想定区域内・土砂災害区域内の要配慮者利用施設

球磨村における要配慮者利用施設は、以下のとおりである。

施設名	所在地	施設分類
福祉センター「せせらぎ」	球磨村大字一勝地乙１番地５	老人・介護福祉施設
こがね保育園	球磨村大字一勝地丙90番地１	児童福祉施設
球磨清流学園	球磨村大字一勝地丙123番地	小・中学校

（3）　避難確保計画の作成

要配慮者施設の管理者等は、避難確保計画を作成するとともに、適時・適切に見直さなければならない。

避難確保計画に記載すべき事項の基準は以下のとおりとする。

ア　防災体制に関する事項

（ア）　職員の役割分担や連絡体制の確認

（イ）　気象・災害に関する情報に入手方法

イ　避難誘導に関する事項

（ア）　何時・何処に・誰を・どの様に避難させるのか

（イ）　避難に際して留意すべき事項

ウ　避難の確保を図るための施設の整備に関する事項
エ　防災教育及び訓練の実施に関する事項

（4）　避難等に関する訓練の実施

要配慮者施設の管理者等は、避難確保計画に基づき、職員及び入所者等に対して、避難等に関する訓練を１回/１年を基準として、実施しなければならない。

第１１節　避難行動要支援者等支援計画

避難行動要支援者（高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、難病患者や外国人等の要配慮者のうち、特に避難支援を要する者）等の避難支援対策は、本計画の定めるところによる。

１　避難行動要支援者等支援体制の整備

⑴　避難行動要支援者の把握等

本村は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれのある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（避難行動要支援者）の把握に努めるとともに、地域防災計画において、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するための措置（以下「避難支援等」という。）について定めるものとする。

⑵　避難行動要支援者名簿の作成

本村は、地域防災計画の定めるところにより、総務課と保健福祉課との連携の下、平時において、避難支援等を実施するための基礎となる避難行動要支援者名簿を作成するとともに、避難行動要支援者名簿制度の周知に努めるものとする。

また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するものとする。

なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においてもその活用に支障が生じないよう、避難行動要支援者名簿（データ）のバックアップ体制を構築するとともに、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

⑶　避難支援関係者等への名簿情報提供及び情報伝達体制の整備等

本村は、災害の発生の備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画に定めた消防機関、県警察、民生委員・児童委員、球磨村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制を整備するものとする。

なお、本村は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命または、身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、避難行動要支援者の同意を得ることなく、名簿情報を提供することができるものとする。

また、伝達網の整備に当たっては、伝達者の不在を想定した複数のルート化等に配慮するものとする。

加えて、情報伝達に当たっては、避難行動要支援者の特性（特に、聴覚障害者、判

断能力が不十分な要配慮者、外国人等）を踏まえて伝達方法を工夫するよう配慮するとともに、多様な手段を活用して情報伝達を行うよう努めるものとする。

⑷　避難誘導の支援、安否確認の体制づくり

ア　支援者の選定等

災害発生直後に、避難行動要支援者の避難誘導を迅速に行うためには、同居の家族や避難支援者のほか、近隣住民の積極的な協力が必要であり、村は、自助、地域（近隣）の共助の順で避難行動要支援者にとってできるだけ身近な者から避難支援者を定めるものとする。

また、自助・共助による支援が受けられない避難行動要支援者を把握し、必要な支援内容や避難支援者を定めるため、関係機関（消防団、警察を含む）、自主防災組織、介護保険事業者や社会福祉施設関係者、障害者団体等の福祉関係者、患者搬送事業者（福祉タクシー等）、等の様々な機関等と連携を図るものとする。

イ　関係機関等の役割分担

災害時の避難誘導、安否確認等を適切に行うためには、避難支援者を中心とした地域住民の協力が不可欠であるため、村は、避難支援者、自主防災組織、自治会等、民生委員・児童委員、身体障害者相談員、知的障害相談員等と連携を図り、災害発生時にそれぞれ具体的にどのような支援を行うのかという役割分担や避難誘導の経過や安否確認の結果の情報集約方法などについて共通認識を持っておくものとする。

この際、「誰が・誰を支援するのか」等、支援の具体化を図るため、消防団員と民生委員等が主体となり適時・適切に協議を行うものとする。

ウ　避難誘導の支援体制づくり

在宅の避難行動要支援者を指定緊急避難場所等へ避難誘導するためには、平時から避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難支援者を中心とした近隣のネットワークづくりを進め、地域住民同士の協力関係をつくることが重要であるので、村は、避難支援計画を作成し、地域住民に十分説明するとともに、研修や避難訓練を実施するなど、避難行動要支援の避難支援に対する地域住民の理解促進を図るものとする。

また、住民相互の助け合いを促し、避難支援等の体制を構築するためには、日ごろから地域づくりを進めておくことが重要である。

このため、村や自主防災組織・自治会等は、避難行動要支援者を含め、普段から住民同士が顔の見える関係を構築することを促すとともに、地域おこしのための活動やボランティアとの連携を検討するなど避難支援等関係者を拡大するための取組みを行っていくよう努めるものとする。

さらに、球磨村は、避難所等の所在地を示す避難誘導標識や避難地案内板の設置を進めるとともに、避難行動要支援者に配慮したわかりやすい表記等に努めるものとする。

なお、避難行動要支援者の安全な避難に時間を要する場合もあることから、平時から、避難行動要支援者が参加する避難訓練の実施等を通じて、避難支援者とともに避難方法や避難経路等の確認を行い、円滑な避難が可能となるよう努めるとともに、福祉避難所を活用した予防的避難などの普及啓発を図るものとする。

エ　安否確認の体制づくり

本村は、災害発生時に速やかに避難行動要支援者の安否確認が行えるように、日ごろから社会福祉施設等の避難行動要支援者と関係する各施設、居宅介護支援事業者、関係団体（障がい者団体、患者団体、老人クラブ等）等と連携を図るなど、安

否確認の体制を整備するものとする。

⑸ 避難所の整備等

指定避難所となる施設は、高齢者、障害者、乳幼児等要配慮者用のスペースの確保や必要に応じてバリアフリー化を行うなど、要配慮者の利用を考慮した施設整備を進めるものとする。

また、病院、社会福祉施設の活用を含め、高齢者や障害者等の要配慮者の特性に応じた専用の避難所（福祉避難所）として、福祉センター「せせらぎ」を定めるとともに、要援助者の避難に対する支援を円滑に実施するため、あらかじめ、収容計画等を整備するものとする。

⑹ 物資の備蓄等

指定避難所として指定された施設には、あらかじめ応急的に必要と考えられる食料、飲料水のほか、毛布、布団等の寝具、トイレットペーパーなどの生活必需品、衛生用品、仮設トイレ等の備蓄に努めるものとする。

また、高齢者、乳幼児、女性等に配慮し、紙おむつや生理用品等を備蓄するとともに、食料については、お粥や乳児用の粉ミルク、食物アレルギー対応食品等の備蓄に努めるなど、要配慮者の利用に配慮するものとする。

２　避難行動要支援者支援の円滑な実施のための方策

（１）　避難支援計画の策定

本村は、前述の体制整備を踏まえて、避難行動要支援者支援を円滑・的確に実施するため、避難行動要支援者支援に係る全体的な考え方を整理し、球磨村地域防災計画に重要事項を定めるとともに、細目的な部分も含め、地域防災計画の下位計画として全体計画を定めるものとする。

また、地域防災計画に定めるところにより、避難行動要支援者に関する情報（氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする事由等）を平時から収集し、避難行動要支援者名簿として作成するとともに、一人ひとりの避難行動要支援者に対して複数の避難支援者を定める等、具体的な避難支援計画（個別計画）の策定に努めるものとする。

加えて、策定された避難支援計画については、避難訓練等を通じて、計画の実効性について、確認するものとする。

なお、避難支援計画は、村の避難行動要支援者全体に係る全体計画と避難行動要支援者一人ひとりに対する個別計画で構成されるものであり、作成に当たっては、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成25年８月内閣府策定）」を参考とするものとする。

（２）　避難行動要支援者支援班の設置

本村は、避難行動要支援者の避難支援業務を的確に実施するため、保健福祉課を中心とした横断的な組織として、状況により「避難行動要支援者支援班」の設置に努めるものとする。

避難行動要支援者支援班は、平時には、避難行動要支援者情報の共有化、避難支援計画の策定、避難行動要支援者参加型の防災訓練の計画・実施、広報等を行い、災害時には、避難準備情報等の伝達業務、避難誘導、安否確認・避難状況の把握などの業務を行う。

（３）　避難行動要支援者情報の取扱い

消防本部、消防団、警察、自主防災組織、避難支援者等の第三者への避難行動要

支援者情報の提供については、個人情報保護の観点から、村は、避難行動要支援者名簿情報の漏えい等の防止に必要な措置を講じるものとする。

なお、保有個人情報に関しては、災害対策基本法に基づき、内部における名簿情報の利用が可能であるほか、災害発生時においては、当該名簿情報の外部提供ができる場合があることに留意する。

第１２節　タイムライン防災計画

１　概　要

タイムラインは、災害時の各機関の対応を時間軸にそって、「何時」「誰が」「何をするか」をあらかじめ定めたもので、災害対応を迅速に進めるための手段である。

風水害時において、関係機関や村民が、自ら作成したタイムラインに沿って行動することで、連携した対応、平常時から非常時への意識の切り替え、災害対応（状況判断や行動）の遅れや漏れの防止等の効果が期待できる。

球磨村は、平成２８年６月、関係機関及び村民の協力を得て、タイムラインを作成するとともに、机上訓練、試行、ふりかえり、改善を繰り返しながら内容を充実させ、梅雨前線・台風・土砂災害に対応した「平成３０年度洪水運用版タイムライン」を完成させた。

運用に当たっては、第３章第２節「各警戒レベルに基づく、役場及び村民の行動基準等」と併用して運用することで、「防災行動の漏れを防止」することに留意する。

２　災害想定

（1）球磨川の氾濫や内水による家屋、要支援者施設、その他の重要施設の浸水
（2）道路やJRの浸水による交通の遮断
（3）土砂災害による人的被害、家屋倒壊
（4）内水による早期の浸水
（5）浸水想定
　ア　河川の水位と連動して球磨川沿いが増水する。
　イ　氾濫開始から30分後、球磨川沿いの一部が浸水を始める。
　ウ　氾濫開始から1時間後には、JR肥薩線の一部及び渡小学校が水没する。
　エ　その後、順次、球磨川沿いの集落が水没する。
　オ　浸水深は最大5mに達する箇所も存在する。

３　事前準備

（1）　タイムライン表の整備・確認
（2）　TV会議システム及びメーリングリストを活用した情報交換
（3）　避難計画の作成
（4）　防災訓練及び研究会に基づく、タイムライン表の深化と村民の意識改革
（5）　災害対応資機材・施設の点検・整備
（6）　樋門操作の準備

４　組　織

（1）　球磨村関係

災害対策本部、区長、民生委員、球磨村社会福祉協議会、学校、保育園、防災協力隊、消防団、樋門操作員、球磨村と協定を取り交わしている建設業７社

（2）　熊本地方気象台

（3）　九州地方整備局

八代河川国道事務所、河川部水災害予報センター

（4）　熊本県

本庁、市房ダム管理所、球磨地域振興局

（5）　関係機関

陸上自衛隊、土地改良区、NTT西日本、九州電力、産交バス、人吉下球磨消防本部、警察、JR九州

５　収集すべき情報

（1）　気象情報

天気予報、警報・注意報、土砂災害警戒判断メッシュ情報、高解像度降水ナウキャスト、アメダス等

（2）　球磨川の水位情報

川の防災情報、早よ見なっせ球磨川

（3）　その他

GPV気象予報

６　タイムライン立上げ基準

レベル０	・４～５月頃 ・台風発生前、または台風上陸４日前まで	
レベル１	・６月頃（梅雨入り）～７月頃（梅雨明け） ・台風発生に伴い、球磨地方に大雨をもたらす可能性があると判断された時（台風上陸の３日前） ・水防団待機水位（渡：５．００m）	
レベル２	水害	・大雨注意報（浸水害）、または洪水注意報の発表 ・氾濫注意水位：（渡：６．００m）
	土砂災害	・土砂災害注意情報発表の見込み
レベル３	水害	・避難判断水位に到達（渡：７．６０m）
	土砂災害	・土砂災害警報発表の見込み
レベル４	水害	・氾濫危険水位に到達（渡：８．７０m）
	土砂災害	・土砂災害危険情報の発表
レベル５	水害	・計画高水位に到達（渡：１１．３３m）
	土砂災害	・土砂災害特別警報の発表
レベル６	水害	・球磨川が氾濫開始（渡：１２．８７m）
	土砂災害	・人的被害が発生

※　タイムラインの立上げに当たっては、第３章第２節第２項「各警戒レベルに基づく、役場及び村民の行動基準等」と併用して運用することで、「防災行動の漏れを防止」することに留意する。

７　タイムライン引き下げ基準

（1）　水位情報、台風情報、土砂災害情報等に基づく、順次引き下げるものとする。
（2）　被害が発生しなかった場合において、今後大雨、暴風、土砂災害の恐れがなくなった場合、レベル１まで引き下げる。
（3）　被害が発生した場合（レベル６）は、応急復旧や救助が収束するまでレベル６を維持し、応急復旧や救助活動が収束した段階で解除する。

第　３　章

災害対策計画

第３章　災害対策計画

第１節　災害対策本部

１　概　要

災害等が発生するおそれ、または発生した場合に、一般職員等により、災害対策本部を開設・維持・運営して不測事態対応に万全を期すものとする。

２　災害対策本部会議

災害対策本部長は、適時・適切に災害対策本部会議を開催して、本部内の情報共有及び意思疎通を図るとともに、対応方針等を決定する。

３　災害対策本部ミーティング

各部長は、必要に応じ、関係者を招集し軽易にミーティングを実施し、業務の方向性等を決定する等、本部会議を効率的に運用するための資を得るものとする。

４　災害対策本部における職員の取り扱い

災害対策本部の各部長は、職員の技能を活用することで災害対策本部の業務を整斉・円滑に行うため、必要により、再任用職員及び会計年度任用職員に対して、災害対策本部の業務を支援させることが出来る。

この際、支援の内容、支援の時間帯等、支援の細部について、当該職員及び当該職員の所属課長と事前に協議を行い決定するものとする。

５　災害対策本部の編成及び主要な任務（基準）

災害対策本部の編成及び主要な任務（基準）　別紙第３（別示）

６　防災センターを活用した有機的な災害対応

（1）　職員の災害対応

職員は、５項に示す　「災害対策本部の編成及び主要な任務（基準）」に基づき、防災センター内に災害対策本部を設置し、有機的な災害対応を実施する。

（2）　防災情報システムの運用

職員は、球磨村における防災気象情報の収集、避難勧告の発令判断、避難所の状態把握等のため、防災情報システムを、適時・適切に運用する。

（3）　職員の防災情報システムの取り扱い・操作

災害時、防災センター（防災情報システム）の機能を、有機的に発揮させることは、災害対応を迅速・的確にするため、極めて重要である。

このため、職員の緊急参集訓練等の場を活用する等、あらゆる機会を通じて、関係職員に使用法等を習熟させるものとする。

（4）　災害対応に伴う防災センターの配置図

災害対応に伴う防災センターの配置図（基準）　　別紙第４（別示）

７　関係機関との有機的な災害対応について

（1）　災害対策本部は、平時から国等の関係機関との間に連携・協力体制を構築するとともに、発災に際しては、有機的な災害対応を実施する。
（2）　関係機関の災害対応の一例
　　関係機関による災害対応の一例　別紙第５

８　消防団の配置及び出動要請
　災害に関する警報発令、災害の発生及び災害の恐れがある場合、状況により、村長は消防団長に対して、消防団の配置及び出動を命じるものとし、命令を受けた消防団は第９節「消防計画」に基づき、活動するものとする。

９　防災協力隊の出動要請等
（1）　出動要請
　　災害に関する警報発令、災害の発生及び災害の恐れがある場合、状況により、村長は防災協力隊長に対して、防災協力隊の配置及び出動を要請するものとし、要請を受けた防災協力隊は、防災協力隊長の指揮下で業務を遂行するものとする。
⑵　防災協力隊の業務の一例
　ア　支援物資集積所における仕分け作業
　イ　災害ボランティア
　ウ　災害ゴミ対応
　エ　避難所運営支援
　カ　被災地の巡回による防犯活動
　キ　その他、災害対策本部長の命ずる事項

第２節　各警戒レベルに基づく、役場及び村民の行動基準等

１　概　要
　災害等が発生するおそれ、または発生した場合に、災害対応措置を迅速かつ確実に実施できるように各警戒レベルに基づく、役場及び村民の行動基準等を定める。

２　各警戒レベルに基づく、役場及び村民の行動基準等は別添のとおりとする。
⑴　各警戒レベルに基づく、役場及び村民の行動基準等
　　各警戒レベルに基づく、役場及び村民の行動基準等　別紙第６
⑵　運用に当たっては、第２章第１２節「タイムライン防災」と併用して運用することで、「防災行動の漏れを防止」することに留意する。

３　令和２年７月豪雨災害の教訓
　各警戒レベルに基づく、役場及び住民の行動基準は上記に示すとおりであるが、令和２年７月豪雨災害では、行動基準どおりに運用出来ない場面が散見された。
　職員等は、行動基準を念頭におくとともに柔軟性を保持するものとする。
　細部は、「令和２年７月豪雨災害検証報告」によるも、代表的な教訓事項を列挙する。
（1）浸水・停電のため、通信手段が損失
（2）道路の冠水等のため、職員参集中における二次災害の危険性が増大
（3）住民及び報道機関からの問合せ電話が殺到
（4）災害対応は長期戦、計画的な休養が必要

（5） 関係機関が集結するための十分な広さが必要
（6） ヘリポート運用は最優先の課題
（7） ＤＭＡＴ、トリアージ運用を念頭におき、災害対策本部の全般配置を検討
（8） 職員の心理的負担の増大、健康管理や心のケアに十分に配慮

第３節　業務継続性の確保

１　業務継続計画

大規模な自然災害が発生した場合、球磨村の庁舎が被災し、職員の執務スペース、情報システム及びライフライン等の業務に必要な基盤に制約が生じる可能性がある。

本村は、そのような状況下でも、組織として活動できるよう、業務に必要な基盤を確保するとともに、災害等の発生による被害や損失の拡大を防止し、「球磨村災害時業務継続計画」に基づき、整斉・円滑に応急業務を実施する。

球磨村災害時業務継続計画　　別冊

２　球磨村受援マニュアル

災害時、役場の業務を整斉・円滑に実施するため、球磨村地域防災計画及び業務継続計画を下支えする「球磨村受援マニュアル」を定め、同マニュアルに基づき、具体的かつ計画的に業務を継続する。

球磨村受援マニュアル　　別冊

第４節　気象警報等伝達計画

本計画は、災害発生のおそれのある時に行う気象業務法に基づく特別警報、警報及び注意報並びに水防法に基づく水防警報、消防法に基づく火災気象通報等（以下「警報等」という。）を県、市町村、関係機関、住民に迅速、かつ、確実に伝達するための通報系統及び要領等を定めて、適切な防災措置の実施を期するものである。

１　警報等の定義

この計画において、気象・地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象に関する予警報並びに情報の定義は、次に定めるところによる。

（1） 特別警報、警報及び注意報

大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときは「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときは「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が発表される。

熊本地方気象台が発表する特別警報、警報、注意報の種類

気象庁ホームページより

種　　類	内　　容
大雨特別警報	大雨特別警報は、台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合に発表される。 大雨特別警報が発表された場合、浸水や土砂災害などの重大な災害が発生するおそれが著しく大きい状況が予想される。

	雨がやんでも、重大な土砂災害などのおそれが著しい場合は、発表が継続される。
大雪特別警報	大雪特別警報は、数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合に発表される。
暴風特別警報	暴風特別警報は、数十年に一度の強さの台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合に発表される。
暴風雪特別警報	暴風雪特別警報は、数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧より雪を伴う暴風が吹くと予想される場合に発表される。 「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害（見通しが利かなくなること）などによる重大な災害」のおそれが著しく大きいことについても警戒を呼びかけられる。
大雨警報	大雨警報は、大雨による重大な災害が発生する恐れがあると予想したときに発表される。 対象となる災害として、重大な浸水災害や重大な土砂災害があげられる。 雨がやんでも、重大な土砂災害などのおそれが残っている場合は、発表が継続される。
洪水警報	洪水警報は、大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。 対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。
大雪警報	大雪警報は、大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。
暴風警報	暴風警報は、暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。
暴風雪警報	暴風雪警報は、雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。 「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害（見通しが利かなくなること）などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかけられる。 「大雪＋暴風」の意味ではなく、大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときには「大雪警報」が発表される。
大雨注意報	大雨注意報は、大雨による災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。 対象となる災害として、浸水災害や土砂災害などがあげられる。 雨がやんでも、土砂災害のおそれがのこっている場合は、発表が継続される。
洪水注意報	洪水注意報は、大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。 対象となる災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。
大雪注意報	大雪注意報は、大雪により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。
強風注意報	強風注意報は、強風により災害が発生するおそれがあると予想し

	たときに発表される。
風雪注意報	風雪注意報は、雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。 「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害（見通しが利かなくなること）などによる災害」のおそれについても注意を呼びかけられる。 「大雪＋強風」の意味ではなく、大雪により災害が発生するおそれがあると予想したときには「大雪注意報」が発表される。
濃霧注意報	濃霧注意報は、濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。 対象となる災害として、交通機関の著しい障害などの災害がある。
雷注意報	雷注意報は、落雷により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。 また、発達した雷雲の下で発生することの多い、突風や「ひょう」による災害についての注意喚起を付加することもある。 急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
乾燥注意報	乾燥注意報は、空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。 具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
なだれ注意報	なだれ注意報は「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。
着氷注意報	着氷注意報は、著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。 具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
着雪注意報	着雪注意報は、著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。 具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
融雪注意報	融雪注意報は、融雪により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。 具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるときに発表される。
霜注意報	霜注意報は、霜により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。 具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害はおこるおそれのあるときに発表される。
低温注意報	低温注意報は、低温により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。 具体的には、低温のため農作物などに著しい被害の発生、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。

⑵　気象情報

気象情報は、気象業務法に基づき、観測の成果の発表や予報事項に関する情報を、一般及び関係機関に対し発表し、円滑な防災活動ができるように支援するもので、その情報は次の３つに大別される。

ア　災害に結びつくような顕著な現象の発現が予想されるが警報・注意報等を未だ行うに至らない場合などに予告的に発表する予告的情報。

イ　顕著な現象が切迫しているかあるいは発現して、特別警報、警報や注意報などを行っている場合などに、特別警報、警報、注意報を補完するための補完的情報。

ウ　大雨警報を発表中に、数年に一度しか起こらないような短時間の猛烈な雨、熊本県では１時間 110mm 以上を観測若しくは解析した場合に、さらに強く警戒を呼びかける「熊本県記録的短時間大雨情報」がある。

⑶　噴火警報

噴火警報は、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表する。「警戒が必要な範囲」に居住地域が含まれる場合は「噴火警報（居住地域）」、含まれない場合は「噴火警報（火口周辺）」、影響が海域に限られる場合は「噴火警報（周辺海域）」として発表する。噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。

基準は噴火警戒レベルによる。噴火警戒レベルは、阿蘇火山爆発対策計画を参照。

⑷　噴火予報

警報の解除を行う場合等に発表する。

基準は噴火警戒レベルによる。噴火警戒レベルは、阿蘇火山爆発対策計画を参照。

⑸　火山現象に関する情報

火山現象に関する情報とは、噴火予報又は噴火警報に関係ある火山現象について、詳細かつ速やかに発表する情報をいう。なお、その情報の種類は次のとおりである。

ア　火山の状況に関する解説情報

イ　火山活動解説資料

ウ　週間火山概況

エ　月間火山概況

（6）　緊急地震速報（警報）

気象庁は、震度５弱以上の揺れが予想された場合に、震度４以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（ＮＨＫ）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。

なお、震度６弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

（7）　火災気象通報

火災気象通報とは、消防法に基づいて熊本地方気象台長が、気象の状況が火災の予防上危険であると認めたときに、その状況を直ちに知事に通報するものである。

知事はこの通報を受けたときは、直ちにこれを市町村長に通報する。

火災気象通報を行う場合の基準は、実効湿度が65パーセント以下で最小湿度が40パーセント以下、かつ最大風速が７メートルを超える見込みのときである。

（8） 火災警報

火災警報とは、消防法に基づいて村長が火災気象通報を受けたとき、または気象状況が火災の予防上危険であると認めるとき、一般に対して警戒を喚起するために行う警報をいう

（9） 水防警報

水防警報とは、水防法に基づき国土交通大臣又は知事が指定する河川、海岸又は湖沼について洪水、津波又は高潮による災害の発生が予想される場合、国土交通大臣が指定する河川については、国土交通省の出先機関の長（八代河川国道事務所長、菊池川河川事務所長及び熊本河川国道事務所長）が、知事が指定する河川等については、知事が水防を必要と認め警告を発するものをいう。

（10） 水防に関する情報

水防に関する情報とは、河川の氾濫をはじめとした水災の防止を目的として、河川の水位、河川水位に影響を及ぼす雨量等の情報を県が任意で発するものである。

（11） 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報とは、熊本県と熊本地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まった時、市町村長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村毎に分割して発表される。

（12） 土砂災害危険度情報

土石災害危険度情報とは、土砂災害による人的被害防止の観点から土石流危険渓流や急傾斜地崩壊危険箇所において土石流の発生や急傾斜地の崩壊が予想される場合、県が任意で発するものであり、土砂災害警戒情報を補足する情報である。

2 予警報等の伝達系統

（1） 気象予警報の伝達系統

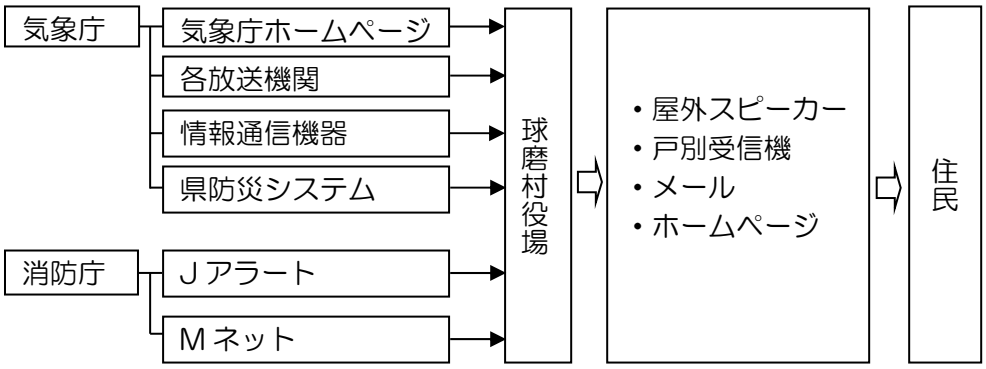

（2） 火災気象通報の発令及び解除の系統図

村長は、火災予防上危険であると認める時は火災警報を発令するものとする。

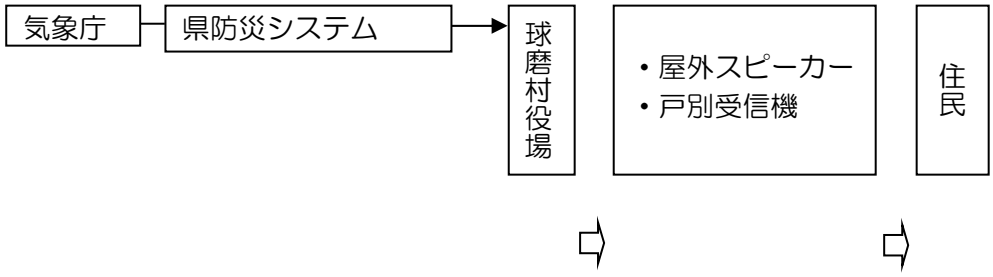

第５節　通信設備利用計画

災害が発生するおそれのある場合、又は災害が発生した場合における災害予防、警報の伝達もしくは被害状況等の情報収集、その他応急措置等についての通信は次により行うものとする。

１　通常の場合における通信施設の利用

災害時における気象予警報の伝達もしくは情報収集、その他災害時における通信連絡は、施設の被害状況等により異なるが、おおむね次の方法のうちから実情に即した方法で行うものとする。なお、他機関の通信施設の利用に際しては、かねてより管理者と利用方法等、必要な手続きを協議して定め、災害時に利用できるよう努めるものとする。

２　災害予警報

災害予警報の伝達計画に基づき注意報、警報、情報及び通報を関係機関並びに住民に伝達する場合は次によるものとする。

（1）屋外スピーカー
（2）戸別受信機
（3）メール
（4）ホームページ

３　被害状況等の収集・報告

⑴　各指定緊急避難場所から災害対策本部への報告は、ラインワークスを基本とする。
⑵　村長から熊本県への報告は、県防災情報ネットワークシステムを基本とする。
⑶　前記通信設備が使用不能になった場合は、衛星電話等、あらゆる手段を尽くして収集・報告するものとする。

４　すべての通信施設が途絶した場合の措置

災害発生後、直ちに情報通信手段の機能確認を行い、支障が生じた施設の復旧に努めるとともに、アマチュア無線、徒歩伝令等、あらゆる手段を尽くして通信を確保する。

５　防災行政無線等通信施設の維持・運営

（1）　役　場

役場は、防災行政無線の維持・運営について、一義的に責任を有する。

（2）　村　民

村民は、家庭用受信機を常に良好に維持・運営するとともに、支障が生じた場合、取り付け業者及び球磨村役場総務課防災担当に通報するものとする。

役場は、通報を受けた場合、取り付け業者を通じて整備を実施する。

第６節　情報収集及び被害報告取扱計画

災害対策基本法及び他の法令の規定に基づく災害の情報収集一般被害報告、部門別被害報告及び災害応急対策に要した経費に関する報告（以下「被害報告等」という。）の取扱については、次のとおりである。

１　定　　義

この取扱要領において、次の各号に掲げる用語の意義は県計画定義による。

※熊本県地域防災計画（資料編）第４　被害報告　参照

①死　者　②行方不明者　③重傷者　④軽傷者　⑤住　家　⑥戸　数　⑦世　帯
⑧全壊(焼)流失　⑨半　壊(焼)　⑩床上浸水　⑪床下浸水　⑫一部破損　⑬非住家
⑭罹災世帯　⑮罹災者　⑯田畑流失　⑰田畑埋没

２　被害報告取扱責任者

村長は被害報告等が迅速、かつ的確に処理できるよう、あらかじめ、第３章災害応急対策計画（第１節）災害対策本部情報部長を、被害報告取扱責任として定めておくものとする。

３　防災関係機関等の協力関係

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災上重要な管理者は、相互に被害報告等の取扱について協力するものとする。

４　報告の種別

報告等の様式及び報告については、熊本県地域防災計画（資料編）による。

（1）　災害情報・報告　　様式１号
（2）　被害状況報告　　（速報・確定）　　様式２号
　　（各部局別被害報告（速報・確定）様式３号　各部門別取りまとめ様式）
（3）　住民避難等報告書　　様式４号
（4）　被害年報　　様式５号

５　被害等の調査

被害状況等の調査に当たっては、次の事項に留意して行うものとする。

⑴　調査員間の、連絡を密にし、調査脱漏、重複調査等がないよう留意すること。
⑵　罹災世帯、人員等の調査については、現地調査のほか住民基本台帳等と照合して正確を期すること。
⑶　災害調査
　ア　台風通過等に伴う災害調査に当たっては、行政区担当職員が各行政区長及び班長等を通じて、災害情報の収集を行う。
　イ　令和８年度災害調査行政区担当
　　令和８年度災害調査行政区担当　別紙第６

６　収集及び報告

⑴　村長は村内の確実な被害状況を取りまとめ、球磨地方対策本部（球磨地方対策本部を設けないときは熊本県球磨地域振興局）に報告するものとする。
⑵　この報告中、災害報告については、熊本県防災情報ネットワーク、有線電話、無線又は最も迅速かつ的確な方法で報告するものとし、確定報告は文書で行うものとする。
⑶　勤務時間外に報告があったときは、日直者が受理し直ちに総務課長へ連絡するものとする。

第７節　広　報　計　画

災害時における情報及び被害状況等は、報道機関その他の伝達手段を通じて速やかに関係機関並びに住民に周知徹底、被害の軽減と民心の安定を図るものとする。

また、時間の経過とともに刻一刻と変化する被災者のニーズを先取りして、きめ細やかに必要な情報の発信に努めるものとする。

１　所掌事務

災害対策本部総務部は、関係部と連携し、マスコミ対応及び村内への広報等に関して、業務を統括する。

２　業務内容

（1）　広報活動の焦点

総務部は、災害対策本部各部と連携し、発災当初は人命に関する広報業務を焦点とし、状況の進展に応じて、災害復旧に関する広報業務を焦点とする等、適時・適切に広報の焦点を定めた広報活動を実施する。

⑵　報道機関と連携した情報発信

ア　災害報道連携会議

情報共有を目的とし、球磨川流域自治体、国土交通省八代河川国道事務所、熊本県及び熊本県内の報道機関等が連携し、２週に１回の割合で定期的にオンライン会議を実施するとともに、大雨が予想される場合、臨時にオンライン会議を実施する。

この際、連携会議に係るメーリングリスト（連絡網）を有効・活用する。

イ　定時に記者説明会を実施するものとする。

ウ　記者への説明は、災害対策本部長が実施するものとし、各部長は本部長を補佐するものとする。

エ　やむを得ない理由により、災害対策本部長が説明を行えない場合は、本部長が指名する者が記者説明を代行する。

オ　説明に当たっては、資料の提示を心がける。

カ　総務部は、記者説明会を進行する。

キ　村内への情報発信

（ア）　村民への広報は、ホームページ、メールを活用し、適時・適切に実施する。

（イ）　緊急性のある広報は、防災無線を活用する。

（ウ）　ＳＮＳ、広報紙及びウェブサイト等、あらゆる媒体を有効活用する。

第８節　避難収容対策計画

災害のため危険な状態にある住民に対して、避難指示等の発令、伝達、誘導等を実施して、住民の生命及び身体を災害から保護し、民心の安定を図り、もって応急対策を迅速かつ円滑に行うことを目的とする。

１　住民避難に係る行動基準及び避難所の運用等

（1）　目　的

住民避難に係る行動基準及び避難所の運用等について、職員及び住民の認識を統一して、住民避難時の齟齬を防止する。

（2）　住民避難に係る行動基準及び避難所の運用等について
　　住民避難に係る行動基準及び避難所の運用等について　　別添第８

２　避難指示等の留意事項

⑴　防災気象情報等の様々な予測情報や地区からの情報に基づき、早めの避難指示等、臨機応変対応に留意する。

⑵　水位や浸水といった個々の判断要素が避難指示等の発令基準に達していない場合でも総合的に判断して避難指示等を発令する。

⑶　夜間・早朝に高齢者等避難を発令するような状況が想定される場合は、前日の明るいうちに発令するよう留意する。

⑷　気象庁からの協力依頼、近隣市町村の状況把握等により、判断に資する情報漏れを無くすように留意する。

⑸　第３章第２節２項の発令基準に基づき、躊躇することなく整斉と発令する。

⑹　球磨川の水位が避難判断水位（渡水位観測所で 7.60m、大野水位観測所で 10.90m）を考慮しつつ、上流域における雨量が増加と水位の上昇を考慮する。

　また、村内の河川等においては、職員の巡回、住民からの通報等を考慮する。

３　土砂災害の兆候

　土砂災害（土石流、地すべり、がけ崩れ）は、２４時間累加雨量が２００mmを超えるような場合あるいは、時間雨量が３０mm程度を超える雨が連続する場合、または長期間にわたって雨が降り続き、地盤が緩んでいる場合などに発生する恐れがあるが、地域の地形、地質等の条件により大きく異なる。

　土砂災害危険箇所等において次のような兆候（前兆現象）が確認された場合は、上記基準にかかわらず速やかに避難の措置をとるものとする。

〇がけ、急傾斜地
- 崖等で小石がぱらぱら落ちる。
- 地面にひび割れができる。
- 斜面から濁った水が流れ出る。
- 地鳴りがする。

〇渓流
- 渓流内で転石が流れる音がする。
- 流木が発生している。
- 流水が異常に濁る。
- 土臭いにおいがする。
- 地鳴りがする。
- 雨が降っているにもかかわらず渓流の水位が下がる。

〇地すべり地
- 斜面や構造物の亀裂が拡大している。またははらみ出している。
- 落石や小崩壊が見られる。
- 樹木の根が切れる音がする。または樹木が傾き出す。
- 地鳴りがする。

〇その他土砂災害の兆候が確認されたとき

４　学校における避難収容措置等

学校においては、次の避難収容措置等を実施するものとする。

⑴　実施要領

ア　教育長は、災害の種別、程度によりすみやかに学校長に通報し、必要な避難措置を取らせるものとする。

イ　学校長は、教育長の指示のもとに、または緊急を要する場合は、すみやかに児童生徒を安全な場所に避難させるものとする。

ウ　児童生徒が学校の管理外にある場合には、学校長は判断して臨時休校等の措置を講ずるものとする。

⑵　実施要領

ア　教育長の避難の指示等は、村長の指示により行うほか、安全性を考慮して、すみやかに実施するものとする。

イ　教育長の避難の指示等に際しては、災害種別、災害発生の時期及び災害発生場所等を考慮に入れて、危険が迫っている学校から順次指示するものとする。

ウ　児童生徒の避難順位は、低学年、疾病者等を優先して行うものとする。

エ　避難が比較的長期にわたると判断されるときは、避難指示の段階において児童生徒をその保護者のもとに誘導し、引渡すものとする。

オ　災害種別、状況等を想定し、集団避難の順序、経路等をあらかじめ定めておくものとする。

⑶　留意事項

ア　教育長の各学校への通報及び連絡は、的確に行われるように、平素から連絡網を整備しておくものとする。

イ　学校長は、次の事項について計画し、集団避難が安全に、かつ迅速に行われるようにするものとする。

（ア）　災害種別に応じた避難指示等の伝達方法

（イ）　避難場所の指定

（ウ）　避難順位及び避難場所までの誘導責任者

（エ）　児童生徒の携行品

（オ）　余裕がある場合の書類、備品等の搬出計画

ウ　危険な校舎については、特に非常口等を確認するとともに緊急時に使用できるよう整備しておくものとする。

エ　災害が校内又は学校付近に発生した場合、学校長はすみやかに関係機関に通報するものとする。

オ　災害の種別、程度により、児童生徒を帰宅させる場合は、次の方法によるものとする。

（ア）　地区担任教師の誘導を必要とする場合は、地区ごとに安全な場所まで誘導するものとする。

（イ）　地区ごとに児童生徒を集団下校させる場合は、校区内の危険箇所（がけ崩れ、危険橋、堤防）の通行は避けるよう配慮するものとする。

カ　児童生徒が家庭にある場合の臨時休校の通報及び連絡方法等を、児童生徒に周知徹底しておくものとする。

キ　学校長は災害種別に応じた避難訓練を、平素から実施するものとする。

５　指定緊急避難場所の開設・維持・運営

（１）避難指示の発令に併せて、指定緊急避難場所を開設する。

（２） 指定緊急避難場所の編成は、別添のとおりとする。
（３） 指定緊急避難場所の編成等　　別紙第９

６　避難所一覧

（1）　指定緊急避難場所

ア　指定緊急避難場所の開設・運営は、村が職員を配置して実施することとし、段階的に自主運営に移管する。

イ　指定緊急避難場所の備蓄品等は、村が優先的に整備する。

ウ　指定緊急避難場所は、指定避難所の機能を兼ねる。

番号	施　設　名	住　所	収容予定人員	災害リスク
1	エスペランサ桜峯集会所	渡乙８６８番地１	５０名	なし
2	特別養護老人ホーム「千寿園」 ※２Ｆスペース	渡乙８８０番地２１	５０名	なし
3	高齢者福祉センター「せせらぎ」 ※２Ｆ畳部屋	一勝地乙１番地５	３０名	最大想定浸水区域内
4	球磨清流学園	一勝地丙 123 番地	１００名	最大想定浸水区域内
5	田舎の体験交流館「さんがうら」	三ケ浦乙 245 番地５	１００名	なし
6	コミュニティセンター「たかさわ」	神瀬丁 548 番地２	５０名	土砂災害警戒区域内
7	コミュニティセンター「こうのせ」	神瀬甲 1199 番地２	８０名	なし

※　エスペランサ桜峯集会所の収容スペースが満席になった場合は、別途、調整により、特別養護老人ホーム「千寿園」の２Ｆスペースを開設する。

（2）　福祉避難所

福祉避難所の開設・運営は、協定に基づき、高齢者生活福祉センター「せせらぎ」及び特別養護老人ホーム「千寿園」の計画とする。この際、民生対策部との連携を重視する。

番号	施　設　名	住　所	収容予定人員	災害リスク
1	高齢者生活福祉センター「せせらぎ」※２Ｆ個室	一勝地乙１番地５	２０名	最大想定浸水区域内
2	特別養護老人ホーム「千寿園」	渡乙８８０番地２１	４名	なし

※１　高齢者生活福祉センター「せせらぎ」の開設は、高齢者等避難の発令に併せて開設する。

※２　特別養護老人ホーム「千寿園」の開設は、災害対策基本法及び内閣府令の基準に基づき、災害発生後に、別途、調整により開設する。

（3） 指定避難所

ア　指定避難所は、住民自ら開設・維持・運営することを基本とし、役場職員を巡回させて確認させるものとする。

イ　備蓄品等は、住民自らの計画により整備することを基本とする。

番号	施　設　名	住　所	収容予定人員	災害リスク
1	峯公民館	渡乙 996 番地	３０名	なし
2	渡保育園	渡乙 763 番地	５０名	なし
3	水篠公民館	渡乙 3164 番地 1	３０名	なし
4	小川公民館	渡乙 2595 番地	３０名	なし
5	馬場公民館	渡丙 241 番地 1	３０名	なし
6	大無田地区林業総合センター	三ケ浦乙 1245 番地	５０名	なし
7	岡公民館（椎葉）	渡丙 1323 番地 1	３０名	なし
8	岡公民館（久保）	渡丙 630 番地	３０名	なし
9	吐合公民館	一勝地乙 739 番地 1	３０名	なし
１０	中津公民館	一勝地甲 1248 番地	３０名	なし
１１	日隠公民館	一勝地乙 581 番地 5	３０名	なし
１２	岳本公民館	一勝地乙月当下 1389 番地 1	３０名	なし
１３	告公民館	一勝地丁 1252 番地 1	３０名	なし
１４	松谷公民館	三ケ浦乙 623 番地 2	３０名	なし
１５	茂田公民館	一勝地甲 1747 番地	３０名	なし
１６	遠原公民館	一勝地甲 1933 番地 13	３０名	なし
１７	大瀬公民館	大瀬 178 番地	３０名	なし
１８	神瀬神照寺	神瀬甲 1132 番地	３０名	最大想定浸水区域内 土砂災害警戒区域内
		合　　計	９８０名	

第９節　水防計画

１　水防計画の目的

この計画は水防法（昭和２４年法律第１９３号）の趣旨に基づき、球磨村における水防事務の調整及びその円滑な実施に必用な事項を規定することにより、村内の洪水、雨水出水等に際し、水災を警戒し防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

２　関係機関との連携

本村役場内に水防本部を置き、県水防本部、地域振興局及び警察署等との連携は以下のとおりとする。

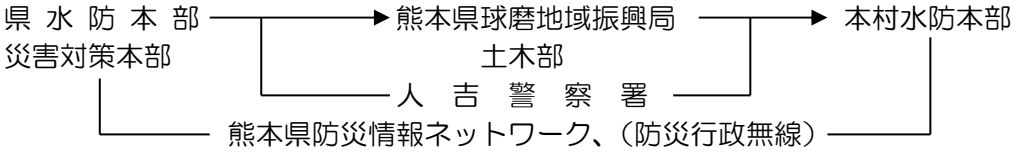

３　地域振興局とのホットライン

地域振興局土木部と役場間にホットラインを構築し、情報伝達体制を強化する。

第１０節　消防計画

災害等の非常事態において、村長が災害対策基本法第５８条の規定により消防団の配置及び出動を命じたとき、消防団は災害発生の未然防止に万全を期する。

１　配置及び出動体制

団長は、村長から配置及び出動の命令を受けたとき、副団長を通じて団員の配置を指示するものとするが、その体制は情報収集、警戒及び出動の３体制とする。

(1)　情報収集体制

ア　配置の時期

警報の発令が予想される等、気象情報を収集する必要が生じた場合、その他の災害事象発生の恐れがある場合等において、情報収集の必要性がある場合

イ　職　　務

分団長は、必要な団員をもって気象情報及び災害情報の収集・伝達に当たるものとする。

(2)　警戒体制

ア　配置の時期

災害発生のおそれがあり又は発生したとき及びその他村長が必要と認め団長に対して、当該体制を命じた場合。

イ　職　　務

・村が第３レベル（警戒体制）に移行し、団長から分団長へ当該体制の指示があった場合、分団長は、必要な団員を詰所等に招集し、分団区域内の危険個所を巡回する等警戒活動を行うとともに要支援者対応等を実施するものとする。

この際、必要な資器材を準備し出動準備を整えるものとする。

・警戒体制において職務を履行した場合は、出動報酬を支給するものとする。
・警戒体制における編成は⑶イ項による。

⑶　出動体制

ア　出動の時期

・村が第３レベル（警戒本部体制）に移行する等、災害の発生が予想される状況が生起した場合、村長は団長に対して団員の出動を命じるものとする。ただし、緊急の場合、その他やむを得ない事情で村長から団長に対して命じることができないときは、副村長等が団長または副団長及び分団長に対して命じるものとする。
・出動体制において職務を履行した場合は、出動報酬を支給するものとする。

イ　出動時における定数等

・消防団の階級定数

階級	定数
団長	１
副団長	２
分団長	６
副分団長	６
部長	１８
班長	４０
団員	１８５
合計	２５８

・出動時における分団、部及び班の区域は次表によるものとする。

分団名	部	班	団員数	区　域
本部			３	
第１分団	３	４	25	内布・山口・地下・今村・塚ノ丸・峯・島田・桜峯・別府峯
第２分団	３	７	30	小川・舟戸・茶屋・椎屋・水篠・糸原・立野・境目・蕨谷・大槻・
第３分団	３	６	25	岡・浦野・板崎・中園・田頭・馬場・蔵谷・高沢・坂口・横井・沢見
第４分団	３	６	30	友尻・宮園・橋詰・柳詰・松舟・田代・池下・淋・向淋・大坂間・告・野々原・中屋・中津・黄檗・吐合・日隠・中渡・岳本・黒白・松本・小谷
第５分団	３	６	25	茂田・遠原・毎床・俣口・松谷・那良・那良口・大無田・大久保・鵜口・千津
第６分団	３	９	20	蔀・和田・堤・神瀬１区・神瀬２区・箙瀬・伊高瀬・上蔀・多武除・楮木・木屋角・上原・松野・四蔵・永椎・日当・大岩・川島・大瀬
ラッパ班		１		ラッパ班の班員は１５名以内（内班長１名）とし、各分団に所属し出動するものとする。
機能別分団		１	100	球磨村全域
合計			258	

ウ　配　　置

団員は、団長の指示により出動する。

エ　職　　務

出動した団員は副団長及び分団長の指示により人命財産の保護等災害の応急対策にあたるものとする。

オ　応援要請

出動した消防団員は、災害の状況により各地域において応援が必要となったとき、応援を必要とする場所、人員及び資器材等について、消防団長を通じて速やかに村長へ連絡し応援を求めるものとする。

⑷　配置及び出動体制の解除

村長の命令により配置及び出動した消防団員は村長の通知により消防団長が指示したとき当該体制を解除するものとする。

⑸　消防団員の参集

災害及び火災等の発生に際し、消防団員を呼集する必要が生じた場合、消防団の通信連絡網を活用するほか、災害及び火災の程度等、状況に応じて、防災行政無線の有効活用に留意する。

２　出動報告

（1）　全　般

各分団長は、各体制により活動した消防団員について、村長に対して出動報告を実施するものとする。

（2）　出動報告

出動報告は、別添「消防計画」による。

３　特定機能別団員（役場職員以外の機能別団員をいう。）

（1）　任　務

特別機能別団員は、村内の火災、災害等において、消防団本部または所属する分団からの出動要請に応じ、所属する分団長の指揮の下、活動にあたる。

（2）　所　属

特定機能別分団員は、分団のいずれかに所属する。

（3）　装備品の貸与

特定機能別分団員には、火災の消火、災害時の救助活動等に従事するために必要な装備品を貸与する。

（4）　定　年

特定機能別団員の定年は、年齢７０年とする。ただし、定年を延長し、または短縮することができる。

（5）　公務災害補償

特定機能別団員の公務災害補償は、熊本県市町村総合事務組合市町村消防団員等公務災害補償条例を適用する。

（6）　訓練等

特定機能別団員は、火災の消火、災害時の救助活動等の技能向上を図るため最低限度必要とする訓練を受けるものとする。

４　消防計画

細部は、別冊「消防計画」による。

第１１節　自衛隊等災害派遣要請計画

災害時における自衛隊法第８３条の規定に基づく自衛隊派遣を要求する場合の基準は次のとおりである。

１　要求基準

（1）　天災、地変その他の災害に際して、人命、身体又は財産を保護するため、必要があるとみとめられるとき。

（2）　災害が目前に迫り、これが予防について緊急を要するため、自衛隊の派遣以外に方法がないと認めるとき。

（3）　３要件（公共性、緊急性、非代替性）の条件を満たしたとき

２　災害派遣要求及び撤収

（1）　村長は自衛隊の災害派遣を要求する場合は、次の事項を明らかにした文書をもって知事に連絡する。

ただし、緊急を要する場合は、口頭または電話で要求し、事後すみやかに文書を提出する。

ア　災害の状況及び派遣を要求する事由

イ　派遣を必要とする期間

ウ　派遣を希望する人員

エ　派遣を希望する区域および活動内容

オ　連絡場所、連絡責任者

⑵　村長は、災害の救援活動が終了した場合は、すみやかに知事に対し、自衛隊の撤収要求の連絡を行うものとする。

３　活動内容および使用器材の準備

⑴ 村長は、災害派遣部隊と緊密に連絡、協調して次に掲げる必要な活動を依頼するものとする。

ア　人命の救助　　イ　水　　防　　ウ　道路の応急復旧　　エ　応急防疫

オ　消　　防　　カ　救援物資の輸送　　キ　応　急　医　療　　ク　応急給水

ケ　給　　食　　コ　宿　　泊

⑵ 資材および消耗品類はすべて村で準備するものとするものとし、不足するものについては、派遣部隊が携行する材料及び消耗品類を使用する。

ただし、その場合は、可能な限り返品または弁償するものとする。

⑶ 災害応急対策に使用する機械・器具類のうち、調達できないものについては派遣部隊の携行するものを使用するが、その他は可能な限り準備する。

４　経費の負担区分等

派遣部隊が活動に要した経費のうち次に掲げるものは村の負担とする。

⑴ 連絡のために要した宿泊施設に設置した電話の施設

⑵ 宿泊のために要した宿泊施設の電話料金及び水道料金

⑶ 宿泊施設の汚物の処理料金

⑷ 活動のため現地で調達した資材等の費用

⑸ その他必要な事項は、村長が派遣命令権者と協議して定める。

５　ヘリコプター発着場の設置基準

人命救助又は救援物資の空輸を円滑にするための多用途ヘリコプター発着場は概ね次のとおりとする。

⑴ 地表面は平坦で、よく整理されていること。

⑵ 回転翼の回転によって砂塵等が上がらないような場所を指定すること。

⑶ 着陸場として、50 メートル×50 メートルの地積を有すること。

⑷ ヘリコプターの侵入区域 50 メートル以内に、高さ５メートル以上の障害物がないこと。

⑸ 村内のヘリコプター離発着場予定地は以下のとおりである。

離発着場予定地	所　在　地	離発着場面積
球磨清流学園南運動場	一勝地丙１２３番地	80m ×125m＝10,000 ㎡
旧渡小学校グラウンド跡地	渡乙１８３６番地	※63m×80m＝5,040 ㎡
旧神瀬小学校グラウンド跡地	神瀬乙 25 番地 1	※55m×75＝4,125 ㎡
田舎の体験交流館「さんがうら」	三ヶ浦乙２６９番地３	※50m × 70m＝ 3,500 ㎡
コミュニティセンターたかさわ	神瀬丁９０６番地	30m × 80m＝ 2,400 ㎡

※１　上記の他、災害時等における緊急離発着場については、当時の状況による。

※２　上記の離発着場予定地において、航空機を使用し、実際に、離発着訓練を実施する場合は、熊本県防災消防航空隊及び陸上自衛隊のヘリ部隊等、訓練に参加する航空部隊との緊密な調整が必要である。

※３　離発着場面積は、災害復旧工事等のため上記面積を確保できない場合がある。

※４　大型ヘリコプターの離発着場面積は、100m×100m を有する。

第 12 節　災害救助法の適用計画

災害が発生した場合において、一定規模以上の災害に関して救助については、災害救助法が適用されるが同法の適用要領はおおむね次のとおりである。

１　災害救助の実施機関

救助は国の責任において行われるものであるが、その実施については、全面的に知事に委任されており、熊本県においては、次の救助について村長が行うこととする。

⑴ 避難所の設置

⑵ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

⑶ 災害にかかった者の救出

⑷ 災害にかかった住宅の応急修理

⑸ 学用品の給与

⑹ 埋葬

⑺ 死体の捜索及び処理

⑻ 障害となるものの除去

２　災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第１条の定めるところによる。

すなわち、災害救助法の対象となる程度の災害は、次のいずれかに該当する災害となる。

⑴ 村の人口に応じ、住家が滅失した世帯がＡ欄以上に達したとき。

⑵ 県の区域内の住家が滅失した世帯が 1,500 世帯以上の場合であって、村の区域内の住家が滅失Ｂ欄の世帯以上に達したとき。

市町村の区域内の人口	Ａ　欄	Ｂ　欄
5,000 人未満	３０世帯	１５世帯
5、000 人以上　15,000 人未満	４０	２０
15,000 人以上　30,000 人未満	５０	２５
30,000 人以上　50,000 人未満	６０	３０
50,000 人以上　100,000 人未満	８０	４０
100,000 人以上　300,000 人未満	１００	５０
300,000 人以上	１５０	７５

（3）　県の区域内の住家が滅失した世帯の数が 7,000 世帯以上あって、市町村の被害世帯が多数であり、救助を必要とするとき

⑷　災害が隔絶した地域に発生したものである等、被害にかかった者の救護を著しく困難とする特別な事情がある場合であって、多数の住家が滅失したものであること。

⑸　多数の者が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じた場合であって、避難して継続的に救助を必要とする場合

３　救助法の適用手続

村長は、災害が、⑴の災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、または、該当見込みがあるときは、熊本県球磨地域振興局を経由して、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

第 13 節　救出計画

災害のため生命、身体が危険な状態にある者、あるいは生死不明の状態にあるものを捜索し、又は救助して、その者の保護を図るものとする。

１　実施責任者

⑴ 救出は原則として、村長、消防機関及び警察機関が協力して実施するものとする。

⑵ 基本法及び他の法令の規定により災害応急措置の実施責任を有するものは、災害の現場にある者の救出を実施し、または村長等に協力する。

⑶ その他、災害救助法が適用された場合は、救助法に基づく「救出要領」による。

２　救出対象者

罹災者の救出は、災害の原因種類あるいは住家の被害とは関係なく、次の状態にある者に対し、必要に応じて実施するものとする。

（1）　災害によって生命、身体が危険な状態にあるもので、おおむね、次のような場合と

する。

ア　火災の際に火中に取り残されたような場合

イ　地震、がけ（やま）崩れ等のため倒壊家屋の下敷きとなったような場合

ウ　水害の際に流失家屋とともに流されるとか、孤立した地域等に取り残されたような場合

エ　山津波により生き埋めになった場合

オ　登山者が多数遭難したような場合

⑵　災害のため行方不明の状態にあり、かつ、諸般の情勢から生存していると推定される者、または生命があるかどうか明らかでない者とする。

３　救出の方法

救出は、火災の種別、被害地域の災害状況等の条件によって異なるが、救出を実施すべき状態が発生したときは、村長は直ちに県等の地方本部と連絡を取るとともに、消防団員、その他災害対策本部等を動員して、速やかに救出作業を実施するものとする。

４　応援手続き

村において救出作業ができないとき、または器具機材等の調達ができない場合等で、応援を受ける必要があるとみとめたときは、県等の出先機関に対し要請を行うものとする。

第 14 節　行方不明者等捜索及び遺体収容埋葬計画

災害のために現に行方不明の状態にあり、周囲の事情からして既に死亡していると推定されるものを捜索し、または、死亡者の死体処理を行い、民心の安定を図るものとする。

１　実施機関

行方不明者の捜索及び埋葬等には、関係機関等の協力を得て、二次災害の危険性を考慮し、安全性を確保したうえで行うものとする。

本村だけでは、十分な対応ができない場合、村長は自衛隊、警察及び消防等に対して応援要請を行いこれらの機関の応援を得て実施するものとする。

なお、関係機関間の情報共有のため、定期的に捜索調整会議を開催するものとする。

２　救助法に基づく措置

第３章１２節災害救助法等の適用計画の救助の種類および実施の方法による。

３　遺体安置所

広域かつ大災害に伴い多数の死者が発生した場合、一次的な遺体安置所として、村内の寺院を予定するが、開設については別途調整する。

４　医師及び警察に対する協力

医師による死亡確認及び警察官による検視確認のため、必要な協力を実施する。

第 15 節　医療保健計画

大規模、広域的な災害や事故等により多数の傷病者が発生し、被災地及びその周辺の医療救護の対応能力を著しく超えた場合において、本村は、災害派遣医療チーム「ＤＭＡＴ」災害派遣精神医療チーム「ＤＰＡＴ」等多様な団体と緊密な連携のもと、総力を挙げて迅速かつ適切な医療救護活動を行う。

１　災害医療体制

⑴ 災害時における医療救護は村長が行う。

⑵ 災害が広域的に発生した場合または被害が甚大である場合、知事がこれを行う。

２　災害派遣医療チーム「ＤＭＡＴ」、災害派遣精神医療チーム「ＤＰＡＴ」及び地方災害対策本部との連携強化

（１）　災害時、災害派遣医療チーム及び「ＤＭＡＴ」災害派遣精神医療チーム「ＤＰＡＴ」等との連携を図り、迅速・的確な応急救護活動に資するため、日頃から共同訓練等を積極的に実施する。

（２）　災害時、医療関係者が開設する地方災害対策本部（地域振興局・保健所）と球磨村災害対策本部との連携を重視する。

３　救護体制の整備

（１）救急法救急員

ア　目的

役場職員に対して、日本赤十字社が実施する救急法救急員の養成講習を受講させ、災害時等を想定した救命手当及び応急手当等に資する。

イ　救急法救急員に期待する役割

（ア）　避難所等における被災者に対する救急対応

（イ）　来庁者に対する救急対応

（ウ）　職員個々の能力向上

ウ　資格取得のための助成

「救急法救急員資格取得補助実施要綱」による。

⑵ 医療支援チーム

災害時における医療救護を迅速、かつ適切に実施するため、必要により、保健師等による医療支援チームを編成するとともに、避難所周辺に救護所を開設し活動させる。

４　後方支援体制の確保

村長は、状況により、衛生対策係をもって救護活動を行う。本村だけで対応できないときは、他市町村に応援を要請するとともに県に応援協力を要請する。

５　個別疾患等に対する医療の確保

難病、人工透析、妊婦、新生児等の受入れ状況の把握等に努めるものとする。

６　災害救助法による医療助産

第３章１２節　災害救助法等の適用計画の救助の種類および実施の方法による。

第１６節　保健衛生計画

被災地においては、生活環境の激変に伴い、被災者が心身双方の健康不調を来たす可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努める。

１　防疫

災害によって被害を受けた地域、または当該住民に対し、「感染症の予防及び感染症患者に対する医療に関する法律」（平成１０年法律第１１４号、以下「感染症法」という。）及び「災害防疫実施要綱」の定めるところにより、公衆衛生の立場から感染症予防上必要な諸対策を実施して、感染症の発生を予防し及びまん延の防止を図るものとする

（1）　実施責任

村長は、知事の指示に従って、災害時における防疫上必要な措置を行うものとする。

（2）防疫組織及び実施方法等

村長は、感染症の予防及びまん延防止のため、下記により感染症の発生状況の調査、汚染された場所・物件の消毒その他必要な措置を講ずるものとする。

ア　防疫の実施組織

村長は、必要な場所・物件の消毒、ねずみ族昆虫等の駆除等を行うため防疫班を編成する。

イ　消毒

村長は、知事の指示に基づき、感染症法第２７条及び施行規則第１４条・１６条並びに結核感染症課長通知の定めるところにより、汚染された場所の消毒を実施するものとする。

ウ　ねずみ族昆虫等の駆除

村長は感染症法第２８条２項及び施行規則第１５条の規定により、知事が定める地域内で、知事の指示に基づき、ねずみ族昆虫等の駆除を実施するものとする。

エ　感染症患者の入院

オ　生活用水の使用制限等

カ　臨時の予防接種

２　食品衛生の確保

（1）食中毒の未然防止

（2）食中毒発生時の対応

３　健康管理

(1)　保健及び栄養指導

被災地のニーズ等に的確に対応した健康管理（母子、高齢者、精神、歯科保健等における保健指導及び栄養指導をいう。以下同じ。）を県の指導のもと行うものとする。

(2)　エコノミークラス症候群の予防活動

村長は、発災直後にエコノミークラス症候群の発生や死亡者が出る可能性が高いことから、関係団体と連携して、いち早く血栓塞栓症予防の活動開始と受診の勧奨等的確な対応を行うものとする。

(3)　誤嚥性肺炎予防のための口腔ケア・歯科保健指導

(4)　被災者の心のケア

第１７節　感染症対策計画

１　概　要

感染症患者が発生した場合、新型インフルエンザ等対策行動計画書（令和２年６月改訂）及び新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に基づき、感染症予防対策を講じる。

なお、人吉保健所等の関係機関と連携する等、有機的な活動により感染患者の拡大防止に寄与する。

この際、感染拡大を可能な限り抑制し、村民の生命及び健康を保護する。

また、村民生活及び村民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

２　対策本部の設置及び運用

⑴　政府対策本部が「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」を発令した時、もしくは県内で発生した段階で、特別措置法に基づく、新型インフルエンザ対策本部を開設する。

⑵　対策本部長は村長とし、副村長、教育長及び各課（局）長及び防災管理官等をもって組織する。

⑶　総務課長は、対策本部全般を総括する。

⑷　保健福祉課は、専門的観点から本部会議を助言する。

⑸　その他の課（局）長は、所掌する事項に関して、感染症への対応の観点から本部会議を助言する。

⑹　新型インフルエンザ等対策行動計画書に示す本部の役割(抜粋)は、以下のとおり。

ア　村長による緊急事態宣言、終息宣言の発表

イ　新型インフルエンザ等に関する情報収集、情報交換

ウ　状況に応じた対策の検討及び重要事項の決定

３　関係機関との連携

熊本県健康福祉部健康危機管理課、人吉保健所、郡市医師会及び人吉下球磨消防組合等、関係機関との連携を図る。

第１８節　食料調達計画

大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定される地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資について、あらかじめ備蓄・調達体制を整備し、それら必要な物資の供給を円滑に実施するものとする。

また、被災者等に対する食料の供給は、本村が実施するものとする。本村のみでは実施不可能な場合は、近隣市町村、県、その他の関係機関による応援を要請するものとする。

第１９節　給水計画

災害時に飲料水が汚染され、または枯渇し、現に飲料に適する水を得ることができない

場合に、応急的に飲料水を確保するための計画は、次に定めるところによる。

１　実施体制

飲料水供給の実施は、災害救助法に定めるものの他村長が行うものとする。

本村限りで処理不可能の場合は、近隣市町村、県及び国その他関係機関の応援を求めて飲料水の供給を実施するものとする。

２　給水方法

⑴　水道水の搬水給水

隣接水道、または近郷水道から給水車（又は水槽付自動車）或は、給水槽等を用いて搬水し、残留塩素濃度を確認するなど、水質維持に十分注意し消毒のうえ緊急給水を実施するものとする。この場合給水量は１人１日当り最小３リットルを基準とするが、被災状況等により増減する。

⑵　浄水セットによる給水

「第１１節自衛隊派遣計画」により自衛隊に依頼して、湖沼水、河川水等をろ過し、残留塩素を確認のうえ給水を行うものとする。

第２０節　生活必需品供給計画

災害によって、住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない衣料品及び生活必需品を喪失またはき損し、しかも災害時の混乱のため、これらの物資等を直ちに入手することが困難な罹災者に対して、これらの物資等を給与又は貸与することによって、災害時における民心の安定を図るものとする。

１　実施機関

⑴ 罹災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、村長が実施する。

⑵ 村限りで処理できないときは、隣接市町村、県その他の関係機関の応援を求めて実施するものとする。

２　救助法に基づく措置

第３章１２節　災害救助法等の適用計画の救助の種類および実施の方法による。

３　給与又は貸与の方法

⑴ 物資の購入及び配分計画の樹立

民生対策部は世帯構成員の被害状況を把握し、救助物資の購入及び配分計画を樹立し、これにより購入し、給与又は貸与するものとする。

⑵　物資の調達

物資の調達については、民生対策部において行うが、村内で調達困難な場合は隣接市町村及び関係機関に依頼し調達するものとする。

⑶　救援物資の集積場所

調達物資は、又は県からの救援物資の集積場所は別示する。

⑷　物資の給与

物資の給与又は貸与は、民生対策部が集落ごとに迅速かつ的確に実施する。

４　本村に送付された罹災者に対する義援金品等は、民生対策部で受付記録した後保管し、配分方法は罹災の実態に応じて行うものとする。

第２１節　住宅応急対策計画

災害のため住家が滅失した罹災者に対し住宅を貸与し、または被害を受けた住家に対し居住のため、必要な最小限の部分を応急的に補修して罹災者の居住の安定を図るものとする。

ただし、災害発生直後における住居対策については、別節「避難計画」の定める避難所の開設及び収容によるものとする。

１　実施機関

罹災者に対する応急仮設住宅の建設及び応急修理は、災害救助法が適用されたときは、知事から権限の委任を受けた村長が行う。

本村のみでは実施不可能な場合は、県、国、その他の関係機関の応援を得て実施するものとする。

２　応急仮設住宅の建設

県が行う応急仮設住宅の建設は、「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」に基づき、民間住宅建設関係団体の協力を得て実施するものとする。

応急仮設住宅の建設に当たっては、被災者に係る世帯人員や高齢者、障害者等に配慮した仕様及び設計に努める。

第 22 節　交通規制計画

災害により道路及び橋梁等の交通施設に被害が発生し、若しくは発生するおそれのある場合に、交通の混乱を防止し、緊急輸送を確保するために必要がある場合は、交通規制を行って被害の軽減と迅速なる応急対策の実施を促進する。

１　実施の概要

災害時の交通規制は次により行うが、道路管理者と警察は、常に緊密な連絡を保ち、応急措置に万全を期するものとする。

⑴　道路の破損、決壊、その他の事由より交通が危険であると認められた場合

⑵　道路に関する工事のため、やむを得ないと認めたとき

２　交通規制の措置

道路の破損、決壊、その他の事由により通行禁止、または交通を制限する必要があると認めたときの交通規制の実施は、道路の管理者又は警察が、禁止又は制限の対象区間、期間及び理由等を明瞭に記載した道路標識等を設置するとともに、必要な場合は、迂回道路の標識も明示し、一般の交通に支障のないよう措置するものとする。

３　住民等への周知

交通規制に関する情報は、住民等に対して、防災無線及びエリアメール等を使用して迅速・確実に周知するものとする。

第23節　輸送計画

災害時における陸、空の緊急輸送体制を確立し、応急対策実施に必要な人員、資器材及び救援物資等の輸送力を確保し、応急措置に万全を期する。

１　実施機関

災害対策基本法第５０条及び第５１条に規定する実施責任者とする。ただし、これらの機関で処理できない場合は、輸送を業とする公共機関、地方公共機関並びにこれに準ずるもの等、又は自衛隊に応援を要請して緊急輸送の確保を図るものとする。

２　輸送力の確保措置

実施機関において所有する車両だけでは、輸送が確保できない場合は、次の順位により必要に応じて借り上げ輸送の円滑化を図る。

（１）　車両輸送力の確保

ア　公共的団体の車両等

イ　輸送を業とする者の所有車両等

ウ　その他（自家用車両等）

（２）　空中輸送力の確保

ア　緊急輸送手段としてヘリコプターの活用が有効と考えられる場合には、第１１節「自衛隊等災害派遣要請計画」に基づき実施するものとする。

イ　熊本県防災消防ヘリコプターの派遣要請を実施する

ウ　陸・海・空自衛隊ヘリコプター部隊等の派遣要請を実施する。

３　輸送の方法

災害における緊急輸送は、本村の地勢及び過去の実績を考慮すれば、その大半が陸上輸送であり、とりわけ道路輸送に頼っている。

このようなことから、関係機関は災害時における緊急輸送が迅速かつ円滑に行なうように協力するものとする。

第２４節　廃棄物処理計画

１　目　的

球磨村における平常時の災害予防対策を示すとともに、災害発生時における災害廃棄物処理の具体的な業務内容を示し、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理を実施する。

２　計画の位置付け

(1) 環境省の定める災害廃棄物対策指針（平成 30 年改定）に基づき策定するとともに、球磨村地域防災計画と整合をとり、適正かつ円滑に災害廃棄物の処理を実施するため、

担当部署等の具体的な業務内容を示すもの

⑵ 本村で災害が発生した際、災害廃棄物等の処理は、本計画で備えた内容を踏まえて進めるが、実際の被害状況等により柔軟に運用するものとする。

３　球磨村災害廃棄物処理計画

球磨村災害廃棄物処理計画　　別冊

第２５節　文教対策計画

災害が発生し、または発生するおそれがある場合、災害対策基本法及びその他の法令に基づき、児童、生徒等の生命、身体及び文教施設を災害から保護し、もって教育行政の確保を図るものとする。

１　実施機関

⑴　村立小中学校の文教施設の災害応急復旧は、村長が行う。

⑵　村立小中学校の児童、生徒に対する災害応急教育対策は村教育委員会が行う。

ただし、救助法が適用されたとき、または村で実施することが困難な場合は、知事または県教育委員会が必要関係機関の協力を求めて行うものとする。

２　応急教育対策

⑴　応急教育実施の予定場所

村教育委員会は災害の状況により教育関係機関と連絡をとり災害現場の状況を的確に掌握し、災害の程度に応じて適切な指導を行い、災害時における応急教育に支障のないよう、次の事項について措置するものとする。

ア　学校施設が罹災した場合は、まず応急復旧を速やかに行い、教育が実施できるようにするものとする。

イ　応急復旧が不可能な場合は、被害を免れた隣接地域の学校施設、公民館、その他民有施設等の借り上げを行うものとする。

ウ　災害の状況によっては、近隣市町村の小、中学校施設への委託等により、教育の実施を図るものとする。

（2）　教材、学用品等の調達及び配給の方法

教材、学用品等に被害を受けた場合は、学校長、村教育委員会は所定の様式にしたがって県教育委員会に報告する。

（救助法適用の場合は、村教育委員会に村長を経由して報告）

３　学校給食等の措置

学校給食の施設、設備、物資に被害を生じた場合は、学校設置者である村長から県教育委員会に速報する。

４　救助法による学校用品の支給

災害のため住家に被害を受け、就学上欠くことのできない学用品を喪失、または棄損した時、これを直ちに入手することが不可能な状態にある小・中学校の児童、生徒に対しては、県知事が必要最小限度の学用品を支給する。

第２６節　障害物除去計画

災害時における応急措置実施の障害となっている工作物等並びに、山（崖）崩れ、浸水等によって、河川、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等のため、住民の生命、身体及び財産等に危険を及ぼし、または、日常生活に著しい支障をきたす障害物の除去について必要な措置を定める。

１　実施責任者

⑴　応急措置を実施するため、障害となる工作物等の除去は、村長が行うものとする。

⑵　水防活動を実施するため、障害となる工作物等の除去は、水防管理者、人吉下球磨消防組合、消防団長が行うものとする。

⑶　道路、河川等にある障害物の除去は、その道路、河川等の維持管理者が行うものとする。

⑷　山（崖）崩れ、浸水等によって、住家又はその周辺に運ばれた障害物の除去は村長が行うものとし、村限りで実施が不可能の場合、または、救助法が適用されたときは、知事が行うものとする。

⑸　その他、施設、敷地内の障害物の除去は、その施設、敷地内の所有者、又は管理者が行うものとする。

２　障害物の除去対象及び除去の方法

⑴　障害物の対象

災害時における障害物の除去対象は、おおむね次のとおりとする。

ア　住民の生命、財産等を保護するために除去を必要とする場合

イ　河川の氾濫、護岸決壊の防止、その他水防活動実施のために除去を必要とする場合。

ウ　緊急な応急措置を実施するため、特に除去を必要とするとき。

エ　その他、特に公共的立場から除去を必要とするとき。

⑵ 障害物除去の方法

ア　実施責任者は、自らの組織、労力、機械器具を用いて行うか、または、土木建築業者等の協力を得て、速やかに行うものとする。

イ　前記①により実施困難な場合は、第１１節「自衛隊派遣要請計画」により、自衛隊の派遣を要請して行う。

ウ　除去作業は、緊急な応急措置の実施上やむを得ない場合の他、周囲の状況を考慮し、除去することで、支障の起こらないよう配慮して行うものとする。

３　救助法における障害物の除去

⑴　当面日常生活が営み得ない状態にあること。

⑵　日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれた障害物の除去に限る。

⑶　自らの資力では、障害物の除去ができない物であること。

⑷　住家が半壊又は床上浸水したものであること。

４　除去した障害物の保管等の場所

障害物の保管場所については、それぞれの実施機関において考慮するものとするが、おおむね、次の場所に保管するか廃棄するものとする。

⑴　保管の場合

除去した工作物等の保管は、村長、警察署長において次のような場所に保管する。なお村長及び警察署長は、保管し始めた日から１４日間その旨を公示する。

ア　再び人命、財産に被害を与えない安全な場所

イ　道路交通の障害にならない場所

ウ　盗難等のない場所

エ　その他、その工作物等の保管に適当な場所

⑵　廃棄の場合

廃棄するものについては、実施者の管理（所有）に属する遊休地及び空地、その他適当な場所に廃棄するものとする。

５　障害物の処分方法

村長、警察署長が保管する工作物の処分については、前記保管者において行うものとするが、処分の方法については、次により行うものとする。

⑴ 保管した工作物等が滅失しまたは破損するおそれがある時は、その工作物を売却し、代金を保管するものとする。

⑵ 当該工作物等の保管に相当な費用又は手数料を要すると前記保管者において認めた時は、その工作物を売却し代金を保管するものとする。

⑶　売却の方法及び手続きは、競争入札又は随意契約により行うものとする。

⑷　その他、他の法令等に特別の規定があるものについては、それぞれ当該法令等の規定に定めるところによる。

第２７節　農林水産応急対策計画

農林部門の応急技術対策については、県計画に基づき水害、風水害及び雪害等に必要な対策を行い、万全を期するよう指導する。

第２８節　電力施設応急対策計画

本村における送電線及び配電線は渓谷、山野を縫って全村域に施設されている。

このため、地形的、気象的特性を鑑み、電力施設は災害発生時に障害が生起し易い状態にある。

災害応急対策については、九州電力八代、人吉及び水俣営業所等と緊密な連絡をとり、平時から、不要な樹木を伐採する等、送電線の保守に努め、障害発生の未然防止に万全を期する。

第　４　章

災害復旧計画

第４章　災害復旧計画

第１節　公共土木施設災害復旧計画

国土交通省及び農林水産省所管にかかわる公共土木施設災害復旧工事は、公共土木災害復旧事業費国庫負担法（昭和２６年法律第９７号）に基づき国庫負担を受け災害復旧を実施する。

１　実施機関

災害復旧の実施機関は、原則として県の管理に属する施設については県が、市町村の管理に属するものは市町村において実施するものとするが、その他法令の規定により、災害復旧の実施について責任を有するものが当該施設の復旧に当たるものとする。

２　復旧方針

公共土木施設の災害復旧方針は、各施設の原形復旧とあわせて、再度災害の発生を防止するために必要な施設の新設または改良を行う等の事業計画を策定するものとし、これらの施設の早期復旧の完成に努めるものとする。

３　対象事業

⑴　河川

河川法第３条による施設等

⑵　砂防設備

砂防法第１条または同法第３条の規定によって同法が準用される砂防のための施設

⑶　林地荒廃防止施設

山林砂防施設または海岸砂防施設

⑷　地すべり防止施設

地すべり等防止法第２条第３項に規定する施設

⑸　急傾斜地崩壊防止施設

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第２条第２項に規定する施設

⑹　道路

道路法第２条第１項に規定する道路

⑺　公園

都市公園法施行令第２５条各号に掲げる施設で、都市公園法第２条第１項に規定する都市公園または社会資本整備重点計画法施行令第２条第２号に掲げる公園若しくは緑地でその設置に要する費用の一部を国が補助するものに設けられたもの。

４　財政援助

公共土木施設災害復旧事業を実施するための財政援助としては、次により措置されるものである。

⑴　公共土木施設復旧事業国庫負担法による国庫負担

⑵　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく国庫負担率の嵩上げ

⑶　地方債の元利償還金の地方交付税算入

⑷　地方財政法第５条第１項第４号の規定による地方債の充当

第２節　農林水産災害復旧計画

農地、農業用施設、林業施設および共同利用施設（以下「農地等」という。）の災害復旧工事は、「農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」（昭和２５年法律第１６９号９号）に基づき、国庫補助を受け復旧を実施する。

１　実施機関

農地等の災害復旧は、当該災害の規模等により実施主体を決めるものとし、一般的には、市町村、土地改良区、農業協同組合、漁業協同組合および森林組合等当該機関によって施行するものであるが、災害の規模が大でしかも高度の技術を要するもの等は、その実情に応じ県営事業として施行するものとする。

２　復旧方針

農林水産施設の災害復旧方針は、第１節「公共土木施設災害復旧計画」の２「復旧方針」に準じて施行するものとするが、その他特に本復旧事業の推進に当たって必要な事項は次のとおりとする。

⑴　同法律により、国に対し災害復旧の申請をなし、早急な国の査定を要請するとともに、緊急度の大なるものは応急復旧、その他は査定後施行するものとする。

⑵　災害の規模等により臨時適切な技術職員の派遣を考慮するとともに、早期復旧の実現を期する。

⑶　その他災害復旧の特色としては、緊急性により施越工事が認められていることから、資金計画を樹立して、早期復旧を図るものとする。

３　対象事業

農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第２条に規定する農林水産施設とは、次のような施設である。

⑴　農地、耕作の目的に供される土地
　田、畑等

⑵　農業用施設、農地の利用または保全上必要な公共的施設であって、次のものをいう。
　ア　かんがい用排水路、ため池、頭首工、揚水機等
　イ　農業用水路、橋梁
　ウ　農地保全施設、堤防

⑶　林業用施設、林地の利用または保全上必要な公共的施設であって次のものをいう。
　ア　林地荒廃防止施設（地方公共団体またはその機関の維持管理に属するものを除く）
　イ　林道

⑷　共同利用施設、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合連合会の所有する次のものをいう。
　ア　倉庫
　イ　加工施設
　ウ　共同作業場およびその他の農林水産者の共同利用に供する施設

第３節　公立学校復旧計画

公立学校施設の災害復旧は、公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和２８年法律第２４７号）に基づくほか、単独事業として、それぞれ次により実施するものとする。

１ 実施機関

公立学校施設の復旧は、市町村立学校にあっては村長が行うものとする。

２ 復旧方針

公立学校施設の復旧方針は、第１節「公共土木施設災害復旧計画」の２「復旧方針」に準ずる。

３ 対象事業

同法による学校施設で、建物、建物以外の工作物、土地および設備である。

４　財政援助

公立学校施設災害復旧事業を実施するための財政援助は、次により措置されるものである。

⑴　公立学校施設災害復旧国庫負担法による国庫負担
⑵　激甚災害に対処するための財政援助等に関する法律に基づく国庫負担率の嵩上げ
⑶　地方交付税法に基づく地方債の元利補給
⑷　地方財政法第５条第１項４号の規定による地方債

第４節　災害公営住宅計画

１ 災害公営住宅の建設

災害公営住宅（公営住宅法（昭和２６年法律第１９３号）第８条第１項の規定に基づく公営住宅をいう。）は大規模な災害が発生し、住宅の被害が基準以上に達した場合に低所得り災者のため国からの補助を受けて建設し、入居者は公正な方法により選考して入居させるものとする。

２ 既設公営住宅の復旧

災害により公営住宅が減失しまたは著しく損傷した場合は、当該公営住宅に係る公営住宅の工事費もしくは補修に要する費用または公営住宅等を建設するための土地の復旧に要する費用は所定の率により補助される。

３ 一般被災住宅の融資

一般住宅の災害復旧については、住宅金融支援機構による災害復旧融資または一般個人向け融資を活用して復旧に努めるものとする。

４　仮設住宅の建設予定地

広域大規模災害に際し応急仮設住宅を建設する場合は、総合運動公園、廃校になった学校のグランド等、当時の状況を考慮して決定する。

第５節　災害ボランティア計画

大規模又は甚大な災害が発生した場合、行政だけでは対応できない被災者のニーズ被災者一人ひとりに対するきめ細やかな支援が必要であり、ボランティアによる活動が大きな力として期待されている。

災害時のボランティア活動は、発災直後の救援活動、被災者の生活再建や被災地の復興を支援するものであり、支援に携わる災害ボランティア（個人・団体）は、自主性を持ちながらも、地域の関係機関等と連携しながら活動を展開することが求められている。

また、災害発生時においては、地域住民相互の支え合いが不可欠であることから、平時から地域住民や地域の関係団体等が支えしくみづくりを進めていくことが重要である。

本村においては、平成２５年度に、消防職員ＯＢ、自衛隊員ＯＢによる「防災協力隊」を結成し、災害現場において経験を生かし、能力や実情に応じ、迅速かつ効果的に救助活動が行えるよう支援体制を構築する等、引き続き地域防災力強化の充実を図っていく。

また、令和２年７月豪雨災害検証報告に基づき、随時、計画等を整備する。

１　地域福祉の推進

本村及び社会福祉協議会は、災害発生時に要配慮者の避難誘導や地域住民の安全確認、避難所運営、被災者のニーズ把握、災害ボランティア活動の展開を迅速・円滑に進めるため、平時から住民、自治会、消防団、自主防災組織、民生委員、ボランティア、社会福祉法人等と連携して、日常的な困りごとの把握・対応や災害時の相互協力のあり方について合意形成に努めるなど、地域の支え合いによる村づくりを進めるものとする。

また、ふれあいサロンや民生委員・児童委員会、老人クラブ、区長会等、地域の各種会合の際に、防災や災害時対応等について考えてもらう機会も積極的に取り入れるようにする。

２　関係機関との協働体制の構築

本村や村社協等は、自治会、民生委員・児童委員、ボランティア、ＮＰＯ、社会福祉施設等の関係機関・団体等と、日頃から、各種事業をとおして顔の見える関係を築いておくとともに、特に災害発生直後の混乱した時期における初動体制等を定めたマニュアルを各関係機関・団体の合意のもと策定し、各種災害を想定したボランティアセンター設置運営訓練等を実施するなど、各関係機関・団体相互の役割を明確にし、連携強化、情報の集約体制等の強化に努めるものとする。また、災害発生時に近隣市町村との連携が円滑になされるよう、平時から市町村社協間での応援協定の締結等による連携に努めるものとする。

３　災害ボランティアの養成、登録、体制整備

災害発生時から生活再建時までのボランティア活動が円滑に行われるよう、災害ボランティアの養成や登録を行うとともに、災害ボランティアの受け入れ等に必要な体制を整備するものとする。

⑴　村ボランティアセンターは、災害時に必要な自己責任、自己完結型のボランティア活動のあり方などについての理解を深めるため、研修会、啓発事業などにより普及啓発を行うほか、災害発生時における連絡体制、活動内容などに関するルールづくり等に努める。

⑵　村ボランティアセンターは、災害発生時にボランティアとして活動できる個人やボ

ランテア関係団体を事前に登録しておくとともに、当事者の了解のもと、県ボランティアセンターに登録情報を提供する。

４　ボランティアの受入体制の整備

村ボランティアセンターは、大規模な災害発生時に村内外から訪れるボランティアが円滑に活動できるように、平時から村内外のボランティアセンター等と連携を図るなど、受入体制の整備を行うものとする。

５　ボランティアコーディネーターやボランティアリーダーの養成及び資質の向上

災害発生時にボランティアの需給調整や関係機関との連絡調整等を行うボランティアコーディネーターやボランティアリーダーは被災地センターを円滑に運営するに当たって重要な役目を担っている。

そこで、村ボランティアセンターは、研修会などを通してボランティアコーディネーター、ボランティアリーダー等を計画的に養成するとともに、その資質の向上に努める。また、村社会福祉協議会は、県や村と連携を図り、平時からボランティアコーディネーターをボランティアセンターに配置するなど、災害時の活動調整の強化に努めるものとする。

第６節　被災建築物応急危険度判定に係る実施本部業務マニュアル

１　目　的

このマニュアルは、地震により被災した建築物の余震等による倒壊、部材の落下などから住民の安全を確保するため、判定を実施する本部の業務を予め定めることにより、被災建築物の応急危険度判定を迅速かつ的確に実施することを目的とする。

２　実施本部の設置

（1）　球磨村災害対策本部応急復旧部長は、あらかじめ定められた震度以上の地震が発生した場合、実施本部（球磨村）を立上げ熊本県（以下「支援本部」という）に対して、実施本部を設置したことを連絡する。

（2）　実施本部の業務は以下のとおり

ア　地震発生時の情報収集
イ　判定実施可否の判断（第３項による）
ウ　判定実施計画の策定（第５項による）
エ　実施本部体制の整備（第３項による）
オ　地元判定士等への参集要請（第７項による）
カ　判定士等の輸送、宿泊所の手配（第１０項による）
キ　判定結果の報告及びその活用（第１５項による）
ク　実施本部業務の終了（第１７項による）

３　判定実施要否の判定

（1）　震度６弱以上の場合は判定を実施する。

ただし、被害の状況に応じた実施本部長の判断に基づき、判断を実施しないこともできる。

（2）　震度５強以下の場合は、被害の状況に応じた実施本部長の判断に基づき、判定実施

の要否を判断する。

（3） 実施本部長（災害対策本部の応急復旧部長）は、判定の要否を判断した場合は、実施の有無にかかわらず直ちに災害対策本部及び実施本部に判定要否を連絡する。

（4） 実施本部長は、判定を実施するにあたって、実施本部の構成組織として判定計画班、判定支援班及び後方支援班を整備し、必要人員を配置する。

ただし、実施本部職員が不足する等やむをえない場合は、後方支援班については、実施本部内に設けず、支援本部に設けることもできる。

４ 判定実施区域、判定実施順位等の検討、決定

実施本部（判定計画班）は、以下の項目について検討、決定し、その内容を速やかに支援本部に連絡する。

（1） 実施本部は、被害情報をもとに地震の規模、被災範囲を推定し、建築物の倒壊等被害の大きいと予想される地域（以下「要判定区域」という）を設定した上で、当該区域内の推定判定対象棟数及び必要な判定士数、判定コーディネーター数を推計する。

（2） 実施本部（判定支援班）は、要判定区域の設定にあたり、すでに収集された情報では不十分な場合、あらかじめ指名された判定士の調査あるいは、災害対策本部、支援本部及び国土交通省等の協力を得て、被災状況の確認を行う。

（3） 実施本部（判定支援班）は、要判定区域を区分し、それぞれの区分された区域（以下「判定支援区域」という）について、判定の実施順位や判定スケジュール等を設定する。

（4） 判定の方法は、以下のタイプＡを標準とし、必要に応じて、タイプＢを採用する。

〈オペレーションタイプ〉

タイプＡ：判定実施区域として定められた区域内の全ての建築物について、「概観」調査を中心として判定を実施する。

タイプＢ：所有者の「要請」に応じた対象について、「立入り」調査を含む判定を実施する。

５ 判定実施計画の策定

（1） 実施本部（判定実施班）は、被害状況、被災地の状況に基づき、次の内容からなる判定実施計画を策定する。

ア オペレーションタイプ
イ 判定実施区域及び判定拠点、優先順位
ウ 対象となる建築物の用途規模
エ 判定実施期間
オ 必要判定士数
カ 地元判定士数・応援判定士数
キ 必要判定コーディネーター数
ク 地元判定コーディネーター数・応急判定コーディネーター数
ケ 判定コーディネーターの配置計画
コ 判定資機材の数量
サ その他

（2） 第１項のウからコについては、判定実施区域ごとに定める。

６　支援本部への支援要請

（1）　実施本部長は、必要に応じて支援本部長に対して判定士、実施本部員、判定コーディネーターの派遣、判定資機材等の支援要請を行う。

（2）　実施本部（判定計画班）は、支援内容、支援開始時期等について支援本部へ速やかな連絡を求める。

７　地元判定士等への参集要請

実施本部（判定支援班）は、地元判定士等に参集場所、参集時機、判定事務従事予定期間等、必要な事項の連絡を行い、参集を要請する。

８　判定資機材の手配

実施本部（後方支援班）は、実施本部及び判定拠点に必要な数量の判定資機材を輸送する。

９　判定コーディネーター及び判定士の配置

（1）　実施本部（判定支援班）は、判定実施計画に基づき、判定コーディネーターを配置する。

（2）　実施本部（判定支援班）は、判定実施区域における必要な判定人数に応じた判定士を配置する。

（3）　実施本部（判定支援班）は、判定コーディネーターに班（例えば、派遣された応援都道府県ごと）を編成させ、判定士に判定を実施させる。

10　判定士等の輸送、宿泊所の手配等

（1）　実施本部（後方支援班）は、参集場所から判定拠点等へ判定士等を輸送する。

（2）　実施本部（後方支援班）は、判定士等の宿泊場所の確保、食料の準備等の確認を行う。

（3）　実施本部（後方支援班）は、第１項及び第２項に関する情報を取りまとめ、実施本部（後方支援班）だけでは準備が困難となる事項について、支援本部に連絡し、支援を要請する。

11　判定士の受入れ・名簿作成

（1）　実施本部（判定支援班）は、参集した判定士等の受入れを行い、名簿を作成する。

（2）　実施本部（判定支援班）は、応援判定士等の場合、代表者が持参する名簿、判定資機材のリストに基づきこれらの確認を行う。

（3）　実施本部（判定支援班）は、第２項に規定する確認の結果、要請した支援内容に対する不足が認められた場合には、その内容について速やかに支援本部に連絡し、追加の要請を行う。

（4）　実施本部（判定支援班）、保険加入手続きに必要な情報について支援本部に連絡する。

12　判定調査方法等のガイダンス

実施本部（判定支援班）は、判定活動の開始に先立ち、判定士に対する判定調査方法等についてのガイダンスを判定コーディネーターに行わせる。

13　判定業務の開始

実施本部（判定支援班）は、判定コーディネーターに対して判定業務を開始するよう指示する。

14　判定業務の中止

（1）　実施本部（判定計画班）は、荒天等により判定の継続が危険と判断される場合は判定コーディネーターに対して判定業務を中止するよう指示する。

なお、中止の判断は、支援本部または判定コーディネーターの意見を参考にすることができる。

（2）　実施本部（判定計画班）は、判定業務の中止を判断したときは、支援本部に速やかに報告するものとする。

15　判定結果の報告及びその活用

（1）　実施本部（判定支援班）は、判定コーディネーターから報告を受けた当日分の判定結果をとりまとめ、災害対策本部、支援本部へ報告する。

特に注意を必要とする被災建築物等の有無及び被災状況について考慮し、現地を再調査するなどの必要な措置をとる

（2）　実施本部長は、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要と認めるときは、判定を受けた建築物について立入り禁止や使用禁止などの適切な措置をとるよう災害対策本部長に要請する。

16　住民への対応

（1）　実施本部（判定計画班）は、被災地の住民に対して、判定実施の理解を得るために、制度の内容や判定の実施状況等について広報する。

（2）　実施本部（判定計画班）は、判定開始とともに、建築物の所有者からの判定結果に対する相談窓口を設置する。

17　実施本部業務の終了

（1）　判定業務の終了は、原則、判定実施計画に基づく実施期間が満了した時点とする。

（2）　実施本部（判定支援班）は、判定結果の最終集計や資料の整理を行う。

（3）　実施本部（判定計画班）は、最終集計された判定結果を、災害対策本部及び支援本部へ報告する。

（4）　実施本部長は、最終集計された判定結果を所管課へ引き継ぐとともに、実施本部を解散する。

18　実施本部解散後の対応

（1）　所管課は、災害対策本部と連携して、必要に応じ、建築物等の所有者からの被災度区分判定等の相談等に対応できるよう、建築関係団体への協力要請や相談窓口を設置する等適切な措置をとる。

（2）　所管課は、実施本部解散後においても、判定結果を災害復興等に役立てるべく災害対策本部に協力する。

（3）　判定結果等の関連資料等は、災害対策本部が定める期間保存するものとする。

（4）　所管課は、災害対策本部解散後においても、判定に従事した判定士等へのアフター・ケアーを心がける。

第７節　被災宅地の危険度判定

１　危険度判定制度

球磨村において、災害対策本部が設置されることとなる大規模地震または降雨等により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度判定を実施することによって、二次災害を軽減、防止し住民の安全の確保を図ることを目的とする。

２　被災地危険度判定実施・支援本部

⑴危険度判定実施本部

危度判定を実施するために球磨災害対策本部に設置する組織をいう。

⑵危険度判定支援本部

被災した球磨村の実施する危険度判定を支援するために、球磨村を直轄する都道府県の災害対策本部に設置する組織をいう。

３　被災宅地危険度判定士

被災宅地危険度判定士（以下、「宅地判定士」）は、球磨村又は熊本県の要請により、宅地の２次災害の危険度を判定する土木、建築等の技術者である。

宅地判定士になるためには、都道府県知事等が実施する被災宅地危険度判定講習会を終了し、危険度判定を適正に執行できると認定され（もしくは同等以上の知識及び経験を持つと認められる）、登録される必要がある。

なお、宅地判定士が判定活動を実施する場合、身分を明らかにするために、認定登録証を携行し、「被災宅地危険度判定士」と明示した腕章やヘルメットを着用する。

球磨村においては、平成３０年度に熊本県が実施した養成講習会を受講した１名の職員を登録済みである。

４　被災宅地危険度判定の実施

被災宅地危険度判定の実施にあたっては、以下に基づき実施するものとする。

⑴　熊本県被災宅地危険度判定実施要綱（平成１５年１０月２１日制定）

⑵　被災宅地危険度判定業務実施マニュアル（平成２６年３月・被災宅地危険度判定連絡協議会）

⑶　被災宅地の調査・危険度判定マニュアル（平成２６年３月・被災宅地危険度判定連絡協議会）

⑷　被災宅地の調査・危険度判定マニュアル―参考資料―（平成２６年３月・被災宅地危険度判定連絡協議会）

⑸　擁壁・のり面等被害状況調査・危険度判定票作成の手引き（平成２６年３月・被災宅地危険度判定連絡協議会）

⑹　実施本部業務マニュアル（平成２６年３月・被災宅地危険度判定連絡協議会）

⑺　判定調整員業務マニュアル（平成２６年３月・被災宅地危険度判定連絡協議会）

地　震　時　の　心　得

平素の心得

１　木造建物・家具による危険の防止

⑴　木造建物の点検・補強

ア　地盤沈下や土砂の流出などによって、基礎が地盤に接しておらず、基礎にゆがみが生じている建物等は、点検・補強する。

イ　土台、柱、はりなどの構造上重要な部分が腐ったり、白アリに侵されたりした建物等は、点検・補強する。

⑵　屋内の整理・点検

ア　タンス、本棚などは、倒れないように柱や壁に固定する。

イ　家具や棚などの上に、花びんやアイロンなど重い物を置かないようにする。

２　火災の防止

⑴　火を使う器具、設備の点検整備

ア　プロパンガス容器は、倒れたりしないように鎖などで固定する。

イ　石油ストーブは、自動消火装置や転倒防火装置のあるものを使う。

⑵　火を使う器具周辺の整理、整とん

石油ストーブ、ガスコンロ、ガスレンジ、ガスストーブなどの周辺には、石油類、衣類、紙くずなどの燃えやすい物を置かない。

⑶　消火器など消火用資材の整備

ア　消火用水の準備

火を使う器具の近くに、普段からバケツや適当な容器に消火用水を用意しておく。また、使用ずみの風呂の水は、流さず消火用水として利用する。

イ　消火器の準備

家庭に消火器を準備しておき、普段から家族全員がその使い方に慣れておく。

⑷　消火訓練への参加

ア　隣近所の人などといっしょに、木材や油などの火災に応じた消火方法を訓練しておく。プロパンガス、化学薬品などの特殊なものについての消火方法は、もとより消防署などの指導を受けるとよい。

イ　市町村や消防署などが行う消火訓練や防火訓練には積極的に参加する。

⑸　相互協力

火が出たら、直ちに消防署に知らせるとともに、隣近所に大声で知らせ協力し合って消火することが大切である。このため、日頃から隣近所とのコミュニケーションを図っておくとともに、地区常会や自治会などで話し合い、お互いに協力して情報伝達、消火活動、避難誘導、救助救護活動などを行うための体制を作っておく。

３　避難の事前準備

⑴　避難場所、避難路の準備

ア　安全な避難場所と避難路はどこかを、消防署、市町村などで確認したり広報紙などで調べておく。

イ　家族全員で避難場所まで実際に歩いてみて夜間の場合も考え、危険箇所のチェック、順路所要時間などを確認しておく。

ウ　一時的な避難場所から最後に落ち着く先を決めておく。

エ　被害を受けた場合の連絡や応急処置などに必要なので、次のようなことがらを手帳などに書き込んだり、紙に書いて定期入れや名刺入れの中に入れておき、いつも持っている。

(ｱ)　住　所　(ｲ)　氏　名　(ｳ)　生年月日　(ｴ)　性　別　(ｵ)　勤務先または学校名
(ｶ)　連絡先（電話番号）　(ｷ)　血液型

(2)　非常持出品の準備

ア　飲料水（水筒）
イ　食料２～３日分（乾パン・かん詰・かん切り・食塩など）
ウ　貴重品類（現金、貯金通帳、印鑑など）
エ　懐中電灯、ローソク、マッチ
オ　トランジスターラジオ
カ　下着１～２，タオル、ビニールふろしき、細ひも、手袋、ちり紙
キ　ヘルメットなどの保安帽
ク　応急医薬品（傷薬、胃腸薬、目薬、脱脂綿、包帯、バンソウコウなど）また、病人のいる家庭では常備薬
ケ　乳児のいる家庭ではミルク、オムツ等

地震発生時の心得

１　場所、状況別心得

(1)　建物内にいたとき

ア　あわてて外に飛び出すと、屋根がわら、窓ガラスの破片、ネオンサイン、看板等が落ちてきて危険である。また、２階にいる場合は、１階よりも安全であることが多いので、あわてて階段を駆け降りたり、窓や屋根から飛び降りたりしない。
イ　大きな揺れが続くのは、おおむね１分以内であるが、その間、落下物などの危険から身を守るため、次のように行動する。

(ｱ)　倒れるおそれのない丈夫な机やベッドなどの家具に身を寄せる。
(ｲ)　つり下げ物のある場所や重い物をのせた棚、窓ガラスの近くに身を寄せない。

(2)　劇場、百貨店などにいたとき

ア　あわてて出口や階段に殺到すると危険なので、施設の責任者などの誘導に従って落ち着いて行動する。

別紙第１

災害対応の原則等

－令和３年５月　内閣府（防災担当）－

１　災害対応の原則

⑴　準備したものでなければ機能しない。事前の備えは必須である。
⑵　避難指示等の発令について「空振り」は許されるが「見送り」は許されない。
⑶　最悪の事態を想定して、疑わしきときは行動せよ。

２　災害への事前の備え

⑴　平時から国及び熊本県との緊密な連携を保持する。（情報の共有）
⑵　他の市町村との協力体制を構築する。（相互協力）
⑶　村長不在時の責任の明確化を図る。
　（業務継続計画に基づき、①副村長②教育長③総務課長）
⑷　庁舎の代替機能を保持する。（インフラ途絶及び道路途絶等による庁舎の孤立を想定）
⑸　避難所・備蓄品を確保する。
⑹　継続的な人材育成や防災訓練を実施する。（防災は「人」である。）
⑺　住民に対して、自助・共助について呼びかける。（行政の公助だけでは限界がある。）
⑻　避難指示等の発令判断の考え方や地域の災害リスクを確認する。
　（関係機関の助言を得て十分に認識）
⑼　居住地毎の災害リスク及び災害時に取るべき避難行動等を住民に周知する。
　（ハザードマップ等の活用）

２　災害直前の対応

⑴　先行的かつ確実な情報収集に努める。（最悪をイメージして先手を打つ）
⑵　村民と役場が危機感を共有する。
　（防災無線、公式ライン等により正確・迅速・確実な情報を発信する）
⑶　避難指示を的確に発令する。（空振りを恐れない）
⑷　国や熊本県へ助言を求める。（躊躇せず相談）
⑸　村民への避難指示等の情報を確実に伝達する。
　（あらゆる手段を活用し、伝達文は簡潔に緊迫感のある表現）
⑹　要配慮者、避難行動要支援者への確実な伝達を配慮する。（確実に情報収集）
⑺　行動基準に基づき、災害対策本部を迅速に立上げる。（初動対応が鍵となる。）

３　災害発生後の対応

⑴　救急、救命活動等に対して的確に指示する。（人命優先）
⑵　関係機関への応援要請の速やかな判断が必要である。（使えるものは何でも使う）
　※別紙第４「関係機関による災害対応の一例」を参照
⑶　職員を総動員して災害対応に当たる。（応援体制の確保）
⑷　住民やマスコミへの情報発信に留意する。（住民に安心感、支援の獲得）
⑸　ボランティアとの連携に留意する。（行政の手の届かない課題の解決）
⑹　生活環境の保全に留意する。（公衆衛生の悪化防止）

別紙第２

自主防災計画の一例

○○地区自主防災計画

令和８年．○○．○○

地区防災計画の一例

（　　）地区防災計画

１　目　的

（　　）地区は、球磨村地域防災計画に基づき、日頃より、自主防災組織の充実・強化を図り、各種災害の発生に伴う被害の防止・軽減を図る等、安心・安全な地区作りに邁進する。

２　（　　）地区における防災力の充実・強化

（1）　自　助

住民は、「自らの身の安全は自らが守る」、「自分で出来ることは自分で行う」が基本であることに自覚を持ち、平時は、防災知識の習得に努め近隣住民相互に協力する等、災害に備えるとともに、災害時は、早めに避難の処置をとる等、自らの命を守る行動をとるものとする。

（2）　共　助

住民は、平時より行政区等における地域活動を通じて、地区の防災活動に参加する等、積極的なコミュニティづくりを進め「自分達の地区は自分達で守る」という隣保協同の精神と連帯感により防災活動「共助」による地区における防災体制の構築に努める。

災害時には、地区住民が一致団結して「地区で出来ることは地区で行う」を目標に、地区における災害対応を実施するものとする。

３　自主防災組織の活動内容

（1）　平常時の活動内容

ア　自主防災計画の策定・修正
イ　防災知識の普及・啓発活動
ウ　防災訓練の計画・実施
エ　防災情報の収集伝達体制の整備
オ　近隣自主防災組織との連携
カ　災害危険箇所の巡回・点検
キ　個人備蓄の啓発
ク　非常持ち出し品の啓発
ケ　火気使用設備器具の点検
コ　各種災害対応案の保持
サ　避難行動要支援者の把握
シ　避難路の点検
ス　防災資機材の備蓄及び管理

（2）　災害時の活動内容

ア　防災情報の収集伝達
イ　避難勧告・指示等の伝達
ウ　安否確認・避難誘導
エ　避難所の運営協力
（ア）　避難者の統制
（イ）　物資配分
（ウ）　給食・給水

（エ）　ごみ処理
（オ）　防疫対策・し尿処理
オ　見回りによる避難所以外の避難者情報の把握
カ　初期消火
キ　行政機関と連携した救出・救護
ク　避難の呼びかけ
ケ　避難行動要支援者の支援

４　自主防災委員等の編成及び任務
（１）　地区は、自主防災委員等を明示し、自主防災委員を中核とした自主防活動を実施する。
（２）　自主防災委員等の編成及び任務
自主防災委員等の編成及び任務　　別紙第１

５　防災資機材の備蓄及び管理
（１）　地区は、行政機関等と連携し、計画的・段階的に防災資機材を備蓄・管理する。
（２）　防災資機材一覧
防災資機材一覧　　別紙第２

別紙第１

防災委員等の編成及び任務

区　　分	氏　　名	「平常時」活動内容の基準	「災害時」活動内容の基準
会　　長		□防災組織の取りまとめ	
副　会　長		□会長の補佐	
防災委員Ａ		□全般統制 □自主防災計画の策定・修正 □防災知識の普及・啓発 □防災訓練の計画・実施	□全般統制
防災委員Ｂ		□防災情報の収集伝達体制の整備 □近隣自主防災組織との連携 □災害危険箇所の巡回・点検 □避難路の整備 □火気使用設備器具の点検 □個人備蓄の啓発 □非常持ち出し品の啓発	□防災情報の収集伝達 □避難勧告・指示等の伝達 □安否確認・避難誘導 □避難所の運営協力 ▽避難者の統制 ▽物資配分 ▽給食・給水 ▽ごみ処理 ▽仮設トイレ ▽防疫対策・し尿処理 □見回りによる避難所以外の避難者情報の把握
初動対応班長		□各種災害対応案の保持 □避難行動要支援者の把握 □避難路の点検	□初期消火 □行政機関と連携した救出・救護 □避難の呼びかけ □避難行動要支援者の支援
管理班長		□防災資機材の備蓄及び管理	□防災器材の運用

別紙第２

防災資機材一覧

区　　分	品　　目	数　　量
初期消火用	消火器	
情報連絡用	ハンドマイク	
救　助　用	ジャッキ	
	バール	
	のこぎり	
救　護　用	担架	
避難所用	発電機	
	燃料	
	コードリール	
給食・給水用	ガスコンロ	

地区の特性を考慮して、自分達で
必要な資材を考える

別紙第４

関係機関による災害対応の一例

関係機関	支援チーム等	主な活動内容
自衛隊	災害派遣部隊	・行方不明者の捜索及び負傷者の救助 ・人員や物資の輸送 ・給水
消防庁	緊急消防援助隊	・大規模火災発生時の延焼防止等消化活動 ・高度救助用資器材を備えた部隊による要救助者の捜索・救助活動
警察庁	警察災害派遣隊	・検死、死体見分及び身元確認の支援 ・緊急交通路の確保
文部科学省	被災文教施設応急危険度判定	・被災文教施設の応急危険度判定
厚生労働省	災害医療チーム（ＤＭＡＴ）	・急性期（概ね 48 時間以内）から医療活動を実施 ・病院の医療行為を支援 ・被災地の外に搬送する広域医療搬送
	災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）	・医療機関や避難所の被災状況の情報収集とアセスメント ・既存の精神医療システムの支援 ・被災地での精神保健活動への専門的支援 ・被災した医療機関への専門的支援
農林水産省	農林水産省（ＭＡＦＦ－ＳＡＴ）	・被災状況の迅速な把握 ・被災した農地・農業用施設、森林・林業施設、水産関係施設の被害拡大防止や早期復旧の技術支援
国土交通省	緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）	・被災状況の迅速な把握 ・被害の発生及び拡大の防止 ・被災地の早期復旧その他災害応急対応に対する技術的な支援 ・気象解説による市町村や関係機関の防災対応を支援（気象庁防災対策支援チーム）
	全国被災建築物応急危険度判定協議会	・被災建築物の応急危険度判定
	被災宅地危険度判定連絡協議会	・被災宅地の危険度判定 ・擁壁等の宅地の危険度判定
環境省	災害廃棄物処理支援ネットワーク	・一次仮置き場の確保・管理運営、処理困難物対応等に関する現地支援 ・生活ゴミやし尿、避難所ゴミ、片付けゴミの収集・運搬、処理に関する現地支援
ＮＰＯ	全国災害ボランティア支援団体ネットワーク	・現地の中間支援組織との連携 ・避難所支援、家屋の応急措置等を専門とする支援団体の活動のサポート ・支援差団体が活動情報や住民ニーズについて意見交換する「情報共有会議」の開催 ・過去の事例紹介、ノウハウの提供 ・自治体等への支援団体の紹介

備　考

災害の発生に伴い、関係機関が有する機能を有機的に発揮し、迅速・確実な初動対応等に当たるため、平時における防災訓練等に積極的に共同参画する等、日頃から緊密な連携を保持する。

各警戒レベルに基づく、役場及び村民の行動基準等　　別紙第５

１　趣旨：政府が示した「避難勧告等に関するガイドラインの改定」に基づき、球磨村役場の初動体制、編成、行動及び村民の行動基準等を示すもの。
２　各警戒レベルに基づく、役場及び村民の行動基準等

警戒レベル	災害情報等	役場の体制	役場等の編成	役場等の行動	村民の行動
５	・村内にレベル５氾濫特別警報・大雨特別警報・土砂災害特別警報が発表 ・計画高水位超え（渡） ・村内に震度６弱以上の地震が発生	災害対策本部体制	・全職員で対応	・緊急安全確保 ・村民の命を守る最善の行動	・すでに安全な避難ができず、命が危険な状況であり、いまいる場所よりも安全な場所に直ちに移動する。
４	・村内にレベル４氾濫危険警報・大雨危険・警報・土砂災害危険警報が発表 ・村内に記録的短時間大雨情報が発表 ・村内に人的災害が緊迫 ・氾濫危険水位超え（渡） ・村内に震度５弱以上の地震発生 ・村内に線状降水帯の直前予測が発表または線状降水帯が発生		・全職員で対応することを基本	・避難指示	・過去の重大な災害の発生時に匹敵する状況であり、この段階までに避難を完了しておく。 ・台風等により暴風が予想される場合は、暴風が吹き始める前に避難を完了しておく。
３	・村内にレベル３（大雨警報、土砂災害警報等）が発表された場合（夜間に発表の可能性がある場合を含む） ・避難判断水位超え（渡） ・村内に震度４以上の地震発生 ・村内に線状降水帯半日前予測が発表され、更に、予想降雨量５０ミリ以上／１時間及び２００ミリ以上／２４時間が発表された場合	警戒本部体制	・関係課長 ・避難所管理者の指名する者 ・社協事務局長の指名する者 ・防災担当等	・高齢者等避難 ・指定緊急避難場所等の開設 ・福祉避難所の開設	・高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わるとともに避難の準備を開始する等、自主的に避難行動を準備・開始する。 ・高齢者等は立ち退き避難を基準として、避難を開始する。
２	・村内に大雨注意報発令 ・村内に洪水注意報発令 ・氾濫注意水位超え（渡）	情報収集体制	・防災担当職員 ・避難所担当職員	・気象情報を収集 ・避難所の開設準備を完了	・ハザードマップ等により、自宅等の災害リスクを再確認する等、災害への備えを万全にする。
１	・近く警報級の大雨が降るとの予報 ・水防団待機水位超え（渡）		・防災担当職員	・気象情報を収集	・災害への心構えを高める。

※１　住民の避難は、第３レベルの段階において「明るいうちに、動けるうちに、防災無線が聞こえているうちに避難」に留意する。
※２　住民の避難は、第３レベルの段階において「土砂災害警戒区域内及び最大想定浸水区域内からの立ち退き避難」に留意する。
※３　上記基準に基づく他、「熊本地方気象台からのホットライン情報」を重視する。
※４　大雪に関する行動基準は別示する。

別紙第６

令和８年度　災害調査行政区担当表

行政区	主　　任	副　主　任
1	深水　響	吉村　茉莉恵
2	椎屋　美沙	今村　和紀
3	守田　将吾	佐々木　美穂
4	浦野　由紀	高木　正美
5	尾方　由里恵	地下　孝次郎
6	浦野　祐磨	鬼塚　ゆかり
7	高沢　絵利奈	板崎　雄治
8	永井　健太郎	友尻　賢二
9	竹内　龍也	日隠　由香理
10	中渡　孝之	松原　有希
11	杉本　慧和	富樫　睦美
12	上田　晃輔	松原　明裕
13	簑田　琴音	嘉村　真理子
14	那良　昴	甲斐　華桜
15	中村　龍介	内布　尚子
16	渕上　紗希	山村　亜絵里
17	竹下　美咲	川内　健一
18	中村　はづき	木屋　裕子
19	蓑毛　智和	犬童　和成
20	天野　恭平	中津　真美
21	吐合　末樹	川口　道夫

備考

１　災害調査にあっては、主担当職員の計画による。
２　災害対策本部業務を優先する。

別紙第７

住民避難に係る行動基準及び避難所の運用等について

１　趣　旨

住民避難に係る行動基準及び避難所の運用について、職員及び住民の認識を統一して、住民避難時の齟齬を防止する。

２　住民避難に係る行動基準及び避難所の運用等

区分	行動基準	避難所の運用
自主避難	●住民の行動 ・住民が自主的に判断して、安全な場所へ避難する。 ・避難者は、避難状況を役場に通報するものとする。	自主避難所は、使用者の責任において運用し、食事及び毛布等の生活必需品は、使用者が準備する。
高齢者等避難	■役場の対応 高齢者等、特に避難行動に時間を要する者が、避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が、高まった場合に、役場から発令する。 ●住民の行動 ・避難に時間のかかる高齢者等は立ち退き避難を開始する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせはたり、避難の準備をはじめる等、自主的に避難行動を開始する。	■指定緊急避難場所及び福祉避難所 ・球磨村地域防災計画に示す５箇所の指定緊急避難場所をいう。 ・指定緊急避難所の開設・運営は、当初は、職員を配置して、実施することとし、段階的に自主運営に移管するものとする。 ・備蓄品等は、村が優先的に整備する。 ■指定避難所 ・球磨村地域防災計画に示す１８箇所の指定避難所をいう。 ・指定避難所は、住民の計画により、開設・維持・運営するものとし、職員を巡回させて状況を確認させるものとする。 ・備蓄品等は、住民の計画により整備する。
避難指示	■役場の対応 土砂災害警戒情報の発令及び氾濫危険水位への到達等、人的被害の発生する可能性が、明らかに高まった場合に、役場から発令する。 ●住民の行動 ・過去の重大な災害の発生に匹敵する状況であり、この段階までに、自主的に避難を完了しておく ・台風等により暴風が予想される場合は、暴風が吹き始める前に避難を完了する ・避難行動は、立退き避難を基本とするもの、立退き避難をすることが、かえって危険と判断する場合は、近隣の安全な場所への避難や建物内のより安全な部屋へ移動等、緊急避難を開始する。	

※備考：予防的避難は自主避難の範疇ととらえ、自主避難に吻合する

別紙第８

指定緊急避難場所等要員の編成等

(R8.4.1　修正)

区　　分	避難所管理者	担当職員	
エスペランサ桜峯集会所及び特別養護老人ホーム「千寿園」２Ｆスペース	高沢　美由紀（主） 大坂間　一樹（副）	野々原　しおり 松野　伊代 簑田　武洋	簑田　琴音 高田　知歩
せせらぎ避難所及び球磨清流学園	牛塚　友紀（主） 日隠　啓知（副）	尾方　由里恵 浦野　由紀	守田　将吾 橋詰　達夫
コミュニティセンター「たかさわ」	木屋　正行（主） 野々原　真矢（副）	浦野　祐磨 高沢　絵利奈	天野　恭平 上田　晃輔
田舎の体験交流館「さんがうら」	舟戸　文吾（主） 地下　克愛（副）	吐合　末樹 中村　晴香	永井　健太郎 上田　遼
コミュニティセンター「こうのせ」	大岩　誉（主） 中村　龍介（副）	蓑毛　智和 渕上　紗希	中村　はづき 那良　昴

【指定緊急避難所の開設・維持・運営要領】

１　レベル３高齢者等避難の発令に併せて、指定緊急避難場所を開設する。

２　指定緊急避難場所の開設については、避難所を開放することを最優先する。

３　避難所の勤務要領の細部は、各避難所管理者の計画による。

この際、球磨村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について（平成 31 年４月１日施行）及び勤務の長期化と職員の疲労を考慮し、勤務時間は連続して８時間を越えないように配慮するとともに、夜間は２名態勢（避難者が存在する場合）を基準とする。

加えて、荒天時かつ夜中の勤務交代を避けるよう配慮するものとする。

※1 勤務時間の一例：17：00～22：00、22：00～06：00、06：00～12：00、12：00～17：00

※2 勤務交代のための移動等に関しては、荒天時等を避け、職員の安全確保を最優先とし、危険が生じると判断した場合は、勤務時間の一例に限らず、避難所管理者の計画とする。

４　せせらぎ避難所の開設・維持・運営

（1）　高齢者福祉センター「せせらぎ」は、２Ｆの畳部屋のスペースを指定緊急避難場所として開設・維持・運営し、２Ｆの個室を福祉避難所として開設・維持・運営する。

（2）　2F の畳部屋のスペースが満席になった場合は、指定緊急避難場所として、球磨清流学園避難所を開設・維持・運用する。

５　勤務調整

編成表に示す要員は、災害対策本部体制に移行した場合、災害対策本部業務を優先するため、災害対策本部要員として吸い上げる場合がある。

６　避難所への増援

避難者の増加及び不測事態対応等のため、災害対策本部編成表に示す部長クラスの職員を、統制者として避難所に派遣する場合がある。

７　自主防災組織等による避難所運営

住民の発意に基づく積極的な自主防災活動及び住民の意識改革等、今後条件が揃えば自主防災組織に指定緊急避難場所の維持・運営を委託する場合がある。

８　感染症対策

（1）　３密対策を徹底するため、指定緊急避難場所の収容数に応じて、避難者を近隣の

公民館及び学校施設等に分散させるとともに、職員を巡回させる。

※分散避難を予定する施設

・渡地区　　：仮設住宅「みんなの家」

・三ケ浦地区：旧一勝地第２小体育館、松谷公民館

・一勝地地区：球磨清流学園北屋内運動場、かわせみ温泉２Ｆ宿泊スペース

・高沢地区　：高沢多目的集会施設

・神瀬地区　：神照多寺

※その他、本文第３章第８節第７項「避難所一覧」に示す施設について、調整のうえで分散避難させる。

⑵　避難者への備蓄マスクの配布及びマスク着用の呼びかけ、備品等の消毒、避難所の換気等、職員により徹底する。

９　避難所における感染症への更なる対応について　　付紙

付紙

避難所における感染症への更なる対応について

１　趣　旨

「避難所における感染症への対応について」（危防第１８号、健福第１２号、健危管第３０号（令和２年（2020 年）４月８日）付け）に基づき、避難所における感染症への更なる対応について補足するもの

２　補足事項

⑴　可能な限り多くの避難所の開設

発災した災害や被災者の状況等によっては、避難所の収容人数を考慮し、指定緊急避難場所以外の避難所についても、開設・維持・運営する。

このため、本文第３章第８節第７項「避難所一覧」に示す施設について、状況により、分散避難させる如く準備する。

⑵　親類や友人宅等への避難の検討

災害時に避難生活が必要な方に対しては、避難所が過密状態になることを防ぐ（３密状態の回避）ため、可能な場合は親類や友人宅等への避難を検討していただく。

（３）　自宅療養者の避難の検討

保健所及び健康衛生部との協議のうえ対応する。

（４）　避難者の健康状態の確認

避難者の避難所への到着時の健康チェックを重視して健康状態を確認するとともに、避難後も定期的に確認する。

（５）　手洗い、咳エチケット等の基本的な対策の徹底

避難者や避難所運営スタッフは、頻繁に手洗いするとともに、咳エチケット等の基本的な感染対策を徹底する。

（６）　避難所の衛生環境の確保

物品等は定期的に及び目に見える汚れがある場合は、家庭用洗剤を用いて清掃する等、避難所の衛生環境をできる限り整えること。

（７）　十分な換気の実施、スペースの確保等

十分な換気に努めるとともに、避難者が十分なスペースを確保できるよう留意すること。

（８）　発熱、咳等の症状が出た者のための専用スペースの確保

発熱、咳等の症状がでた場合、専用のスペースを確保すること。その際、可能な限り個室にするとともに、専用のトイレを確保することが望ましい。

同じ兆候・症状のある人々を同室にすることは、感染症を想定した場合望ましくない。やむを得ない場合は、パーテーションで区切るなどの工夫が必要である。

（９）　避難者が感染症を発症した場合

感染症を発症した場合は、保健所及び衛生対策係との連携のうえ対応する。